

18 被災者生活再建支援法の適用

18 被災者生活再建支援法の適用

18-1 被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書

番 号
令和 年 月 日

被災者生活再建支援法の適用にかかる被害状況報告書

茨城県知事 大井川 和彦 殿

市町村長名 印

このことについて、被災者生活再建支援法施行令第1条の基準に該当する災害が発生しましたので下記のとおり報告します。

記

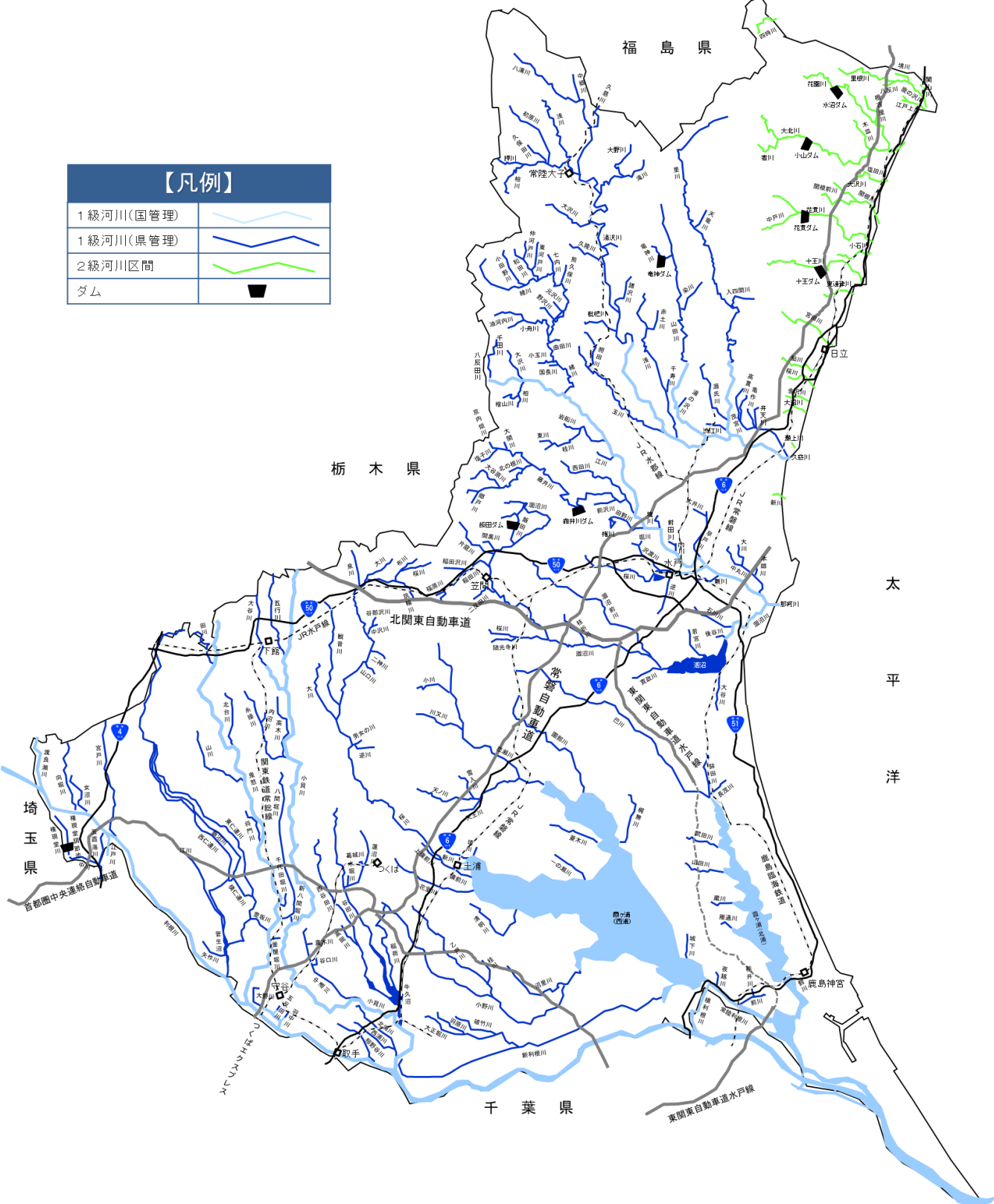
災 害 発 生 日 時	令和 年 月 日 午前・午後 時 分				
災害の原因及び概況					
被害の状況 災害発生場所 (町・字名)	人口	全 壊 世帯数	半 壊 世帯数	床上浸水 世 帯 数	備 考
	人	世帯	世帯	世帯	
合 計					

注1：被災者生活再建支援法施行令第1条第1号に該当する市町村にあつては全ての項目を記載すること。
注2：被災者生活再建支援法施行令第1条第2号、3号に該当する市町村にあつては、全壊世帯数のみ記載すること。
注3：被災者生活再建支援法施行令第1条第4～6号に該当する市町村にあつては、人口及び全壊世帯数を記載すること。

19 河川及び水防

19 河川及び水防

19-1 河川の位置図



19－2 河川（準用）現況総括表

（令和5年3月31日現在）

河川の種類	河川管理者	水系名	河川数（本）	延 長（km）		
				左 岸	右 岸	計
一 級 河 川	国土交通大臣	利根川	11	510.74	174.94	685.68
		久慈川	3	47.80	47.80	95.60
		那珂川	4	60.50	60.50	121.00
		小計	18	619.04	283.24	902.28
	茨 城 県 知 事	利根川	90	792.20	777.65	1,569.85
		久慈川	33	301.62	301.62	603.24
		那珂川	65	375.70	373.00	748.70
		小計	188	1,469.52	1,452.27	2,921.79
	合 計		199	2,088.56	1,735.51	3,824.07
二 級 河 川	茨城県知事		28	189.52	190.65	380.17
総 計			227	2,278.08	1,926.16	4,204.24

※河川数（本）の合計は、国土交通大臣管理区間の上流部に知事管理区間の存する河川（7河川）を除いて集計しているため、小計の計と一致していない。

〈参考〉準用河川の現況

（令和4年3月31日現在）

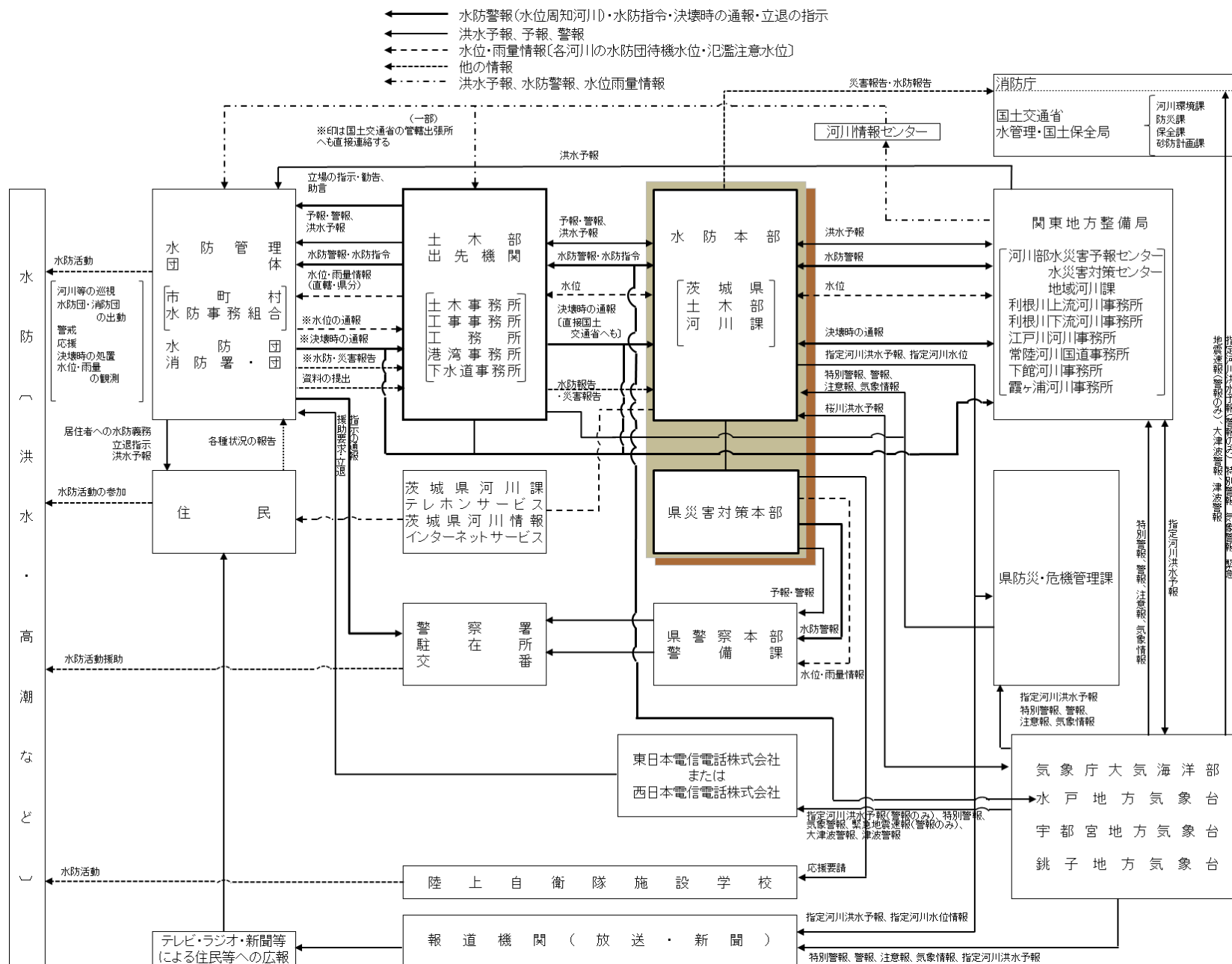
河川の種類	河川管理者	河 川 数	延 長（km）
準用河川	市町村長	99	230.990

19-3 ダムの設置状況及び建設計画概要

(平成31年3月31日現在)

水系河川名	ダム名	設置位置	ダムの型式	堤高 m	堤頂長 m	集水面積 km ²	有効貯水容量 m ³	洪水調節量 (ダム地点) m ³ /S	事業費 億 円	備 考
利根川水系 権現堂川	権現堂調節池	猿島郡五霞町 妻川	自然越流堰	14.5	89.5	120.0	3,702,000	360-240=120	300	H4. 3 完 成
那珂川水系 藤井川	藤井川ダム	城里町下古内	重力式コン クリート	37.5	90.0	70.0	4,212,000	545-210=335	55	H22. 3 再開発 完成
那珂川水系 飯田川	飯田ダム	笠間市飯田	〃	33.0	219.5	13.8	2,240,000	90-30=60	104	H4. 3 完 成
久慈川水系 竜神川	竜神ダム	常陸太田市 下高倉町	〃	45.0	90.0	13.5	2,700,000	110-20=90	41	S54. 3 完 成
十王川水系 十王川	十王ダム	日立市十王町 友部	〃	48.6	205.5	37.7	2,100,000	390-230=160	139	H6. 3 完 成
花貫川水系 花貫川	花貫ダム	高萩市秋山	〃	45.3	223.6	44.0	2,000,000	360-185=175	25	S48. 3 完 成
大北川水系 花園川	水沼ダム	北茨城市 華川町小豆畑	〃	33.7	140.0	37.0	1,660,000	350-170=180	6	S41. 6 完 成
大北川水系 大北川	小山ダム	高萩市横川	〃	65.0	462.0	79.7	15,000,000	880-190=690	460	H18. 3 完 成

19-4 水防時における連絡系統図



19-5 重要水防箇所評定基準

(1) 直轄管理区間

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
越水 (溢水)	計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）が現況の堤防高を超える箇所。	計画高水流量規模の洪水水位（高潮区間の堤防にあっては計画高潮位）と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤体漏水	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあり、かつ堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある堤体の変状が集中している箇所。 堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、堤体の土質、法勾配等からみて堤防の機能に支障が生じる堤体の変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、堤体漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
基礎地盤漏水	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、類似の変状が繰り返し生じている箇所。 基礎地盤の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあり、かつ	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）があり、安全が確認されていない箇所、又は堤防の機能に支障は生じていないが、進行性がある基盤漏水に関する変状が集中している	

	堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）がある箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が特に高いと考えられる箇所。	箇所。 堤防の機能に支障が生じる基礎地盤漏水に関する変状の履歴（被災状況が確認できるもの）はないが、基礎地盤漏水の土質等からみて堤防の機能に支障が生じる変状の生じるおそれがあると考えられる箇所。 水防団等と意見交換を行い、基礎地盤漏水が生じる可能性が高いと考えられる箇所。	
--	--	---	--

種 別	重 要 度		要 注 意 区 間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
水衝・洗掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施工の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施工の箇所。 波浪による河岸の決壊等の危険に瀕した実績があるが、その対策が未施工の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に洗掘されているが、その対策が未施工の箇所。	
工作物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等と計画高水流量規模の洪水の水位（高潮区間の堤防にあつては計画高潮位）との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	

工事施工			出水期間中に堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により本堤に影響を及ぼす箇所。
新堤防・破堤防跡・旧川跡			新堤防で築造後３年以内の箇所。 破堤跡又は旧川跡の箇所。
陸閘			陸閘が設置されている箇所。

注) 重点区間

水防活動上の必要性に応じて、特に水防時に重点的に巡視すべき区間

(2) 県管理区間（河川）

種 別	基 準	
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間
堤 防 高 (流下能力)	1. 計画高水位又は、既往最大水位に対し堤防余裕高が無いが、堤防高が不足しているため、最も危険が予想される箇所 2. 近年の出水により、氾濫等の実績があり背後地が人家密集等で危険が予想される箇所	1. 計画高水位又は、既往最大水位に対し堤防余裕高が少なく、危険が予想される箇所 2. 近年の出水により、氾濫等の実績があり背後地に被害が生じると予想される箇所
堤防断面	1. 堤防断面が上下流に比べ狭く、既往洪水流量に対し最も危険が予想される箇所 2. 天端幅の狭い箇所（一般にカミソリ堤といわれるもの） 3. 近年の出水により、氾濫等の実績があり背後地が人家密集等で危険が予想される箇所	1. 堤防断面が上下流に比べ部分的に狭く、既往洪水流量に対し危険が予想される箇所 2. 天端幅の狭い箇所（一般にカミソリ堤といわれるもの） 3. 近年の出水により、氾濫等の実績があり背後地に被害が生じると予想される箇所
堤体強度	堤体あるいは基礎地盤の土質軟弱等により法崩壊、急激な沈下等の実績がある箇所	堤体あるいは基礎地盤の土質軟弱等により法崩壊、急激な沈下等が予想される箇所
漏 水	1. 堤体又は基礎地盤より漏水の実績があるが、対策が未施工の箇所 2. 漏水の実績は無いが、その恐れが十分に予想される箇所	1. 堤体又は基礎地盤より清水が湧出した実績があり、その対策が未施工の箇所 2. 漏水の実績は無いが、その恐れが予想される箇所
水 衝	1. 洪水時の水衝部において護岸が未施工の箇所 2. 洪水時の水衝部において護岸が度々破損される箇所 3. 破堤又は破堤寸前程度までの決壊等の実績がある箇所	1. 洪水時の水衝部となり、護岸はあるが完全とは考えられない箇所 2. 護岸が古くなって効用が著しく減じられている箇所
洗 掘	1. 堤脚又は護岸の根固め等が洗掘されており、その対策が未施工の箇所 2. 水制等が破損して危険が予想される箇所	1. 河床の低下等が著しく護岸・堤脚等の洗掘される恐れのある箇所
工事施工	1. 2年以上にまたがり、かつ出水期にやむなく施工せざるを得ない工事で、樋管等の工作物が堤防を横断して開削をしている箇所 2. 築堤、掘削工事等のために堤防を横断方向に開削している箇所 3. 工事施工に伴い、その期間中出水期に危険が予想される箇所	1. 樋管、橋台等施工箇所で堤防護岸が未施工の箇所 2. 堤防を開削する工事箇所又は仮締切り等により堤防に影響を及ぼす箇所

種 別	基 準	
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間
工 作 物	1. 取水堰、樋管等の堤防横断工作物で設置時期が古く、不等沈下、漏水等により不慮の事故が予想される箇所 2. 橋梁その他河川横断工作物の桁下高等により通水断面が過小で、特に注意が必要な箇所	1. 橋脚、可動堰等で通水に障害が生じやすい箇所
新 堤 防 破 堤 跡 旧 川 跡 被災箇所	1. 新堤防で築造 1 年以内の箇所	1. 新堤防で築造 3 年以内の箇所 2. 破堤跡又は旧川の箇所 3. 過去に被災実績のある箇所
地 震	1. 「堤体強度」A 評価の箇所 2. 過去の地震において堤防が被災した実績があり、その対策が未施工の箇所	1. 「堤体強度」B 評価の箇所 2. 過去の地震において堤防が被災した実績のある箇所

(3) 県管理区間（海岸）

種別	基準	
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間
高潮	既設堤防高が計画外力に対する所要の高さを満たしてなく、背後地に重要交通網または人口が集中し、越波に対する危険度が高い箇所	既設堤防高が計画外力に対する所要の高さを満たしてなく、A 区間以外の箇所 または、既設堤防高は所要の高さを満たしているものの、海象条件によっては越波のおそれがある箇所
侵食	近年の汀線後退が著しく、H.W.L. 時には砂浜幅が極端に狭くなる箇所 または、高波浪時に波が堤防基部まで遡上し、洗堀による被災の危険度が高い箇所	顕著な汀線後退は見受けられないものの、年に1度程度の割合で、一時的な局所侵食が発生するなど、海象条件によっては洗堀による被災のおそれがある箇所
施設の老朽化	維持管理マニュアル ^{*1} 等による点検結果において、健全度の判定が「A ランク」の箇所 または、築造後 30 年以上が経過し、明らかに躯体の変状・劣化が著しい箇所や消波施設の沈下・散乱により所要の機能が発現されていない箇所	維持管理マニュアル ^{*1} 等による点検結果において、健全度の判定が「B ランク」および「C ランク」の箇所 または、築造後の経過年数が比較的長く、致命的な影響はないものの、変状・劣化が多く確認される箇所や消波施設の沈下・散乱により所要の機能が減少しつつある箇所
堤防の開口部	高波浪や津波来襲時に閉鎖できなければ、背後地にある重要交通網または人口が集中する箇所などが、浸水による被害を受ける恐れがある箇所	高波浪や津波来襲時に閉鎖できなければ、背後地が浸水による被害を受ける恐れがある箇所
地震	耐震点検マニュアル ^{*2} による結果において、レベル1地震動に対する耐震性能（堤体の安定性および液状化）の危険度判定が「高」の箇所 または、東日本大震災時に、液状化が主たる被災要因となった箇所	耐震点検マニュアル ^{*2} による結果において、レベル1地震動に対する耐震性能（堤体の安定性および液状化）の危険度判定が「中」の箇所

※1 海岸保全施設維持管理マニュアル 令和2年6月

※2 海岸保全施設耐震点検マニュアル 平成7年4月

19－6 重要水防箇所一覽表

(1) 統計表（河川）

【利根川水系】

河 川 名	箇所数計 (箇所)	延 長 計 (m)	A		B		要注意区間	
			箇所数 (箇所)	延 長 (m)	箇所数 (箇所)	延 長 (m)	箇所数 (箇所)	延 長 (m)
利根川	414	106,896	36	5,017	327	89,629	51	12,250
鬼怒川	274	49,646	20	765	242	45,431	12	3,450
小貝川	559	132,502	15	325	537	131,730	7	447
霞ヶ浦	212	82,153	0	0	171	71,422	21	10,731
北浦	237	46,147	1	0	233	46,233	3	50
鰐川	17	5,859	0	0	12	3,318	5	2,541
常陸利根川	82	25,950	0	0	44	15,830	38	10,120
横利根川	5	946	2	0	3	946	0	0
江戸川	15	1,297	1	0	13	1,248	1	49
大谷川	15	4,240	8	0	7	4,240	0	0
飯沼川	4	2,463	0	0	4	2,463	0	0
渡良瀬川	25	2,463	0	0	25	2,463	0	0
(直轄小計)	1,859	460,562	83	6,107	1,618	414,953	138	39,638
山田川	3	290	2	290	1	0	0	0
巴川	4	9,980	4	9,980	0	0	0	0
鉾田川	6	1,080	6	1,080	0	0	0	0
前川	5	5,460	2	2,480	3	2,980	0	0
稲井川	2	2,340	2	2,340	0	0	0	0
夜越川	4	3,800	0	0	4	3,800	0	0
小野川	5	21,500	0	0	5	21,500	0	0
乙戸川	6	32,920	6	32,920	0	0	0	0
桜川	54	53,140	18	16,270	36	36,870	0	0
逆川	1	45	0	0	1	45	0	0
山口川	2	160	2	160	0	0	0	0
新川	3	3,400	3	3,400	0	0	0	0
城下川	2	1,780	2	1,780	0	0	0	0
園部川	2	2,800	2	2,800	0	0	0	0
恋瀬川	26	49,450	12	19,050	14	30,400	0	0
天ノ川	1	1,250	0	0	1	1,250	0	0
川又川	1	950	0	0	1	950	0	0
北浦川	15	9,500	2	2,200	13	7,300	0	0
西浦川	2	4,000	2	4,000	0	0	0	0
谷田川	6	2,696	6	2,696	0	0	0	0

河 川 名	箇所数計 (箇所)	延 長 計 (m)	A		B		要注意区間	
			箇所数 (箇所)	延 長 (m)	箇所数 (箇所)	延 長 (m)	箇所数 (箇所)	延 長 (m)
西谷田川	8	25,970	6	23,870	2	2,100	0	0
中通川	17	10,140	15	9,370	2	770	0	0
真木川	2	450	0	0	2	450	0	0
八間堀川	8	6,660	6	5,560	2	1,100	0	0
糸繰川	2	3,300	0	0	2	3,300	0	0
五行川	2	250	1	50	1	200	0	0
新利根川	12	10,283	2	6,000	10	4,283	0	0
破竹川	2	313	0	0	2	313	0	0
大正堀川	2	5,600	0	0	2	5,600	0	0
相野谷川	4	6,400	4	6,400	0	0	0	0
千代田堀川	2	1,620	0	0	2	1,620	0	0
将門川	4	2,300	0	0	4	2,300	0	0
山川	8	3,220	2	360	6	2,860	0	0
豊坂川	3	3,510	1	10	2	3,500	0	0
田川	13	9,920	11	2,920	2	7,000	0	0
飯沼川	14	68,220	1	0	13	68,220	0	0
東仁連川	10	22,450	6	7,450	4	15,000	0	0
横仁連川	2	3,000	0	0	2	3,000	0	0
江川	1	0	0	0	1	0	0	0
西仁連川	27	83,280	0	0	27	83,280	0	0
宮戸川	10	27,950	0	0	10	27,950	0	0
女沼川	6	8,860	4	7,260	2	1,600	0	0
五霞落川	3	1,000	0	0	3	1,000	0	0
向堀川	1	0	0	0	1	0	0	0
矢作川	1	0	0	0	1	0	0	0
(県 小計)	314	511,237	130	170,696	184	340,541	0	0
合 計	2,173	971,799	213	176,803	1,802	755,494	138	39,638

【那珂川水系】

河 川 名	箇所数計 (箇所)	延 長 計 (m)	A		B		要注意区間	
			箇所数 (箇所)	延 長 (m)	箇所数 (箇所)	延 長 (m)	箇所数 (箇所)	延 長 (m)
那珂川	152	69,837	108	51,634	42	17,608	2	595
桜川	37	7,507	30	3,197	7	4,310	0	0
澗沼川	13	12,940	13	12,940	0	0	0	0
藤井川	18	3,651	18	3,651	0	0	0	0
(直轄小計)	220	93,935	169	71,422	49	21,918	2	595
澗沼川	32	36,042	16	14,870	16	21,172	0	0

河 川 名	箇所数計 (箇所)	延 長 計 (m)	A		B		要注意区間	
			箇所数 (箇所)	延 長 (m)	箇所数 (箇所)	延 長 (m)	箇所数 (箇所)	延 長 (m)
石川川	8	9,595	8	9,595	0	0	0	0
後谷川	2	1,600	0	0	2	1,600	0	0
澗沼前川	4	6,760	2	4,660	2	2,100	0	0
枝折川	2	840	0	0	2	840	0	0
桜川	4	640	0	0	4	640	0	0
稲田川	4	1,200	0	0	4	1,200	0	0
中丸川	5	10,620	3	7,820	2	2,800	0	0
大川	2	3,372	2	3,372	0	0	0	0
新川	3	920	0	0	3	920	0	0
桜川	2	1,200	0	0	2	1,200	0	0
逆川	1	45	0	0	1	45	0	0
沢渡川	2	5,476	2	5,476	0	0	0	0
早戸川	6	4,550	0	0	6	4,550	0	0
大井川	2	1,600	2	1,600	0	0	0	0
境川	2	1,150	2	1,150	0	0	0	0
田野川	3	1,040	2	1,000	1	40	0	0
藤井川	5	1,890	0	0	5	1,890	0	0
西田川	4	1,870	4	1,870	0	0	0	0
塩子川	1	200	0	0	1	200	0	0
江川	2	400	0	0	2	400	0	0
桂川	4	800	0	0	4	800	0	0
緒川	17	2,733	5	1,170	12	1,563	0	0
小田野川	1	100	0	0	1	100	0	0
(県 小計)	118	94,643	48	52,583	70	42,060	0	0
合 計	404	226,144	267	153,220	135	72,329	2	595

【久慈川水系】

河 川 名	箇所数計 (箇所)	延 長 計 (m)	A		B		要注意区間	
			箇所数 (箇所)	延 長 (m)	箇所数 (箇所)	延 長 (m)	箇所数 (箇所)	延 長 (m)
久慈川	133	50,458	99	39,291	34	11,167	0	0
山田川	66	18,901	20	2,896	45	16,003	1	2
里川	69	18,365	61	16,504	7	1,828	1	33
(直轄小計)	268	87,724	180	58,691	86	28,998	2	35
久慈川	56	27,238	36	19,942	20	7,296	0	0
茂宮川	3	670	1	70	2	600	0	0
亀作川	2	300	0	0	2	300	0	0
里川	10	1,935	4	1,120	6	815	0	0
源氏川	3	3,490	0	0	3	3,490	0	0

河 川 名	箇所数計 (箇所)	延 長 計 (m)	A		B		要注意区間	
			箇所数 (箇所)	延 長 (m)	箇所数 (箇所)	延 長 (m)	箇所数 (箇所)	延 長 (m)
浅川	6	1,030	1	0	5	1,030	0	0
玉川	2	120	0	0	2	120	0	0
滝川	2	260	1	60	1	200	0	0
押川	14	3,953	10	3,557	4	396	0	0
浅川	2	100	0	0	2	100	0	0
初原川	6	4,950	2	600	4	4,350	0	0
(県 小計)	106	44,046	55	25,349	51	18,697	0	0
合 計	376	131,770	235	84,040	137	47,695	2	35

【二級水系】

河 川 名	箇所数計 (箇所)	延 長 計 (m)	A		B		要注意区間	
			箇所数 (箇所)	延 長 (m)	箇所数 (箇所)	延 長 (m)	箇所数 (箇所)	延 長 (m)
里根川	9	2,400	3	800	6	1,600	0	0
境川	1	22	1	22	0	0	0	0
江戸上川	1	0	1	0	0	0	0	0
大北川	6	3,780	5	3,780	1	0	0	0
花園川	7	725	7	725	0	0	0	0
塩田川	6	6,800	0	0	6	6,800	0	0
関根川	20	8,731	6	1,031	14	7,700	0	0
花貫川	11	1,620	3	80	8	1,540	0	0
小石川	7	1,929	3	499	4	1,430	0	0
十王川	13	4,190	5	2,500	8	1,690	0	0
東連津川	1	51	1	51	0	0	0	0
鮎川	1	51	1	51	0	0	0	0
大沼川	2	550	2	550	0	0	0	0
瀬上川	2	140	2	140	0	0	0	0
県 計	87	30,989	40	10,229	47	20,760	0	0

【全水系 合計】

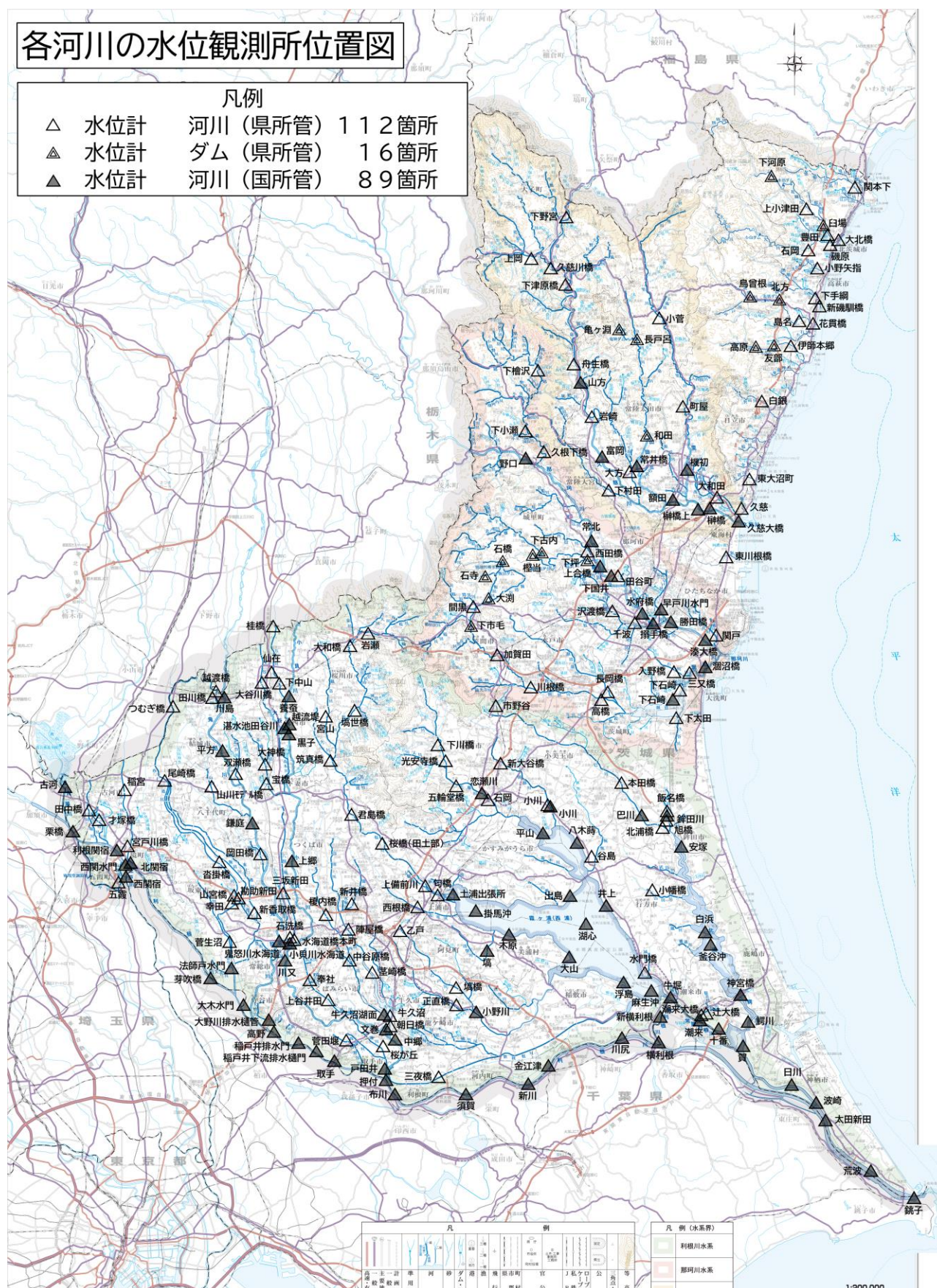
直 轄	2,347	642,221	432	136,220	1,753	465,869	142	40,268
県	625	680,915	273	258,857	352	422,058	0	0
合 計	2,972	1,323,136	705	395,077	2,105	887,927	142	40,268

(2) 統計表 (海岸)

海 岸 名	箇所数計 (箇所)	延 長 計 (m)	A	B
			箇所数 (箇所)	箇所数 (箇所)
神岡下海岸	1	347	0	1
神岡上海岸	5	2,300	4	1
磯原海岸	5	1,523	4	1
下桜井海岸	2	935	1	1
足洗海岸	3	1,405	1	2
栗野海岸	1	70	1	0
小野矢指海岸	3	835	1	2
赤浜海岸	3	2,479	1	2
高戸海岸	2	1,271	0	2
有明海岸	1	680	0	1
高浜海岸	1	1,400	0	1
伊師海岸	2	3,877	0	2
小木津海岸	4	666	3	1
日高海岸	2	1,169	2	0
田尻海岸	1	209	1	0
滑川海岸	3	1,086	2	1
宮田海岸	3	1,558	1	2
助川海岸	3	560	0	3
会瀬海岸	3	200	0	3
成沢海岸	5	238	2	3
多賀海岸	3	2,200	0	3
河原子海岸	1	6	0	1
金沢海岸	3	1,286	2	1
平磯海岸	2	1,175	1	1
阿字ヶ浦海岸	3	996	2	1
磯崎海岸	1	700	0	1
磯浜海岸	1	500	1	0
成田海岸	1	4,341	1	0
大貫海岸	1	375	1	0
上釜海岸	3	3,500	0	3
玉田海岸	3	2,400	1	2
勝下海岸	2	2,600	0	2
柏熊海岸	2	1,400	0	2
大竹海岸	3	3,273	0	3
汲上海岸	4	3,200	0	4

海岸名	箇所数計 (箇所)	延長計 (m)	A	B
			箇所数 (箇所)	箇所数 (箇所)
上沢海岸	4	2,454	0	4
飯島海岸	2	200	0	2
上幡木海岸	1	1,160	0	1
大小志崎海岸	1	1,414	0	1
武井釜海岸	1	684	0	1
浜津賀海岸	1	779	0	1
荒井海岸	1	796	0	1
青塚海岸	1	1,215	0	1
角折海岸	1	1,416	0	1
荒野海岸	1	1,619	0	1
小山海岸	1	769	0	1
清水海岸	1	1,100	0	1
明石海岸	1	823	0	1
神向寺海岸	1	327	0	1
小宮作海岸	1	933	0	1
下津海岸	1	1,067	0	1
常陸那珂港海岸	1	22	1	0
大洗港区海岸	4	871	4	0
川尻港海岸	1	70	0	1
日立港区海岸	2	150	2	0
会瀬漁港海岸	1	2,063	0	1
河原子港海岸	2	692	1	1
水木漁港海岸	1	2,307	0	1
鹿島港海岸	1	5,210	0	1
平潟漁港海岸	1	2,207	0	1
大津漁港海岸	1	979	1	0
磯崎漁港海岸	2	1,564	1	1
平磯漁港海岸	1	2,817	0	1
那珂湊漁港海岸	1	903	0	1
波崎漁港海岸	1	1,075	0	1
合計	126	88,446	43	83

19-7 各河川の水位観測所位置図



19－8 河川の量水標の位置、水防団待機水位(通報水位)、氾濫注意水位(警戒水位)、氾濫危険水位(危険水位)(法12条)

水位が警戒水位を超えるときは、量水標管理者は水位状況を報道機関、茨城県河川課テレホンサービスにより公表するものとする。

河川名	量 水 標 所 在 地				平水位	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画高 水位	過去最高水位		零点高	堤防天端高		量水標管理者
	観測所	郡 市	町 村	大 字							最高 水位	年月日		左 岸	右 岸	
久慈川	しものみや 下野宮	久慈郡	大子町	下野宮		2.60	2.80	3.10	3.40	5.76	5.91	令元.10.12	T. P. +121.88	T. P. +121.89	T. P. +121.90	大子工務所長
〃	くじがわばし 久慈川橋	〃	〃	大子		3.30	3.70	4.10	4.50	7.82	7.69	令元.10.13	T. P. +93.65	T. P. +103.80	T. P. +100.19	〃
〃	しもつはらばし 下津原橋	〃	〃	袋田		4.70	5.00	6.20	6.70	9.17	10.60	令元.10.13	T. P. +79.96	T. P. +89.99	T. P. +89.42	〃
〃	ふにゅうはし 舟生橋	常陸大 宮市		家和楽	-0.39	2.20	2.80	3.30	3.60	6.73	5.63	平11.7.14	T. P. +43.39	T. P. +48.89	T. P. +58.160	常陸大宮土木事務所長
〃	いわさき 岩崎	〃		岩崎							8.90	令元.10.13				〃
〃	やまがた 山方	〃		山方	-1.12						5.08	昭22.9.16	T. P. +37.708	T. P. +43.460	T. P. +46.100	国土交通省
〃	とみおか 富岡	〃		富岡	-1.79	1.50	2.50	2.90	3.50	6.09	5.73	令元.10.13	T. P. +16.548	T. P. +22.940	T. P. +22.210	〃
〃	きかきばし 櫛橋	日立市		下土木 内町	0.14	2.70	3.70	6.30	6.70	7.54	7.65	昭61.8.5	T. P. +0.098	T. P. +10.270		〃
茂宮川	おおわだ 大和田	〃		大和田 町	0.27	2.10	2.40	2.80	3.10	3.98	4.21	平6.10.21	T. P. -0.20	T. P. +3.75	T. P. +4.07	高萩工事事務所長
里 川	こすが 小菅	常陸太 田市		小菅	0.22						4.46	令元.10.12	T. P. + 178.49	T. P. +186 .65	T. P. +182 .02	常陸太田工事事務所長
〃	まちや 町屋	〃		西河内 下町	0.79	1.90	2.50	2.70	3.00	4.20	4.32	令元.10.12	T. P. +46.52	T. P. +51.16	T. P. +52.98	〃
〃	はたぞめ 機初	〃		幡町	-0.36	2.00	3.00	3.00	3.10	4.60	3.99	昭61.8.5	T. P. +8.197	T. P. +14.180	T. P. +14.430	国土交通省
山田川	とまいはし 常井橋	〃		大方町	-0.43	2.00	3.00	3.50	3.80	4.45	3.64	昭52.9.20	T. P. +17.233	T. P. +23.130	T. P. +23.330	〃
浅 川	おおかた 大方	〃		大方	0.36	2.19	2.66	3.11	3.24	4.17	4.50	昭61.8.5	T. P. +14.81	T. P. +19.36	T. P. +19.53	常陸太田工事事務所長
玉 川	しもむらた 下村田	常陸大 宮市		下村田	0.22								T. P. +14.94	T. P. +19.35	T. P. +19.36	〃
押 川	うわおか 上岡	久慈郡	大子町	上岡	-0.49	1.90	2.10	2.70	2.80	3.98	3.70	昭22.6.13	T. P. +113.77	T. P. +118.78	T. P. +118.62	大子工務所長

河川名	量 水 標 所 在 地				平水位	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画高 水位	過去最高水位		零点高	堤防天端高		量水標管理者
	観測所	郡 市	町 村	大 字							最高 水位	年 月 日		左 岸	右 岸	
那珂川	こぐち 小口	栃木県 那須郡	那珂川 町	小口	0.53	4.00	5.00	5.00	5.50	9.67	6.54	令元. 10. 13	T. P. +99.783	T. P. + 109.940	T. P. + 111.570	国土交通省
〃	のぐち 野口	常陸大 宮市		野口	-1.55	2.50	3.50	4.10	4.50	7.56	6.48	令元. 10. 13	T. P. +21.756	T. P. +29.490	T. P. +28.610	〃
〃	すいふぼし 水府橋	水戸市		根本	1.33	3.00	4.00	5.40	5.80	8.36	9.78	令元. 10. 13	T. P. -1.317	T. P. +9.040	T. P. +10.420	〃
澗沼川 (那珂川)	すいふぼし 水府橋	〃		根本	1.33	3.00	4.00	5.20	5.70	8.36	9.15	昭 61. 8. 5	T. P. -1.317	T. P. +9.040	T. P. +10.420	〃
桜 川 (那珂川)	すいふぼし 水府橋	〃		根本	1.33	3.00	4.00	7.80	8.10	8.36	9.15	昭 61. 8. 5	T. P. +1.317	T. P. +9.040	T. P. +10.420	〃
藤井川 (那珂川)	のぐち 野口	常陸大 宮市		野口	-1.55	2.50	3.50	4.20	4.70	7.56	6.80	昭 22. 9. 16	T. P. +21.756	T. P. +29.490	T. P. +28.610	〃
澗沼川	まぐろ 間黒	笠間市		日向片 庭町		2.10	2.50	2.63	3.02	3.22	3.48	平 26. 10. 6	T. P. +38.37	T. P. +42.48	T. P. +43.20	水戸土木事務所長
〃	か が た 加賀田	〃		下加賀 田		2.30	2.80	3.58	3.92	4.06	3.63	平 27. 9. 10	T. P. +20.98	T. P. +24.80	T. P. +25.54	〃
〃	かわねぼし 川根橋	〃		押辺									T. P. +8.08	T. P. +15.90	T. P. +15.64	〃
〃	たかはし 高 橋	東茨城 郡	茨城町	奥の谷	0.8	3.10	3.30	4.24	4.71	5.29	5.07	平 26. 10. 6	T. P. -0.24	T. P. +5.82	T. P. +5.52	〃
〃	しもしぎき 下石崎	〃	〃	下石崎	0.61	1.30	1.54				4.00	昭 13. 6. 30	T. P. -0.69	T. P. +3.37	T. P. +3.28	〃
石川川	い の ぼし 入野橋	水戸市		下入野 町									T. P. -0.02	T. P. +2.03	T. P. +2.27	〃
〃	みつまたぼし 三叉橋	〃		大場町	0.81						2.54	平 23. 9. 22	T. P. -0.57	T. P. +2.31	T. P. +4.21	〃
大谷川	したおた 下太田	鉾田市		下太田												鉾田工事事務所長
澗沼前川	ながおがぼし 長岡橋	東茨城 郡	茨城町	長岡							3.65	平 23. 9. 22	T. P. -0.31	T. P. +6.21		水戸土木事務所長
中丸川	せきど 関戸	ひたち なか市		柳沢	0.4						2.62	令元. 10. 13	T. P. -0.33	T. P. +2.14	T. P. +2.03	常陸大宮土木事務所長
桜 川	せんば 千波	水戸市		下梅香	1.51						2.15	平 23. 9. 22	T. P. +1.72	T. P. +7.92	T. P. +6.06	水戸土木事務所長
沢渡川	さわどぼし 沢渡橋	〃		自由が 丘									T. P. +12.79	T. P. 15.77	T. P. 15.67	〃

河川名	量 水 標 所 在 地				平水位	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画高 水位	過去最高水位		零点高	堤防天端高		量水標管理者
	観測所	郡 市	町 村	大 字							最高 水位	年 月 日		左 岸	右 岸	
西田川	にしだばし 西田橋	水戸市		藤井町	0.76						4.53	平 27.9.10	T. P. +4.29	T. P. +9.36	T. P. +9.46	水戸土木事務所長
境 川	たやちよう 田谷町	〃		田谷町									T. P. +5.02	T. P. +7.04	T. P. +7.09	〃
緒 川	しもひさわ 下桧沢	常陸大 宮市		下桧沢	0.29	1.14	1.50				3.19	令元.10.12	Y. P. +110.06	Y. P. + 117.730	Y. P. + 117.605	常陸大宮土木事務所長
〃	しもおが 下小瀬	〃		下小瀬	0.09	1.50	2.00				2.57	令元.10.12	Y. P. +43.45	Y. P. +47.411	Y. P. +47.403	〃
〃	くねしたはし 久根下橋	〃		野口平												〃
利根川	やつたじま 八斗島	群馬県 伊勢崎 市		八斗島 町	-2.43	0.80	1.90	3.10	4.10	5.28	5.28	昭 22. 9. 15	Y. P. +45.232	8.14	8.11	国土交通省
〃	くりはし 栗 橋	埼玉県 久喜市		栗橋	-0.71	2.70	5.00	7.60	9.20	9.90	9.61	令元.10.13	Y. P. +11.070	12.29	11.48	〃
〃	めぶきはし 芽吹橋	千葉県 野田市		目吹	-2.24	2.00	5.00	6.90	7.40	7.94	7.88	令元.10.13	Y. P. +6.145	9.84	9.48	〃
〃	とりで 取手	取手市		新町	-1.78	2.50	5.40	6.90	7.40	7.93	8.99	昭 16. 7. 23	Y. P. +2.989	12.96	14.45	〃
〃	おしつけ 押 付	北相馬 郡	利根町	押付新 田	-0.62	3.10	5.75	7.10	7.80	8.03	9.22	昭 16. 7. 23	Y. P. +1.750	12.62	12.00	〃
〃	よことね 横利根	稲敷市		西代	1.06	2.10	2.85	3.90	4.40	5.02	5.74	昭 25. 8. 6	Y. P. +0.021	9.36	9.38	〃
〃	すが 須賀	千葉県 印旛郡	栄町	和田	0.5	2.75	4.95			7.40	8.33	昭 16. 7. 23	Y. P. +0.623	10.59	11.38	〃
常陸利 根川 (常陸 川・外 浪逆 浦)	しらはま 白 浜	行方市		白浜		1.50	2.10	2.50	2.60	2.85						〃
鰐 川	しらはま 白 浜	〃		白浜		1.50	2.10	2.50	2.60	2.85						〃
北 浦	しらはま 白 浜	〃		白浜	1.1～ 1.3	1.50	2.10	2.50	2.60	2.85	2.49	平 3.10.13	Y. P. -0.112		Y. P. +3.57	〃

河川名	量 水 標 所 在 地				平水位	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画高 水位	過去最高水位		零点高	堤防天端高		量水標管理者
	観 測 所	郡 市	町 村	大 字							最高 水位	年 月 日		左 岸	右 岸	
霞ヶ浦 (西浦)	でじま 出島	かすみ がうら 市		坂	1.1～ 1.3	1.50	2.10	2.50	2.60	2.85	2.50	平 3.10.14	Y. P. -0.115	Y. P. +3.49		国土交通省
常陸利 根川 (北利 根川)	でじま 出島	〃		坂		1.50	2.10	2.50	2.60	2.85						〃
横利根川	しんがとね 新横利根	稲敷市		八筋川	0.9～ 1.1	1.30	1.40	—	1.50	1.50	1.52	平 14.7.11	Y. P. -0.117	Y. P. +4.35	Y. P. +3.20	〃
鬼怒川	かわしま 川島	筑西市		下川島	-3.66	0.00	1.10	2.40	3.40	5.91	5.80	昭 13.9.1	Y. P. +28.941	Y. P. +36.800	Y. P. +37.302	〃
〃	きぬがわ 鬼怒川 みづかいどう 水海道	常総市		水海道 本町	-3.99	1.50	3.50	5.30	6.00	7.33	8.07	平 27.9.10	Y. P. +9.914	Y. P. +19.521	Y. P. +19.143	〃
小貝川	みや 三谷	栃木県 真岡市		高田	-0.5	1.40	1.80	2.90	3.20	3.38	3.78	昭 61.8.5	Y. P. +51.664	Y. P. +54.782	Y. P. +56.640	〃
〃	くろご 黒子	筑西市		西保末	0.56	2.50	3.80	5.10	5.80	6.08	6.86	昭 61.8.5	Y. P. +17.118	Y. P. +26.030	Y. P. +24.902	〃
〃	かみごう 上郷	常総市		本豊田	0.61	3.00	3.60	4.90	5.30	5.54	6.10	昭 61.8.6	Y. P. +13.247	Y. P. +20.762	Y. P. +20.379	〃
〃	こかいがわ 小貝川 みづかいどう 水海道	〃		水海道 淵頭町	1.07	3.80	4.60	6.10	6.50	6.60	7.03	昭 61.8.6	Y. P. +8.824	Y. P. +17.451	Y. P. +17.366	〃
江戸川	にしせきやど 西関宿	埼玉県 幸手市		西関宿	-1.06	4.50	6.10	8.10	8.90	9.12	8.93	昭 22.9.16	Y. P. +8.500	Y. P. +20.630	Y. P. +19.870	〃
渡良瀬川	こが 古河	古河市		桜町	-1.39	2.70	4.70	8.90	9.70	9.72	9.14	昭 22.9.15	Y. P. +11.946	12.12	12.60	〃
巴 川	いちのや 市野谷	笠間市		押辺									T. P. + 32.27	T. P. + 33.85	T. P. 33.89	水戸土木事務所長
〃	きたうらほし 北浦橋	鉾田市		串挽	1.46	2.20	2.70	3.30	3.43	3.58	2.73	平 25.10.16	Y. P. -0.48	Y. P. +3.78	Y. P. +3.883	鉾田工事事務所長
〃	ほんだほし 本田橋	〃		下富田												〃
鉾田川	いいなほし 飯名橋	〃		飯名												〃
〃	あきひげし 旭橋	〃		鉾田	0.96		2.20			2.80	2.56	昭 41.6.28	Y. P. -0.22	Y. P. +2.95	Y. P. +2.95	〃

河川名	量 水 標 所 在 地				平水位	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画高 水位	過去最高水位		零点高	堤防天端高		量水標管理者
	観測所	郡 市	町 村	大 字							最高 水位	年 月 日		左 岸	右 岸	
山田川	おぼたばし 小幡橋	行方市		小幡												銚田工事事務所長
前 川	いたこ 潮来 おおはし 大橋	潮来市		潮来		1.50	1.60	1.70	1.80	1.90			Y. P. -0.13	Y. P. +3.10	Y. P. +1.91	潮来土木事務所長
〃	つじおおはし 辻大橋	〃		辻												〃
小野川	しょうちきばし 正直橋	牛久市		正直町	0.21						3.20	平 16.10.9	Y. P. +2.63	Y. P. +7.12	Y. P. +7.12	竜ヶ崎工事事務所長
乙戸川	おつと 乙戸	土浦市		乙戸南												土浦土木事務所長
〃	はなわばし 塙 橋	牛久市		久野町	0.5						2.62	平 16.10.21	Y. P. +5.48	Y. P. + 8.63	Y. P. + 8.89	竜ヶ崎工事事務所長
花室川	にしのばし 西根橋	土浦市		後田	0.35								Y. P. +2.90	Y. P. +8.51	Y. P. +8.58	土浦土木事務所長
桜 川	いわせ 岩瀬	桜川市		岩瀬	-0.65						7.46	平 11.12.14	Y. P. +42.07	Y. P. +45.41	Y. P. +45.01	筑西土木事務所長
〃	やまとばし 大和橋	〃		青木												〃
〃	はなわ せ ばし 塙 世橋	〃		真壁町 亀熊	0.13	2.30	2.80			5.46	4.10	昭 13.6.29	Y. P. +27.19	Y. P. +32.75	Y. P. +31.31	〃
〃	ちくま ばし 筑真橋	筑西市		東石田	0.09						3.30	平 11.7.15	Y. P. +17.55	Y. P. +24.23	Y. P. +23.87	土浦土木事務所長
〃	きみじま ばし 君島橋	つくば 市		君島	0.595	3.60	4.00			5.01	6.14	昭 41.6.28	Y. P. +8.940	Y. P. +15.080	Y. P. +14.350	〃
〃	さくらばし 桜 橋 (田土部)	土浦市		田土部	1.43	4.00	4.30	4.50	5.50	6.66	5.50	平 27.9.10	Y. P. +2.320	Y. P. +9.61	Y. P. +9.79	〃
〃	に かい ばし 匂 橋	〃		桜町	1.23	2.41	2.91			3.94	4.22		Y. P. +0.55	Y. P. +5.30	Y. P. +5.01	〃
観音川	みややま 宮山	筑西市		宮山	0.14								Y. P. +24.51	Y. P. +27.45	Y. P. +26.41	筑西土木事務所長
城下川	すいもん ばし 水門橋	行方市		麻生												高萩工事事務所長
梶無川	やじま 谷島	〃		谷島	0.39								Y. P. +0.56	Y. P. +3.99	Y. P. +3.86	銚田工事事務所長

[illegible]

河川名	量 水 標 所 在 地				平水位	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画高 水位	過去最高水位		零点高	堤防天端高		量水標管理者
	観測所	郡 市	町 村	大 字							最高 水位	年 月 日		左 岸	右 岸	
新八間堀川	いしあらいばし 石洗橋	常総市		水海道 橋本町												〃
糸繰川	だいじんばし 大神橋	下妻市		大宝	-0.05								Y. P. +15.91	Y. P. +20.22	Y. P. +20.27	〃
〃	たからばし 宝 橋	〃		平沼												〃
大谷川	おおやがわばし 大谷川橋	筑西市		外塚	0.97								Y. P. +28.46	Y. P. +32.31	Y. P. +32.47	筑西土木事務所長
五行川	かつらばし 桂 橋	〃		樋口	-0.22	1.16	1.69	2.36	2.75	3.50	5.17	平 11.9.12	Y. P. +43.88	Y. P. +47.81	Y. P. +47.64	〃
〃	しもなかやま 下中山	〃		下中山												〃
〃	せんざい 仙 在	〃		稲野辺	0.09	1.85	2.38	3.09	3.63	4.51	4.88	昭 61.8.5	Y. P. +30.68	Y. P. +35.88	Y. P. +35.83	〃
新利根川	さんやばし 三夜橋	北相馬 郡	利根町	惣新田									Y. P. +1.25			竜ヶ崎工事事務所長
相野谷川	すがたせき 菅田堰	取手市		桑原									Y. P. +4.91			〃
将門川	おかだばし 岡田橋	常総市		向石下												常総工事事務所長
山 川	やまかわ 山川モ デル橋	結城郡	八千代 町	兵庫	0.61						2.95	平 27.9.10	Y. P. +21.22	Y. P. +25.06	Y. P. +25.12	〃
北台川	ふたばし 双瀬橋	下妻市		桐ヶ瀬												〃
田 川	こさぶらばし 越渡橋	結城市		結城												筑西土木事務所長
〃	たがわばし 田川橋	〃		小森												〃
飯沼川	いんすけしん 勘助新田	坂東市		勘助新 田												境工事事務所長
〃	こうだ 幸田	〃		幸田新 田	-0.58	1.91	2.91			5.30	5.30	昭 34.8.14	Y. P. +6.87	Y. P. +9.69	Y. P. +10.19	〃
〃	すがぬま 菅生沼	〃		神田山	0.33	2.20	4.20			7.05	6.95	昭 34.8.14	Y. P. +6.00	Y. P. +13.32	Y. P. +13.85	〃
東仁連川	しんかとりばし 新香取橋	〃		庄右衛 門新田	0.36						3.06	平 27.9.11	Y. P. +8.30	Y. P. + 12.70	Y. P. + 12.20	〃

河川名	量 水 標 所 在 地				平水位	水防団 待機 水位	氾濫 注意 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 水位	計画高 水位	過去最高水位		零点高	堤防天端高		量水標管理者
	観測所	郡 市	町 村	大 字							最高 水位	年 月 日		左 岸	右 岸	
西仁連川	つむぎ橋	結城市		小田林												筑西土木事務所長
〃	おぎきばし 尾崎橋	古河市		東諸川	0.22	2.10	2.60		3.10	3.30	3.14	平 27.9.10	Y. P. +12.18	Y. P. +15.96	Y. P. +15.87	境工事事務所長
〃	くつかげばし 杓掛橋	坂東市		杓掛	0.88	2.60	2.90		3.20	5.20	4.00	昭 34.8.14	Y. P. +8.78	Y. P. +15.96	Y. P. +15.35	〃
〃	やまみやばし 山宮橋	〃		勘助新 田												〃
宮戸川	いなみや 稲宮	古河市		稲宮	2.22						3.99	平 28.8.22	Y. P. +12.36	Y. P. +16.43	Y. P. +15.56	〃
〃	みやとわばし 宮戸川橋	猿島郡	境町	塚崎												〃
女沼川	さいつかげばし 才塚橋	古河市		釈迦												〃
五霞落川	ごか 五霞	猿島郡	五霞町	江川	0.27						2.43	平 28.8.23	A. P. +6.12	A. P. +10.89	A. P. +10.78	〃
向堀川	たなかばし 田中橋	古河市		砂井新 田	3.12						6.54	平 27.9.10	Y. P. +10.05	Y. P. +16.18	Y. P. +16.18	〃
里根川	せきもとしち 関本下	北茨城 市		関南町 関本下	0.23						3.60	令 5.9.8	T. P. +2.17	T. P. +6.05	T. P. +6.05	高萩工事事務所長
大北川	いしおか 石岡	〃		中郷町 石岡	-0.55	0.70	0.80	0.90	1.30	4.00			T. P. +6.07	T. P. +9.62	T. P. +8.82	〃
〃	いそはら 磯原	〃		中郷町 上桜井	1.03	2.30	2.60	3.00	3.50	5.00	5.58	令元.10.12	T. P. -1.29	T. P. +4.57	T. P. +4.45	〃
〃	おおきたばし 大北橋	〃		磯原町 本町												〃
花園川	かみこつだ 上小津田	〃		華川町 上小津 田		1.00	1.10	1.30	1.50		1.42	令 5.9.8	T. P. +38.02	T. P. +45.14	T. P. +51.24	〃
〃	とよだ 豊田	〃		華川町 白場		1.60	2.00	2.60	3.20	5.00	5.57	昭 61.8.5	T. P. +0.26	T. P. +6.25	T. P. +5.92	〃
塩田川	おのやさし 小野矢指	〃		中郷町 小野矢 指	0.24					4.21	3.38	令 5.9.8	T. P. +3.53	T. P. +7.06	T. P. +7.13	〃
関根川	しもてつな 下手綱	高萩市		高戸	0.43	1.50	1.70	2.00	2.30	4.00	4.07	令 5.9.8	T. P. +0.62	T. P. +5.42	T. P. +4.53	〃

[illegible]

20 海 岸 · 港 湾

20 海 岸 ・ 港 湾

20－1 海岸保全区域指定状況

(1) 国土交通省水管理・国土保全局所轄海岸保全区域指定状況

(令和6年3月31日現在)

市町村名	国土交通省 水管理・国土保全局 所轄海 岸 延 長 (m)	国土交通省 水管理・国土保全局 所轄海岸保全区域 指定済延長 (m)	市町村名	国土交通省 水管理・国土保全局 所轄海 岸 延 長 (m)	国土交通省 水管理・国土保全局 所轄海岸保全区域 指定済延長 (m)
北 茨 城 市	12,718	12,194	大 洗 町	6,091	6,091
高 萩 市	6,745	6,180	銚 田 市	20,311	20,311
日 立 市	15,777	14,744	鹿 嶋 市	12,942	12,942
東 海 村	3,250	0	神 栖 市	14,874	14,874
ひたちなか市	3,125	3,125	計	95,833	90,461

(2) 国土交通省港湾局所轄海岸保全区域指定状況

(令和6年3月31日現在)

区 分 港 名		国土交通省港湾局所轄海岸延長 (m)	国土交通省港湾局所轄海岸 保全区域指定済延長 (m)
鹿 島 港		39,189	11,795
茨城港	大 洗 港 区	7,607	5,054
	日 立 港 区	7,651	6,757
	常陸那珂港区	11,791	5,130
河 原 子 港		1,788	1,470
川 尻 港		2,340	1,500
計		70,366	31,706

(3) 農林水産省所轄海岸保全区域指定状況

(令和6年3月末現在)

港 名 \ 区 分	農林水産省所轄 海 岸 延 長 (m)	農林水産省所轄海岸 保全区域指定済延長 (m)
平 潟 漁 港	3,603	2,207.0
大 津 漁 港	4,362	1,151.0
日 高 漁 港	1,269	1,269.0
会 瀬 漁 港	2,116	2,063.0
水 木 漁 港	2,331	2,307.0
久 慈 漁 港	2,199	660.0
磯 崎 漁 港 (注1)	3,248	2,514.1
那 珂 湊 漁 港 区 平 磯 地	2,817	2,817.0
那 珂 湊 漁 港 (注2)	3,948	903.0
波 崎 漁 港	3,761	1,495.0
計	29,654	17,386.0

注1) 国交省との共管となっている海岸延長及び海岸保全区域延長950mを含む。

注2) 大洗町側80mを含む。

20-2 港湾位置図



番号	港湾名	港格	所在地	番号	港湾名	港格	所在地
1	茨城港 (日立港区)	重要港湾	日立市	4	河原子港	地方港湾	日立市
	茨城港 (常陸那珂港区)		ひたちなか市 東海村	5	軽野港	地方港湾	神栖市
	茨城港 (大洗港区)		大洗町	6	潮来港	地方港湾	潮来市
2	鹿島港	重要港湾	鹿嶋市市 神栖市市	7	土浦港	地方港湾	土浦市
3	川尻港	地方港湾	日立市	計	7港		

20-3 港湾のけい留施設等

港 湾 名	名 称	延長 (m)	水深 (m)	係船能力 (D/W)	
				トン数	隻数
茨 城 港 (日立港区)	第1埠頭 A ドルフィン	7	5.0	1,000	1
	B 岸 壁	121	7.5	5,000	1
	C 岸 壁	131	7.5	5,000	1
	D 岸 壁	185	10.0	15,000	1
	第2埠頭 B 岸 壁	165	9.0	10,000	1
	第3埠頭 A 岸 壁	140	5.0	1,000	1
	B 岸 壁	300	12.0	26,000	1
	第4埠頭 A 岸 壁	70	5.0	1,000	1
	B 岸 壁	70	5.0	1,000	1
	C 岸 壁	130	7.5	5,000	1
	D 岸 壁	185	10.0	15,000	1
	E 岸 壁	240	12.0	30,000	1
	F 岸 壁	185	10.0	15,000	1
	第5埠頭 A 岸 壁	130	7.5	5,000	1
	B 岸 壁	185	10.0	15,000	1
	C 岸 壁	185	10.0	15,000	1
	D 岸 壁	240	12.0	30,000	1
	第1小型船溜り物揚場	300	4.0	0	0
	第2小型船溜り物揚場	273.9	2.0	0	0
	第2小型船溜り船揚場	40	2.0	0	0
茨 城 港 (常陸那珂港区)	北 岸 壁	310	5.0	1,000	1
	南 岸 壁 A	80	5.0	1,000	1
	南 岸 壁 B	115	5.0	1,000	1
	北埠頭 A 岸 壁	280	15.1	50,000	1
	B 岸 壁	240	13.1~15.1	30,000	1
	C 岸 壁	170	10.1	10,000	1
	D 岸 壁	130	7.5	5,000	1
	E 岸 壁	130	7.5	5,000	1
	F 岸 壁	130	7.5	5,000	1
	G 岸 壁	100	5.5	2,000	1

港 湾 名	名 称	延長 (m)	水深 (m)	係船能力 (D/W)	
				トン数	隻数
茨 城 港 (常陸那珂港区)	H 岸 壁	100	5.5	2,000	1
	I 岸 壁	100	5.5	2,000	1
	J 岸 壁	100	5.5	2,000	1
	K 岸 壁	100	5.5	2,000	1
	北 埠 頭 物 揚 場	510	4.0	0	0
	中央埠頭 A 岸 壁	130	7.5	5,000	1
	B 岸 壁	250	9.0	6,500	1
	C 岸 壁	300	12.0	30,000	1
	D 岸 壁	300	12.0	30,000	1
	南 埠 頭 A 岸 壁	180	5.5	2,000	3
	B 岸 壁	180	5.5	2,000	2
	C 岸 壁	260	7.5	5,000	2
	J E R A 北埠頭東電専用ユーティリティベース	360	13.0	50,000	1
	北埠頭東電専用石炭栈橋	385	18.0	150,000	1
茨 城 港 (大洗港区)	第1埠頭 A 岸 壁	70	5.0	1,000	1
	B 岸 壁	170	5.0	1,000	1
	C 岸 壁	140	5.0	1,000	2
	物 揚 場 (－2 m)	485	2.0	10	151
	物 揚 場 (－3 m)	250	3.0	40	3
	物 揚 場 (－4 m)	210	4.0	150	8
	船 揚 場	128	2.0	0	0
	第2埠頭 A 岸 壁	140	5.0	1,000	2
	B 岸 壁	70	5.0	1,000	1
	C 岸 壁	140	5.0	1,000	2
	D 岸 壁	70	5.0	1,000	1
	第3埠頭 東岸壁	300	8.0	5,000	1
	西岸壁	270	8.0	5,000	1
	第4埠頭 岸 壁	240	8.0	8,000	1
	物 揚 場	105	4.0	600	1
	マリーナ 固定護岸	260	3.0	0	0
	浮 栈 橋	501.5	3.0	15	56

港 湾 名	名 称	延長 (m)	水深 (m)	係船能力 (D/W)	
				トン数	隻数
茨 城 港 (大洗港区)	クレーン浮棧橋	49.03	3.0	15	2
	物 揚 場	150	3.0	20	6
	船 揚 場	10	3.0	10	2
鹿 島 港	深芝公共埠頭 岸 壁	300	5.5	2,000	3
	南公共埠頭 A, B 岸 壁	366.4	10.0	15,000	2
	C 岸 壁	130	7.5	5,000	1
	D 岸 壁	130	7.5	5,000	1
	E 岸 壁	130	7.5	5,000	1
	F 岸 壁	130	7.5	5,000	1
	G 岸 壁	185	10.0	15,000	1
	H 岸 壁	185	10.0	15,000	1
	北公共埠頭 C 岸 壁	170	10.0	10,000	1
	D 岸 壁	170	10.0	10,000	1
	E 岸 壁	170	10.0	12,000	1
	外港公共埠頭A 岸 壁	280	13.8	55,000	1
	中央船溜 物揚場	457.6	4.0	110	9
	廃油処理場 A, B ドルフィン	200	5.5	3,000	2
	北海浜第1船溜 物揚場 (－2m)	60	2.0	110	10
	物揚場 (－3.5m)	335	3.5	5	40
	北海浜第2船溜 物揚場 (－3m)	480	3.0	5	119
	物揚場 (－4m)	780	4.0	5	80
	深芝船溜 物揚場	209.2	2.0	0	0
	居切導水路 岸 壁 (－4.5m)	765.14	4.5	0	0
	岸 壁 (－5m)	157.7	5.0	0	0
	池 向 岸 壁	113.6	5.0	0	0
	日本製鉄 重油雑品岸壁	130	7.5	5,000	1
	原料AⅠ岸壁	260	16.0	5,000	2
	原料AⅡ岸壁	190.5	16.0	80,000	1
	原料B, C岸壁	707	19.0	150,000	2
	原料D岸壁	243.79	14.0～19.0	220,000	0
	スラブ岸壁	300	14.0	72,500	1

港 湾 名	名 称	延長 (m)	水深 (m)	係船能力 (D/W)	
				トン数	隻数
鹿 島 港	33 T L L C岸壁	137	7.5	5,000	1
	厚板A, B, C岸壁	325	7.5	5,000	3
	北岸SABCD岸壁	1,100.7	12.0	50,000	5
	シューター岸壁	84	12.0	3,000	1
	形鋼岸壁	190	7.5	5,000	1
	全天候岸壁 (1, 2, 3号)	410	7.5	5,000	3
	全天候岸壁 (1号B, 2号B)	194.4	7.5	1,830	2
	多目的岸壁	235.5	7.5	7,000	1
	鹿島石油 原油栈橋 1号	129	21.5	200,000	1
	原油栈橋 2号	76.8	14.4	100,000	1
	原油栈橋 3号	39.6	13.2	80,000	1
	3, 4, 5号栈橋	294	6.0	3,000	6
	7号栈橋	170	9.7	12,000	1
	8号岸壁	125	9.0	10,000	1
	9号岸壁	130	7.5	5,300	1
	10号岸壁	115	6.0	1,700	1
	11号～14号岸壁	399.5	6.0	3,000	4
	通船着栈場	19.5	4.0	0	0
	J E R A 重量物岸壁	120	5.0	1,000	1
	5,000DWTドルフィン	50	7.5	5,000	1
	鹿島バース 鹿島バース栈橋	231.5	15.1	100,000	1
	信越化学 専用岸壁	300.32	10.0	45,000	1
	三菱ケミカル 1～4号	336	6.0	3,000	4
	5, 6号バース	215	10.0	3,000	2
	8号バース	195	10.0	15,000	1
	9号バース	28	6.0	3,000	1
	J S R 原料岸壁	145	7.0	3,000	1
	扶桑化学 工場岸壁	150	6.3	1,500	1
	二社共同岸壁	140	7.9	3,000	1
	A G C (株) 原料製品岸壁 (A)	400	10.0	15,000	2
	原料製品岸壁 (B)	255	7.5	5,000	2

港 湾 名	名 称	延長 (m)	水深 (m)	係船能力 (D/W)	
				トン数	隻数
鹿 島 港	四社合同岸壁	210	7.0	3,000	2
	昭和産業 6万5千トン栈橋	205.6	13.0	65,000	1
	第3岸壁	52.9	6.3	500	1
	第4,6岸壁	197	6.3	3,000	2
	第5岸壁	90	6.3	2,000	1
	2号栈橋	165	9.2	3,000	1
	全農サイロ A・B栈橋	245.8	12.0	65,000	1
	全農サイロ C 栈橋	118.5	6.3	3,000	1
	D 岸壁	100	6.3	3,000	1
	E 岸壁	151.5	6.3	2,000	1
	関東グレーンターミナル A 岸壁	280	12.0	65,000	1
	B 岸壁	90	10.0	1,600	1
	D I C A, B岸壁	172	7.0	2,000	2
	花王 バース	240	10.0	15,000	1
	鹿島共備 栈橋 (No2～3出荷,受入バース)	160	12.0～15.0	70,000	3
	北海浜 第1船溜船斜路	90	2.0	0	0
	第2船溜船斜路	30	3.0	0	0
	深芝船溜船斜路	41.5	2.0	0	0
	中国木材 外港バース	220	12.0	54,000	1
	内航バース	97.70	6.5	1,600	1
	鹿島タンクターミナル バース	170	9.3	15,000	1
川 尻 港	1号2号物揚場	250	3.0	0	0
	3号物揚場	80.5	2.0	0	0
	船揚場	100	2.0	0	0
河 原 子 港	物揚場	218.9	2.0	0	0
	船揚場	30	0.0	0	0
軽野港 (日川)	日川船溜 物 揚 場	144	2.0	0	0
	船 揚 場	13	0.0	0	0
軽野港 (萩原)	萩原船溜 物 揚 場	106	1.5	0	0
	船 揚 場	17	0.0	0	0
潮 来 港	県港湾 物 揚 場	155	2.0	0	0

港 湾 名	名 称	延長 (m)	水深 (m)	係船能力 (D／W)	
				トン数	隻数
土 浦 港	川口地区 物 揚 場	1,282.18	2.0	0	0
	新港地区 物 揚 場	610	2.0	0	0
	新港地区 船揚場斜路	40	1.0	5	0
	川口地区 船揚場斜路	13	2.0	0	0

20－4 主要漁港のけい留施設等

令和6年3月末現在

漁港名	施設名	延長（m）	水深（m）	備 考
平 潟 漁 港	岸 壁	443.6 515.0	3 5	
	小 計	958.6		
	船 揚 場	39.0		
大 津 漁 港	岸 壁	30.0 431.1 1,565.3	3 5 6	
	小 計	2,026.4		
	物 揚 場	333.6 22.0	2	
	小 計	355.6		
	船 揚 場	133.0		
会 瀬 漁 港	物 揚 場	127.0 175.6	1.5 2	
	小 計	302.6		
	船 揚 場	74.8		
久 慈 漁 港	岸 壁	126.7 715.5 180.0	3 4 5	
	小 計	1,022.2		
	物 揚 場	57.0	2	
	船 揚 場	78.2		
磯 崎 漁 港	岸 壁	305.0	3	
	船 揚 場	115.0		
那 珂 湊 漁 港	岸 壁	1,266.2 124.8 100.1 865.0 340.2	3 3.5 4 5 6	
	小 計	2,696.3		
	物 揚 場	160.0 342.4	2 3.5	小川岸壁（那珂川）
	小 計	502.4		
	船 揚 場	164.0		
波 崎 漁 港	岸 壁	1,514.9 325.9 302.5 1,785.7	3 4 5 6	利根川 利根川 外港 外港
	小 計	3,929.0		
	物 揚 場	85.0 274.9 285.0 110.0	1.5 2 3	仲新田 利根川165m 別所109.9m 利根川 利根川
	小 計	754.9		
	船 揚 場	179.4		外港40m 利根川99.4m 別所30m 仲新田10m

21 文 教 施 設

21 文 教 施 設

21－1 公立文教施設の現状及び建築

(1) 公立学校校舎現有状況

令和5年5月1日

区 分		学 校 数	鉄 筋	木 造	鉄骨その他	計
小 学 校		456 校 ※2	1, 838, 036 m ²	41, 422 m ²	76, 696 m ²	1, 956, 154 m ²
中 学 校	市町村立	216 ※3	1, 105, 261	16, 309	41, 347	1, 162, 917
	県 立	10	16, 610	59	1, 433	18, 102
	合 計	226	1, 121, 871	16, 368	42, 780	1, 181, 019
高 等 学 校		93 ※1	785, 492	3, 807	54, 103	843, 402
中等教育学校		3	24, 568	0	320	24, 888
特 別 支 援 学 校		24 ※4	132, 532	411	4, 071	137, 014
計		802	3, 902, 499	62, 008	177, 970	4, 142, 477

※1 分校も1校としてカウント

※2 義務教育学校（前期課程）15校を含む

※3 義務教育学校（後期課程）15校を含む

※4 日上市立を含む

(2) 令和5年度新增築面積

新增築		学校数	令和5年度新增築面積（m ² ）
小 学 校	※1	2	16,091
中 学 校	市町村立※2	2	11,712
	県 立	1	12
	計	3	11,724
高 等 学 校		3	145
中 等 教 育 学 校		0	0
特 別 支 援 学 校	※3	0	0
計	市 町 村 立	4	27,803
	県 立	4	157
	計	8	27,960

※1 義務教育学校（前期課程）分を含む

※2 義務教育学校（後期課程）分を含む

※3 リース校舎を含む

22 農 地

22 農 地

22－1 農地災害の予防対策

(1) ため池等整備事業

令和6年3月現在

地区数	関係面積 (ha)				総事業費 (千円)	年度割計画 (千円)		
	田	畑	その他	計		R4まで	R5	R6年以降
11	2,407	10	28	3,057	721,560	221,871	431,282	68,407

(2) 湛水防除事業

令和6年3月現在

地区数	関係面積 (ha)				総事業費 (千円)	年度割計画 (千円)		
	田	畑	その他	計		R4まで	R5	R6年以降
2	354	0	3	357	4,106,700	2,321,855	260,500	1,524,345

(3) 地盤沈下対策事業

令和6年3月現在

地区数	関係面積 (ha)				総事業費 (千円)	年度割計画 (千円)		
	田	畑	その他	計		R4まで	R5	R6年以降
3	3,007	45	679	3,731	10,074,700	5,407,310	350,000	4,317,390

22-2 防災重点農業用ため池一覧

令和6年3月現在

番号	ため池名	所在地	貯水量 (千 m ³)	堤高 (m)
1	三野輪池	水戸市三野輪町字三野輪 80	342.0	16.0
2	武具池	水戸市杉崎町字白沢 1880	700.0	10.0
3	砂沼	下妻市砂沼新田 30 番 1	2,200.0	5.2
4	宮後	高萩市大字高萩字宮後 61	48.0	12.0
5	堂ノ上	高萩市大字島名字堂ノ上 1771-6	2.4	5.0
6	不動谷津池	笠間市小原 3827	222.0	16.6
7	大池	つくば市北条 1466	16.5	3.5
8	小池	つくば市北条 1467	5.2	3.5
9	上境池(上池)	つくば市上境 354	0.5	3.0
10	上境池(下池)	つくば市上境 362	0.8	3.0
11	川尾池	潮来市川尾 26-1	25.6	2.85
12	洞ノ上溜(上池)	那珂市東木ノ倉 97-1	3.5	4.0
13	洞ノ上溜(下池)	那珂市東木ノ倉 58	2.0	4.0
14	北岡池	桜川市真壁町下谷貝 1456-2	27.0	3.0
15	三川作池	桜川市真壁町東山田 1696・1697 外	66.0	10.0
16	袖山池	桜川市大泉 862	5.3	2.7
17	長久保池	桜川市大泉 860	11.71	4.5
18	鏡ヶ池(上池)	桜川市山口 520	2.4	2.0
19	鏡ヶ池(下池)	桜川市山口 506	0.4	1.7
20	大岡東池	桜川市岩瀬 2609-1	1.1	2.5
21	小ノ池(上池)	桜川市西小埜 1872-1	5.0	2.5
22	小ノ池(下池)	桜川市西小埜 1865	71.0	4.0
23	不動池	桜川市曾根 529	2.2	2.0
24	大池	桜川市大国玉 4477-1	150.0	4.5
25	池ノ台沼	桜川市大国玉 2297	1.2	2.0
26	新沼	桜川市阿部田 254	3.6	3.5
27	飯田沼	桜川市東飯田 218 外	18.0	5.2
28	赤岩池	桜川市真壁町埜世 1026	0.5	1.8
29	上野沼	桜川市上野原地新田 191-3	214.5	3.1
30	元向寺池	桜川市西飯岡 1155	7.2	3.5
31	新池	小美玉市中延 2259	60.0	2.0
32	遠州池	小美玉市羽刈 292-1	25.0	1.3
33	東池	小美玉市飯前 1228	4.0	2.1
34	大貫池	東茨城郡大洗町大貫町 4286	98.0	2.2
35	白ヶ峯池	久慈郡大子町池田新六田	5.8	6.0
36	池ノ入下池	久慈郡大子町大子池の入 142	3.7	4.4

【防災重点農業用ため池】

下記の定義に該当する農業用ため池について、県が市町村等と調整して選定

- ・決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池

23 ヘリコプター

23 ヘリコプター

23-1 茨城県防災航空隊離発着場

No	消防本部別	場外・緊急 離着陸場	市町村 ()内は 旧市町村名	地名地番	地盤面	種別
1	水戸市消防局	県立水戸第一高等学校	水戸市	三の丸 3-10-1	土	緊急
2	水戸市消防局	水戸市常澄運動場	水戸市	大場町 507	土	緊急
3	水戸市消防局	県庁ヘリポート	水戸市	笠原町 978-6	コンクリート	非公共用 ヘリポート
4	水戸市消防局	市立競技場併設グラウンド(水戸ケーズデンキスタジアム)	水戸市	小吹 2057	芝	緊急
5	水戸市消防局	千波公園ふれあい広場	水戸市	千波町 3074	土	緊急
6	水戸市消防局	千波公園さくら広場	水戸市	千波町 3074	芝	緊急
7	水戸市消防局	楮川浄水場北側空地	水戸市	田野町 1662-14	芝	緊急
8	水戸市消防局	水戸ブレインハートセンターヘリポート	水戸市	青柳町 4028	アスファルト	緊急
9	水戸市消防局	内原地区運動公園(長田グラウンド)	水戸市 (内原町)	内原 1398-1	土	緊急
10	水戸市消防局	内原ヘルスパーク多目的広場	水戸市 (内原町)	内原 1384-2	芝	緊急
11	水戸市消防局	中妻地区運動公園	水戸市 (内原町)	牛伏 127	土	緊急
12	水戸市消防局	鯉渚地区運動公園	水戸市 (内原町)	五ノ割 4632-1	土	緊急
13	水戸市消防局	桂運動公園野球場	城里町 (桂村)	赤沢皇都 102-1	芝	緊急
14	水戸市消防局	桂中学校	城里町 (桂村)	阿波山 799	土	緊急
15	水戸市消防局	城里テストコース	城里町 (常北村)	小坂 1328-23	芝	緊急
16	水戸市消防局	石塚小学校	城里町 (常北町)	石塚 2497	土	緊急
17	水戸市消防局	七会保健福祉センター	城里町 (七会村)	小勝 1400	草地	緊急
18	水戸市消防局	水戸赤十字病院HP	水戸市	三の丸 3-12-48	コンクリート	場外
19	水戸市消防局	水戸済生会総合病院	水戸市	開江町 2091-6	アスファルト	場外
20	水戸市消防局	水戸市役所ヘリポート	水戸市	中央1丁目4-1	コンクリート	場外

21	日立市消防本部	日立市中里若者センター	日立市	入四間町 479	土	緊急
22	日立市消防本部	国分グラウンド	日立市	鮎川町 1-4	芝	緊急
23	日立市消防本部	日製大みかグラウンド	日立市	大みか町 6-20	土	緊急
24	日立市消防本部	日立総合病院屋上ヘリポート	日立市	城南町 2-1-1	コンクリート	緊急
25	日立市消防本部	浜の宮広場	日立市	東町 3-13	芝	場外
26	日立市消防本部	日立消防拠点施設	日立市	神峰町 2-4-1	芝	場外
27	土浦市消防本部	市民運動公園	土浦市	佐野子町 260	土	緊急
28	土浦市消防本部	霞ヶ浦総合公園	土浦市	大岩田 630	芝	緊急
29	土浦市消防本部	青少年の家グラウンド	土浦市	乙戸 1099	芝	緊急
30	土浦市消防本部	土浦市川口運動公園（陸上競技場）	土浦市	川口 2-12-75	芝	緊急
31	土浦市消防本部	一級河川桜川・左岸	土浦市	佐野子地先	草地	緊急
32	土浦市消防本部	土浦市消防本部屋外訓練場	土浦市	田中町 2083-1	アスファルト	緊急
33	土浦市消防本部	新治学園義務教育学校	土浦市（新治村）	藤沢 913	土	緊急
34	土浦市消防本部	新治運動公園	土浦市（新治村）	藤沢 801-1	芝	緊急
35	土浦市消防本部	土浦協同病院HP	土浦市	おおつ野 4-1-1	アスファルト	場外
36	石岡市消防本部	小井戸運動公園広場	石岡市	小井戸 606	芝	緊急
37	石岡市消防本部	井関農村広場	石岡市	井関 195	草地	緊急
38	石岡市消防本部	柏原池公園	石岡市	鹿の子 3-9950	芝	緊急
39	石岡市消防本部	石岡運動公園多目的広場	石岡市	南台 3-34-1	芝	緊急
40	石岡市消防本部	石岡市染谷野球場	石岡市	染谷 1646	芝	緊急
41	石岡市消防本部	県フラワーパーク	石岡市（八郷町）	下青柳 200	砂利	緊急
42	石岡市消防本部	県畜産センター	石岡市（八郷町）	根小屋 1234	芝	緊急
43	石岡市消防本部	八郷総合運動公園	石岡市（八郷町）	野田 600	芝	緊急
44	石岡市消防本部	筑波山スカイライン第3駐車場（風返し）	石岡市（八郷町）	横道 2133-7	アスファルト	場外
45	石岡市消防本部	石岡消防署愛郷橋出張所	石岡市	三村字坂井戸 6921-1	アスファルト	緊急
46	石岡市消防本部	東日京三電線株式会社グラウンド	石岡市	荒金 1-1	芝	緊急

47	常陸太田市消防本部	栗原堰河川敷久慈川左岸	常陸太田市	栗原堰	草地	緊急
48	常陸太田市消防本部	白羽スポーツ広場	常陸太田市	白羽町 1738	芝	緊急
49	常陸太田市消防本部	里美小中学校	常陸太田市(里美村)	大中町 60	芝	緊急
50	常陸太田市消防本部	里美ふれあい館駐車場	常陸太田市(里美村)	大中町 3417-1	アスファルト	緊急
51	常陸太田市消防本部	水府小中学校	常陸太田市(水府村)	町田町 696	土	緊急
52	常陸太田市消防本部	水府海洋センター駐車場	常陸太田市(水府村)	天下野町 7233-2	アスファルト	緊急
53	常陸太田市消防本部	廣木精機製作所金砂郷工場	常陸太田市(金砂郷町)	中利員 1969	土	緊急
54	常陸太田市消防本部	大里ふれあいギャラリー駐車場	常陸太田市(金砂郷町)	大里 4401	アスファルト	緊急
55	北茨城市消防本部	北茨城市役所(サッカー・ラグビー場)	北茨城市	磯原町磯原 1630	芝	緊急
56	北茨城市消防本部	北部地区運動広場	北茨城市	関本町関本中 302-1	草地	緊急
57	北茨城市消防本部	石岡スポーツ広場	北茨城市	中郷町石岡 73-1	草地	緊急
58	北茨城市消防本部	小川地区田園都市センター前広場	北茨城市	関本町小川向川岸 350-2 他 12 筆	芝	緊急
59	北茨城市消防本部	北茨城市民病院	北茨城市	関本中 1050	アスファルト	場外
60	北茨城市消防本部	北茨城市消防本部	北茨城市	磯原町磯原 2496-1	アスファルト	場外
61	笠間市消防本部	笠間市総合公園(市民球場)	笠間市	箱田 867-1	土	緊急
62	笠間市消防本部	大池公園	笠間市	赤坂 20	アスファルト	緊急
63	笠間市消防本部	笠間市総合公園(サッカー場)	笠間市	箱田 867-1	芝	緊急
64	笠間市消防本部	友部中学校	笠間市(友部町)	中央 4-1-1	土	緊急
65	笠間市消防本部	柿橋グラウンド	笠間市(友部町)	鯉淵 6525-18	土	緊急
66	笠間市消防本部	ふれあい広場	笠間市(友部町)	湯崎 1111-1	土	緊急
67	笠間市消防本部	北山グラウンド	笠間市(友部町)	平町 1416-62	土	緊急
68	笠間市消防本部	鴻ノ巣グラウンド	笠間市(友部町)	鴻巣 525-10	土	緊急
69	笠間市消防本部	上下水道浄化センターともべ	笠間市(友部町)	矢野下 750	土	緊急
70	笠間市消防本部	笠間市岩間海洋センター	笠間市(岩間町)	押辺 2259-1	土	緊急

71	笠間市消防本部	茨城県立中央病院 H P	笠間市 (友部町)	鯉淵 6528	アルミ 製合金	場外
72	取手市消防本部	取手市立取手第二中学校	取手市	寺田 5147	土	緊急
73	取手市消防本部	長町樋管西側(旧取手緑地運動公園)	取手市	東1丁目地先 利根川河川敷 多目的広場	草地	緊急
74	取手市消防本部	取手ふれあい栈橋	取手市	東1丁目地先 利根川緑地運動公園ふれあい栈橋付近	アスファルト	緊急
75	取手市消防本部	戸頭公園野球場	取手市	戸頭 8-1-2	芝	緊急
76	取手市消防本部	成田つくば航空専門学校	取手市	西野 1842	アスファルト	緊急
77	取手市消防本部	ゆめみ野公園	取手市	ゆめみ野 4-3-1	芝	緊急
78	取手市消防本部	藤代中学校	取手市 (藤代町)	櫛木 1343	土	緊急
79	取手市消防本部	藤代スポーツセンター	取手市 (藤代町)	櫛木 15	芝	緊急
80	取手市消防本部	北浦川緑地公園	取手市 (藤代町)	中田 880 地先	芝	緊急
81	取手市消防本部	藤代地区河川防災ステーション へりポート	取手市 (藤代町)	櫛木 103-1 地先	芝	緊急
82	取手市消防本部	宮和田グラウンド	取手市 (藤代町)	宮和田 130-1	芝	緊急
83	取手市消防本部	双葉グラウンド	取手市 (藤代町)	新川地内	芝	緊急
84	取手市消防本部	J A とりで総合医療センター病院へりポート	取手市	本郷 2-1-1	アスファルト	場外
85	取手市消防本部	利根川浄水場南側(場外名 取手利根川河川敷)	取手市	長兵衛新田地先取手緑地運動公園内	草地	場外
86	つくば市消防本部	さくら運動公園	つくば市	金田 1603	土	緊急
87	つくば市消防本部	豊里多目的運動公園	つくば市	高野 1197-20	土	緊急
88	つくば市消防本部	つくば市立大穂中学校	つくば市	篠崎 20	土	緊急
89	つくば市消防本部	吉沼総合運動公園(大穂総合運動公園)	つくば市	西高野 82 1	芝	緊急
90	つくば市消防本部	谷田部総合グラウンド	つくば市	谷田部 5665	土	緊急
91	つくば市消防本部	つくばへりポート	つくば市	上境 992	アスファルト	非公共用へりポート
92	つくば市消防本部	つくば市立茎崎中学校	つくば市	小茎 450	土	緊急
93	つくば市消防本部	茎崎運動公園	つくば市	岩崎 2160-10	芝	緊急

94	つくば市消防本部	桜南スポーツ公園	つくば市	並木 3-21-2	土	緊急
95	つくば市消防本部	小貝川スポーツ公園	つくば市	高良田 455-1	芝	緊急
96	つくば市消防本部	科学万博記念公園	つくば市	御幸が丘 5	芝	緊急
97	つくば市消防本部	台山公園	つくば市	緑ヶ原 2-4	芝	緊急
98	つくば市消防本部	つくばウェルネスパーク スポーツフィールド	つくば市	山木 1562	芝	緊急
99	つくば市消防本部	高崎サッカー場	つくば市	高崎 14-1	芝	緊急
100	つくば市消防本部	つくば市大池公園	つくば市	北条 1477-1	土	緊急
101	つくば市消防本部	筑波記念病院ヘリポート	つくば市	要 11-1	アスファルト	緊急
102	つくば市消防本部	つくばメディカル病院HP	つくば市	天久保 1-3-1	アルミ	場外
103	つくば市消防本部	筑波大学附属病院HP	つくば市	天久保 2-1-1	アルミ	場外
104	ひたちなか・東海広域消防本部	ひたちなか市立那珂湊中学校	ひたちなか市	廻り目 2896	土	緊急
105	ひたちなか・東海広域消防本部	六ツ野スポーツの杜公園	ひたちなか市	中根六ツ野 4880-2	芝	緊急
106	ひたちなか・東海広域消防本部	津田運動広場	ひたちなか市	津田 1736-1	芝	緊急
107	ひたちなか・東海広域消防本部	佐野運動広場	ひたちなか市	高野 2456	芝	緊急
108	ひたちなか・東海広域消防本部	陸上自衛隊施設学校	ひたちなか市	勝倉 3433	芝	緊急
109	ひたちなか・東海広域消防本部	石川運動ひろば	ひたちなか市	石川町 10	芝	緊急
110	ひたちなか・東海広域消防本部	那珂湊漁港中央埠頭	ひたちなか市	和田町 3-11-11	アスファルト	緊急
111	ひたちなか・東海広域消防本部	ひたちなか市那珂川グラウンド	ひたちなか市	勝倉地先	土	緊急
112	ひたちなか・東海広域消防本部	ひたちなか市新光町46番地多目的広場	ひたちなか市	新光町 46	土	緊急
113	ひたちなか・東海広域消防本部	原子力緊急時支援・研修センター	ひたちなか市	西十三奉行 11601-13	アスファルト	緊急
114	ひたちなか・東海広域消防本部	東海村立東海中学校	東海村	舟石川 825-12	土	緊急
115	ひたちなか・東海広域消防本部	阿漕ヶ浦公園ホッケー場	東海村	村松 579	芝	緊急
116	ひたちなか・東海広域消防本部	久慈川河川敷運動場	東海村	石神外宿地先	草地	緊急
117	ひたちなか・東海広域消防本部	箕輪グラウンド	東海村	照沼 1230-2	芝	緊急
118	ひたちなか・東海広域消防本部	東海村総合福祉センター絆	東海村	村松 2005	芝	緊急

119	ひたちなか・東海広域消防本部	オフサイトセンター	ひたちなか市	西十三奉行 1160-12	芝	場外
120	常陸大宮市消防本部	大宮運動公園(多目的広場)	常陸大宮市(大宮町)	鷹巣 1860	芝	緊急
121	常陸大宮市消防本部	常陸大宮済生会病院	常陸大宮市(大宮町)	田子内町 3033-3	アスファルト	緊急
122	常陸大宮市消防本部	大宮南部コミュニティセンター	常陸大宮市(大宮町)	上村田 882-5	土	緊急
123	常陸大宮市消防本部	常陸大宮市消防本部訓練塔敷地内	常陸大宮市(大宮町)	姥賀町 613-4	アスファルト	緊急
124	常陸大宮市消防本部	旧美和中学校	常陸大宮市(美和村)	高部 454	土	緊急
125	常陸大宮市消防本部	山方中学校	常陸大宮市(山方町)	山方 3267	土	緊急
126	常陸大宮市消防本部	道の駅常陸大宮	常陸大宮市(山方町)	岩崎 717-1	アスファルト	緊急
127	常陸大宮市消防本部	旧御前山中学校	常陸大宮市(御前山村)	野口 4088	土	緊急
128	常陸大宮市消防本部	御前山総合支所	常陸大宮市(御前山村)	野口 3195	アスファルト	緊急
129	常陸大宮市消防本部	御前山ダム公園	常陸大宮市(御前山村)	上伊勢畑 1506-2	芝	緊急
130	常陸大宮市消防本部	緒川運動公園駐車場及びグラウンド	常陸大宮市(緒川村)	上小瀬 5771-1	土	緊急
131	常陸大宮市消防本部	辰ノ口親水公園(大宮消防広場)	常陸大宮市(大宮町)	辰ノ口 870	アスファルト	場外
132	常陸大宮市消防本部	大宮運動公園駐車場	常陸大宮市(大宮町)	鷹巣 1860	アスファルト	緊急
133	常陸大宮市消防本部	大宮東部地区コミュニティセンターグラウンド	常陸大宮市(大宮町)	小倉 1873	土	緊急
134	常陸大宮市消防本部	西部運動公園多目的グラウンド	常陸大宮市(大宮町)	工業団地 25	土	緊急
135	常陸大宮市消防本部	旧盛金小学校	常陸大宮市(山方町)	盛金 2460	土	緊急
136	常陸大宮市消防本部	旧諸富野小学校	常陸大宮市(山方町)	諸沢 135	土	緊急
137	常陸大宮市消防本部	美和運動公園ミニサッカー場	常陸大宮市(美和村)	上檜沢 1741-3	芝	緊急
138	常陸大宮市消防本部	やすらぎの里公園駐車場	常陸大宮市(緒川村)	小舟 1234-2	アスファルト	緊急
139	常陸大宮市消防本部	御前山小学校	常陸大宮市(御前山村)	野口 3 2 1 7	土	緊急
140	那珂市消防本部	第二中学校グラウンド	那珂市	額田南郷 2384-4	土	緊急

141	那珂市消防本部	那珂第四中学校 グラウンド	那珂市	菅谷 2476	土	緊急
142	那珂市消防本部	県立水戸農業高 等学校グラウンド	那珂市	東木倉 983-1	土	緊急
143	那珂市消防本部	なか LucyFM 公園 野球場	那珂市	戸崎 428-2	芝	緊急
144	那珂市消防本部	那珂西リバーサ イドパーク	那珂市	戸 7105	アスフ ァルト	緊急
145	かすみがうら市消防本部	千代田義務教育 学校	かすみがう ら市（千代 田町）	上佐谷 990	土	緊急
146	かすみがうら市消防本部	第一常陸野公園 多目的広場	かすみがう ら市（千代 田町）	中佐谷 1250	芝	緊急
147	かすみがうら市消防本部	セゴビアゴルフ クラブ	かすみがう ら市（千代 田町）	高倉 1384	草地	緊急
148	かすみがうら市消防本部	わかぐり運動公 園	かすみがう ら市（千代 田町）	新治 1813-2	芝	緊急
149	かすみがうら市消防本部	雪入ふれあいの 里公園	かすみがう ら市（千代 田町）	雪入 452-1	アスフ ァルト	緊急
150	かすみがうら市消防本部	東京製綱（株）土 浦工場	かすみがう ら市（霞ヶ 浦町）	穴倉 5707	芝	緊急
151	かすみがうら市消防本部	戸沢公園運動広 場	かすみがう ら市（霞ヶ 浦町）	穴倉 3604-1	芝	緊急
152	かすみがうら市消防本部	多目的運動広場	かすみがう ら市（霞ヶ 浦町）	深谷 3384-1	芝	緊急
153	かすみがうら市消防本部	かすみがうら市 役所霞ヶ浦庁舎	かすみがう ら市（霞ヶ 浦町）	大和田 562	芝	緊急
154	かすみがうら市消防本部	かすみがうらド ッグ&MTBパ ーク芝生広場	かすみがう ら市 （千代田 町）	中佐谷 1138	芝	緊急
155	小美玉市消防本部	希望ヶ丘公園	小美玉市 （美野里町）	中台 418	芝	緊急
156	小美玉市消防本部	堅倉運動広場	小美玉市 （美野里町）	堅倉 1702	土	緊急
157	小美玉市消防本部	納場運動広場	小美玉市 （美野里町）	納場 765-1	土	緊急
158	小美玉市消防本部	羽鳥運動広場	小美玉市 （美野里町）	羽鳥 2030-3	土	緊急
159	小美玉市消防本部	小美玉市立美野 里中学校	小美玉市 （美野里町）	部室 1195- 1	土	緊急
160	小美玉市消防本部	小美玉市立玉里学 園義務教育学校	小美玉市 （玉里村）	上玉里 751-1	土	緊急

161	小美玉市消防本部	小美玉市玉里総合運動公園	小美玉市(玉里村)	栗又四箇 2406-4	芝	緊急
162	小美玉市消防本部	小美玉市立小川南小学校	小美玉市(小川町)	小川 686	土	緊急
163	小美玉市消防本部	大井戸湖岸公園	小美玉市(玉里村)	下玉里 2508-1 他	芝	緊急
164	小美玉市消防本部	宮田防災公園	小美玉市(小川町)	宮田 785-1	芝	緊急
165	小美玉市消防本部	野田球場	小美玉市(小川町)	野田 956-1	芝	緊急
166	茨城町消防本部	小幡運動場	茨城町	小幡 2166	土	緊急
167	茨城町消防本部	涸沼自然公園	茨城町	中石崎 2263	砂利	緊急
168	茨城町消防本部	茨城町運動公園(野球場)	茨城町	越安 1397	芝	緊急
169	茨城町消防本部	県立消防学校	茨城町	長岡 4068	芝	場外
170	茨城町消防本部	水戸医療センターヘリポート	茨城町	近藤 95	アスファルト	場外
171	大洗町消防本部	大洗町立南中学校	大洗町	大貫 1212-14	土	緊急
172	大洗町消防本部	大洗港第4埠頭	大洗町	中央 12-5	アスファルト	緊急
173	大洗町消防本部	大洗町総合運動公園	大洗町	成田 1626	芝	緊急
174	大洗町消防本部	大洗町防災ふれあい公園	大洗町	磯浜地内	芝	緊急
175	大子町消防本部	大子町立大子中学校運動場	大子町	池田 1647	土	緊急
176	大子町消防本部	町立大子西中学校	大子町	芦野倉 733	土	緊急
177	大子町消防本部	町立南中学校	大子町	頃藤 3870	土	緊急
178	大子町消防本部	大子ふれあい牧場	大子町	高柴 3079	アスファルト	緊急
179	大子町消防本部	奥久慈憩いの森	大子町	高柴 4167-3	芝	緊急
180	大子町消防本部	大子広域公園	大子町	浅川 2921	芝	緊急
181	大子町消防本部	湯の里公園	大子町	大子 772	アスファルト	緊急
182	大子町消防本部	大子町消防本部庁舎東側駐車場	大子町	池田 2626	アスファルト	緊急
183	大子町消防本部	旧上野宮小学校グラウンド	大子町	上野宮 1085	草地	緊急
184	大子町消防本部	大子おやき学校	大子町	楨野地 2469	芝	緊急
185	大子町消防本部	ルネサンス高等学校	大子町	町付 1543	芝	緊急
186	高萩市消防本部	高萩市立高萩中学校	高萩市	高浜町 1-77	土	緊急

187	高萩市消防本部	県立清松高等学校	高萩市	赤浜 1864	土	緊急
188	高萩市消防本部	旧君田小学校・君田中学校	高萩市	下君田 682	土	緊急
189	高萩市消防本部	小山ダム施設	高萩市	横川 1515 地先	砂利	緊急
190	高萩市消防本部	高萩勤労者体育施設（サンスポーツランド）	高萩市	下手綱 2037-2	芝	緊急
191	高萩市消防本部	中戸川防災広場	高萩市	中戸川都室沢 909-1	砂利	緊急
192	鹿島地方消防本部	鹿嶋市立大野中学校	鹿嶋市	津賀 1925-1	土	緊急
193	鹿島地方消防本部	鹿嶋市立鹿島中学校	鹿嶋市	宮中 2398-1	土	緊急
194	鹿島地方消防本部	県立カシマサッカースタジアム B 駐車場	鹿嶋市	神向寺 1	アスファルト	緊急
195	鹿島地方消防本部	はまなす公園球場	鹿嶋市	角折 2096-1	土	緊急
196	鹿島地方消防本部	津賀城址公園 ^{じょうし}	鹿嶋市	津賀 1392	芝	緊急
197	鹿島地方消防本部	高松緑地運動公園	鹿嶋市	光 1	芝	緊急
198	鹿島地方消防本部	茨県立鹿島産業技術専門学院内グラウンド	鹿嶋市	林 572-1	土	緊急
199	鹿島地方消防本部	息栖運動公園	神栖市（神栖町）	息栖 2632-3	芝	緊急
200	鹿島地方消防本部	石塚運動公園	神栖市（神栖町）	日川 4199	芝	緊急
201	鹿島地方消防本部	海浜運動公園	神栖市（神栖町）	南浜 1-3	芝	緊急
202	鹿島地方消防本部	高浜運動公園	神栖市（神栖町）	高浜 1483	土	緊急
203	鹿島地方消防本部	波崎第一中学校	神栖市（波崎町）	波崎 7070	土	緊急
204	鹿島地方消防本部	利根公園	神栖市	波崎 8386-1	芝	緊急
205	鹿島地方消防本部	豊ヶ浜運動公園	神栖市	波崎 9579	芝	緊急
206	鹿島地方消防本部	土合運動公園野球場	神栖市	土合北 1-7-60	芝	緊急
207	鹿島地方消防本部	若松緑地サッカー場	神栖市	砂山 15	芝	緊急
208	鹿島地方消防本部	神栖市立波崎第四中学校	神栖市	土合北 1-8-10	土	緊急
209	鹿島地方消防本部	神栖市中央公園	神栖市	木崎 1203-9 の一部	芝	緊急
210	鹿島地方消防本部	神之池緑地陸上競技場	神栖市（神栖町）	溝口 4991	芝	場外

211	鹿島地方消防本部	なさか夕日の郷公園	神栖市	下幡木 4571-1	草地	緊急
212	茨城西南広域消防本部	古河市立古河第二中学校	古河市	鴻巣 780	土	緊急
213	茨城西南広域消防本部	渡良瀬川河川敷サッカー場	古河市	立崎地先渡良瀬川河川敷	芝	緊急
214	茨城西南広域消防本部	総和中学校運動場	古河市(総和町)	女沼 260-1	土	緊急
215	茨城西南広域消防本部	茨城西南広域市町村圏事務組合運動公園 サッカー場	古河市(総和町)	下大野 2245	芝	緊急
216	茨城西南広域消防本部	総和水処理センター	古河市(総和町)	水海 1207	芝	緊急
217	茨城西南広域消防本部	小堤スポーツ広場	古河市(総和町)	小堤 227-1	草地	緊急
218	茨城西南広域消防本部	上大野グラウンド(サブグラウンド)	古河市(総和町)	上大野 1532-1	芝	緊急
219	茨城西南広域消防本部	生涯学習センター総和とねミドリ館	古河市(総和町)	前林 1953-1	アスファルト	緊急
220	茨城西南広域消防本部	友愛記念病院	古河市(総和町)	東牛谷 707	アスファルト	緊急
221	茨城西南広域消防本部	三和中学校	古河市(三和町)	東山田 472	土	緊急
222	茨城西南広域消防本部	三和健康ふれあいスポーツセンター	古河市(三和町)	仁連 2042-1	アスファルト	緊急
223	茨城西南広域消防本部	諸川コミュニティーパーク	古河市(三和町)	諸川 1844-4	アスファルト	緊急
224	茨城西南広域消防本部	八千代町立第一中学校	八千代町	若 1808	土	緊急
225	茨城西南広域消防本部	八千代町民公園	八千代町	菅谷 833-1	芝	緊急
226	茨城西南広域消防本部	栗野運動公園	八千代町	栗野 291-2	芝	緊急
227	茨城西南広域消防本部	東落田運動公園	八千代町	東落田 241-1	芝	緊急
228	茨城西南広域消防本部	貝谷運動公園	八千代町	貝谷 37	土	緊急
229	茨城西南広域消防本部	中結城地区公園	八千代町	菅谷 35	芝	緊急
230	茨城西南広域消防本部	下妻市立下妻中学校	下妻市	長塚 38-1	土	緊急
231	茨城西南広域消防本部	高道祖訓練場	下妻市	比毛 137	アスファルト	緊急
232	茨城西南広域消防本部	市立下妻小学校	下妻市	下妻乙 386	土	緊急
233	茨城西南広域消防本部	市立騰波ノ江小学校(とばのえ)	下妻市	若柳甲 644	土	緊急
234	茨城西南広域消防本部	市立上妻小学校	下妻市	半谷 426	土	緊急
235	茨城西南広域消防本部	砂沼広域公園 観桜苑	下妻市	下妻丙 175	芝	緊急

236	茨城西南広域消防本部	千代川中学校	下妻市 (千代川村)	鎌庭 2777	土	緊急
237	茨城西南広域消防本部	千代川運動公園 多目的広場	下妻市 (千代川村)	鬼怒 257	土	緊急
238	茨城西南広域消防本部	千代川運動場	下妻市 (千代川村)	市原 188	土	緊急
239	茨城西南広域消防本部	筑波サーキット	下妻市 (千代川村)	村岡乙 159	芝	緊急
240	茨城西南広域消防本部	石下中学校運動場	常総市 (石下町)	本石下 1000-1	土	緊急
241	茨城西南広域消防本部	豊田球場サブグ ランド	常総市 (石下町)	本豊田 1576	土	緊急
242	茨城西南広域消防本部	いとう内科医院 敷地内	常総市 (石下町)	古間木新田 817-1	芝	緊急
243	茨城西南広域消防本部	石下総合運動公 園多目的広場	常総市 (石下町)	鴻野山 1670	土	緊急
244	茨城西南広域消防本部	常総市立玉小学 校	常総市 (石下町)	若宮戸 794	土	緊急
245	茨城西南広域消防本部	猿島中学校運動場	坂東市 (猿島町)	山 2807	土	緊急
246	茨城西南広域消防本部	生子運動公園	坂東市 (猿島町)	生子新田 884-1	芝	緊急
247	茨城西南広域消防本部	杳掛球場	坂東市 (猿島町)	杳掛 6083-4	芝	緊急
248	茨城西南広域消防本部	運動公園中央球 場(猿島球場)	坂東市 (猿島町)	生子新田 804	芝	緊急
249	茨城西南広域消防本部	前山公園	坂東市 (猿島町)	逆井 2845-3	芝	緊急
250	茨城西南広域消防本部	岩井第二小学校	坂東市 (岩井市)	辺田 1172-7	土	緊急
251	茨城西南広域消防本部	宝掘運動公園	坂東市 (岩井市)	神田山 2137-1	芝	緊急
252	茨城西南広域消防本部	岩井浄化センタ ー	坂東市 (岩井市)	小山 1820	土	緊急
253	茨城西南広域消防本部	八坂公園陸上競 技場	坂東市 (岩井市)	岩井 2162-3	芝	緊急
254	茨城西南広域消防本部	幸神平公園	坂東市 (岩井市)	幸神平 34	芝	緊急
255	茨城西南広域消防本部	前山倉庫株式会 社	坂東市 (岩井市)	神田山 1129	アスフ ォルト	緊急
256	茨城西南広域消防本部	五霞町立五霞中 学校	こかまち 五霞町	元栗橋 953	土	緊急
257	茨城西南広域消防本部	中之島公園西側 ヘリポート	こかまち 五霞町	山王地先	アスフ ォルト	緊急
258	茨城西南広域消防本部	ごかみずべ公園	こかまち 五霞町	江川 3166	芝	緊急
259	茨城西南広域消防本部	農村運動公園グ ラウンド	こかまち 五霞町	元栗橋 6275	芝	緊急
260	茨城西南広域消防本部	境町立境第二中 学校グラウンド	境町	伏木 1310	土	緊急

261	茨城西南広域消防本部	境町総合運動場	境町	上小橋 556	土	緊急
262	茨城西南広域消防本部	境町大歩運動場	境町	大歩 327	土	緊急
263	茨城西南広域消防本部	境町利根川河川敷	境町	宮本町 1695 地先	草地	緊急
264	筑西広域消防本部	下館南中学校	筑西市 (下館市)	一本松 546	土	緊急
265	筑西広域消防本部	下館運動場	筑西市 (下館市)	上平塚 639	芝	緊急
266	筑西広域消防本部	鬼怒緑地	筑西市 (下館市)	伊佐山 218	芝	緊急
267	筑西広域消防本部	嘉田生崎小学校	筑西市 (下館市)	西石田 587	土	緊急
268	筑西広域消防本部	関城中学校	筑西市 (関城町)	犬塚 100	土	緊急
269	筑西広域消防本部	関城運動場	筑西市 (関城町)	藤ヶ谷 1845-1	土	緊急
270	筑西広域消防本部	関城富士ノ宮球場	筑西市 (関城町)	関本上中 306-1	土	緊急
271	筑西広域消防本部	協和中学校	筑西市 (協和町)	門井 1803-7	土	緊急
272	筑西広域消防本部	協和の杜公園	筑西市 (協和町)	久地楽 260	芝	緊急
273	筑西広域消防本部	県西総合公園	筑西市 (協和町)	桑山 2818	芝	緊急
274	筑西広域消防本部	茨城県西部メディカルセンター	筑西市 (下館市)	大塚 555	コンクリート	場外
275	筑西広域消防本部	明野中学校	筑西市 (明野町)	倉持 1138	土	緊急
276	筑西広域消防本部	結城市鹿窪運動公園サッカー場	結城市	鹿窪 1	芝	緊急
277	筑西広域消防本部	結城市立結城小学校	結城市	大字結城 1927	土	緊急
278	筑西広域消防本部	結城市立城南小学校	結城市	城南町 1 丁目 1 1 番	土	緊急
279	筑西広域消防本部	結城市立結城西小学校	結城市	大字結城 10290-1	土	緊急
280	筑西広域消防本部	結城市立城西小学校	結城市	大字結城 9633-1	土	緊急
281	筑西広域消防本部	結城市立絹川小学校	結城市	大字小森 2227	土	緊急
282	筑西広域消防本部	結城市立江川北小学校	結城市	大字田間 1421	土	緊急
283	筑西広域消防本部	結城市立江川南小学校	結城市	大字北南茂呂 81	土	緊急
284	筑西広域消防本部	結城市立山川小学校	結城市	大字今宿 1164-1	土	緊急
285	筑西広域消防本部	結城市立上山川小学校	結城市	大字上山川 3388	土	緊急

286	筑西広域消防本部	結城市立結城中学校	結城市	大字小田林 2600	土	緊急
287	筑西広域消防本部	結城市立結城東中学校	結城市	大字結城 3381	土	緊急
288	筑西広域消防本部	結城市立結城南中学校	結城市	大字大木 1123	土	緊急
289	筑西広域消防本部	県立岩瀬高等学校グラウンド	桜川市 (岩瀬町)	岩瀬 1511	土	緊急
290	筑西広域消防本部	桜川市総合運動公園 多目的広場(ラスカ)	桜川市 (岩瀬町)	岩瀬 2685-14	土	緊急
291	筑西広域消防本部	桃山学園運動場	桜川市 (真壁町)	真壁町伊佐々 158	土	緊急
292	筑西広域消防本部	つくば真壁工業 団地グラウンド	桜川市 (真壁町)	真壁町東矢貝 922	芝	緊急
293	筑西広域消防本部	大和中学校グラ ウンド	桜川市 (大和村)	羽田 1000	土	緊急
294	筑西広域消防本部	城西病院ヘリポ ート	結城市	結城 10745-24	アスフ ォルト	緊急
295	筑西広域消防本部	筑西消防本部ヘ リポート	筑西市 (下館市)	直井 1076	アスフ ォルト	場外
296	筑西広域消防本部	柳沢農村公園	桜川市 (真壁町)	真壁町町田 944-4	草地	場外
297	筑西広域消防本部	桜井農村公園	桜川市 (真壁町)	真壁町桜井 1341-1	芝	緊急
298	常総広域消防本部	きぬ総合公園野 球場	常総市 (水海道市)	坂手町 3225	芝	緊急
299	常総広域消防本部	大崎ヘリポート	常総市 (水海道市)	大崎町 1-4	アスフ ォルト	緊急
300	常総広域消防本部	天満運動場	常総市 (水海道市)	水海道天満町 4228 鬼怒川河川敷	芝	緊急
301	常総広域消防本部	水海道あすなろ の里	常総市 (水海道市)	大塚戸町 310	芝	緊急
302	常総広域消防本部	原山球場 (原山運動公園)	常総市	大生郷町 6134	芝	緊急
303	常総広域消防本部	小貝野球場	常総市	上蛇町 1720-6	土	緊急
304	常総広域消防本部	常総運動公園	守谷市	野木崎 4065	芝	緊急
305	常総広域消防本部	前川製作所(株)	守谷市	立沢 2000	芝	緊急
306	常総広域消防本部	けやき台公園	守谷市	けやき台 4-4	芝	緊急
307	常総広域消防本部	みずき野第1調 整池(野球場)	守谷市	みずき野 3-19-12	芝	緊急
308	常総広域消防本部	みずき野第2調 整池	守谷市	みずき野 7-23	芝	緊急
309	常総広域消防本部	常磐自動車道上 り守谷SA内	守谷市	大柏 166	アスフ ォルト	緊急
310	常総広域消防本部	守谷大利根運動 公園	守谷市	野木崎地先 利根川軒杭 95.5~96*	土	緊急

311	常総広域消防本部	絹の台桜公園	つくばみらい市(谷和原村)	絹の台 3-2	芝	緊急
312	常総広域消防本部	水門駐車場	つくばみらい市(谷和原村)	福岡 1490	土	緊急
313	常総広域消防本部	つくばみらい市 みらい平 どんぐり公園	つくばみらい市(伊奈町)	紫峰ヶ丘 4 丁目 5	芝	緊急
314	常総広域消防本部	つくばみらい市 総合運動公園 野球場	つくばみらい市(伊奈町)	小張 1770	芝	緊急
315	常総広域消防本部	つくばみらい市 総合運動公園	つくばみらい市(伊奈町)	小張 1770	芝	緊急
316	常総広域消防本部	橋本多目的広場	常総市 (水海道市)	橋本町地先 鬼怒川河川敷	アスファルト	緊急
317	鹿行広域消防本部	県立鉾田第一高等学校	鉾田市 (鉾田町)	鉾田 1090	土	緊急
318	鹿行広域消防本部	鉾田北中学校	鉾田市 (鉾田町)	上富田 1011-1	土	緊急
319	鹿行広域消防本部	鹿島灘海浜公園	鉾田市 (鉾田町)	大竹 390	芝	緊急
320	鹿行広域消防本部	鉾田第二高等学校第 3 グランド	鉾田市 (鉾田町)	安房 1236-13	芝	緊急
321	鹿行広域消防本部	鉾田総合公園多目的グラウンド	鉾田市 (鉾田町)	当間 2331	芝	緊急
322	鹿行広域消防本部	旭中学校グラウンド	鉾田市 (旭村)	造谷 863-5	土	緊急
323	鹿行広域消防本部	とちぎ海浜自然の家	鉾田市 (旭村)	玉田 336-2	芝	緊急
324	鹿行広域消防本部	いこいの村潤沼多目的広場	鉾田市 (旭村)	箕輪 3604	芝	緊急
325	鹿行広域消防本部	旭総合スポーツセンター	鉾田市 (旭村)	田崎 616-6	芝	緊急
326	鹿行広域消防本部	旭西小学校	鉾田市 (旭村)	鹿田 904-5	土	緊急
327	鹿行広域消防本部	旭保育園	鉾田市 (旭村)	上釜 934-27	芝	緊急
328	鹿行広域消防本部	大洋中学校	鉾田市 (大洋村)	大蔵 1337-1	土	緊急
329	鹿行広域消防本部	中居運動場	鉾田市 (大洋村)	中居 1447-16	芝	緊急
330	鹿行広域消防本部	大洋小学校	鉾田市 (大洋村)	上沢 922-1	土	緊急
331	鹿行広域消防本部	玉造中学校	行方市 (玉造町)	玉造甲 2807	土	緊急
332	鹿行広域消防本部	高須崎公園	行方市 (玉造町)	玉造甲 1931	芝	緊急
333	鹿行広域消防本部	玉造浜野球場	行方市 (玉造町)	浜 2633	芝	緊急
334	鹿行広域消防本部	玉造 B & G 海洋センター多	行方市 (玉造町)	玉造甲 3185	芝	緊急

335	鹿行広域消防本部	霞ヶ浦カントリークラブ ヘリポート	行方市 (玉造町)	芹沢 1000	アスファルト	緊急
336	鹿行広域消防本部	北浦中学校	行方市 (北浦町)	内宿 390	土	緊急
337	鹿行広域消防本部	北浦第一グラウンド (ふれあいの里)	行方市 (北浦町)	山田 2175	芝	緊急
338	鹿行広域消防本部	天王崎公園	行方市 (麻生町)	麻生 500	芝	緊急
339	鹿行広域消防本部	鹿行生涯学習センター	行方市 (麻生町)	宇崎 1389	芝	緊急
340	鹿行広域消防本部	なめがたファーマーズヴィレッジ	行方市 (麻生町)	宇崎 1561	芝	緊急
341	鹿行広域消防本部	麻生多目的グラウンド	行方市 (麻生町)	島並 1257-4	芝	緊急
342	鹿行広域消防本部	潮来市立津知小学校運動場	潮来市	辻 829	土	緊急
343	鹿行広域消防本部	水郷県民の森第5駐車場	潮来市	島須 3075-8 地先	芝	緊急
344	鹿行広域消防本部	かすみの郷公園	潮来市	永山 1716	芝	緊急
345	鹿行広域消防本部	前川運動公園 (駐車場)	潮来市	前川 1467	アスファルト	緊急
346	鹿行広域消防本部	なめがた地域医療センター	行方市 (玉造町)	井上藤井 98-8	アスファルト	場外
347	鹿行広域消防本部	徳島園地(外浪逆浦)	潮来市	福島地内	芝	場外
348	稲敷広域消防本部	龍ヶ崎飛行場	龍ヶ崎市	半田町 3177	アスファルト	緊急
349	稲敷広域消防本部	龍ヶ崎市総合運動公園 (たつのこフィールド)	龍ヶ崎市	中里 2-1-5・7	アスファルト	緊急
350	稲敷広域消防本部	北竜台公園運動広場	龍ヶ崎市	小柴 1-8	芝	緊急
351	稲敷広域消防本部	市営第二グラウンド (小貝川運動公園)	龍ヶ崎市	川原代町 33-1 地先	草地	緊急
352	稲敷広域消防本部	稲敷市新利根総合運動公園	稲敷市(新利根町)	伊佐津 3280	芝	緊急
353	稲敷広域消防本部	稲敷市立新利根小学校	稲敷市(新利根町)	柴崎 7218-4	土	緊急
354	稲敷広域消防本部	大森工業高校グラウンド	稲敷市(江戸崎町)	江戸崎甲 4344-4	芝	緊急
355	稲敷広域消防本部	江戸崎共栄工業(株)	稲敷市(江戸崎町)	佐倉 2100	草地	緊急
356	稲敷広域消防本部	江戸崎総合運動公園 野球場	稲敷市(江戸崎町)	荒沼 3-1	芝	緊急
357	稲敷広域消防本部	いなほ消防署桜東分署HP	稲敷市(江戸崎町)	上須田 355-1	アスファルト	緊急
358	稲敷広域消防本部	いなほ消防署HP	稲敷市(江戸崎町)	犬塚 1570-2	アスファルト	緊急

359	稲敷広域消防本部	浮島グラウンド	稲敷市 (桜川村)	浮島 5020-2	芝	緊急
360	稲敷広域消防本部	桜川総合運動公園	稲敷市 (桜川村)	柏木 4-5	芝	緊急
361	稲敷広域消防本部	白鷺球場	稲敷市 (東町)	佐原組新田 1596	芝	緊急
362	稲敷広域消防本部	東グラウンド	稲敷市 (東町)	佐原組新田 1596	土	緊急
363	稲敷広域消防本部	利根浄化センター野球場	利根町	布川 3	土	緊急
364	稲敷広域消防本部	上曽根運動公園	利根町	布川 7	芝	緊急
365	稲敷広域消防本部	生涯学習センター野球場	利根町	中谷 967	芝	緊急
366	稲敷広域消防本部	緑地運動公園	利根町	布川 3578 地先	草地	緊急
367	稲敷広域消防本部	牛久市総合運動公園多目的広場	牛久市	下根町 1401	土	緊急
368	稲敷広域消防本部	栄町運動広場	牛久市	栄町 4-196	芝	緊急
369	稲敷広域消防本部	牛久運動広場	牛久市	城中町 1865	土	緊急
370	稲敷広域消防本部	牛久市女化運動広場	牛久市	さくら台 4-36-1	芝	緊急
371	稲敷広域消防本部	美浦村運動公園野球場	美浦村	木原 150-2	芝	緊急
372	稲敷広域消防本部	美浦村光と風の丘公園	美浦村	受領 1470	芝	緊急
373	稲敷広域消防本部	美浦村大山地区水防拠点	美浦村	大山 1760-3 1879-2 の一部	アスファルト	緊急
374	稲敷広域消防本部	つつみ会館運動場	河内町	金江津 654-294	芝	緊急
375	稲敷広域消防本部	阿見町立阿見中学校	阿見町	中央 1-2-1	土	緊急
376	稲敷広域消防本部	阿見町総合運動公園	阿見町	吉原 52-3	芝	緊急
377	稲敷広域消防本部	東京医科大学茨城医療センターHP	阿見町	中央町 3-10-3	アスファルト	場外
378	稲敷広域消防本部	市営第一グラウンド(小貝川運動公園)	龍ヶ崎市	川原代町 88 小貝川左岸	草地	場外

令和 5 年 9 月現在

公共用離発着場 0ヶ所
 非公共用離発着場 2ヶ所
 場外離発着場 26ヶ所
 緊急離発着場 350ヶ所
 合 計 378ヶ所

23-2 茨城県防災ヘリコプター応援要綱

茨城県防災ヘリコプター応援要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県が設置する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）による県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合（以下「市町村等」という。）に対する災害による被害拡大防止のための応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

第2条 災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長又は消防長（以下「発災市町村等の長」という。）は、当該災害について、次の各号のいずれかに該当することにより防災ヘリの応援を必要と判断した場合は、知事に対してその要請をすることができる。

- (1) 災害が複数の市町村等に拡大するおそれがある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては、災害防止が著しく困難と認められる場合
- (3) 被害者の救急搬送その他、防災ヘリの応援が必要と認められる場合

(応援要請の方法)

第3条 応援の要請は、県防災・危機管理部消防安全課防災航空室あてに、電話等により次の事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- (3) 災害発生現場の気象状況
- (4) 災害発生現場の最高指揮者の職氏名及び連絡方法
- (5) 飛行場以外の離着陸場の所在地及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前2条の規定により防災ヘリの応援の要請を受けた場合は、災害発生現場の気象状況等を確認し、応援が必要と認めたときは、消防安全課防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、防災ヘリの応援の要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 災害現場における防災航空隊の指揮は、派遣を受けた発災市町村等の長が行うものとする。ただし、緊急の場合の防災航空隊の指揮は、災害現場の最高指揮者が行うことができる。

(経費負担)

第6条 防災への応援に要する費用は、県が負担するものとする。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、防災への応援に関し必要な事項は、県が市町村等と協議して定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

23-3 茨城県防災ヘリコプター運航管理要綱

茨城県防災ヘリコプター運航管理要綱

目 次

第1章	総則（第1条－第3条）
第2章	防災航空隊（第4条－第8条）
第3章	運航管理（第9条－第18条）
第4章	使用手続（第19条－第21条）
第5章	安全管理等（第22条）
第6章	教育訓練（第23条・第24条）
第7章	事故防止対策等（第25条－第27条）
第8章	雑則（第28条・第29条）

第1章 総 則

（目的）

第1条 この要綱は、茨城県防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の運航管理等について必要な事項を定めることにより、航空機の安全かつ効果的な運用を図ることを目的とする。

（他の法令との関係）

第2条 航空機の運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）航空機等 航空機、航空機用装備品、防災業務活用装備品等をいう。
- （2）防災業務 航空機を使用して行う救急活動、救助活動、災害応急対策活動、火災防御活動その他の防災活動に関する業務をいう。
- （3）航空隊員 航空機に搭乗し、防災業務に従事する消防安全課防災航空室の職員をいう。
- （4）自隊訓練 消防安全課防災航空室が隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。
- （5）運航計画 航空機を効率的に運航するため、防災業務、自隊訓練等について定める飛行計画をいう。
- （6）委託会社 県が航空機の操縦、整備点検等の運航管理業務を委託する運航会社をいう。

第2章 防 災 航 空 隊

(防災航空隊の設置)

第4条 消防安全課防災航空室（以下「防災航空室」という。）に茨城県防災航空隊（以下「航空隊」という。）を置く。

2 航空隊は、航空機に搭乗し、直接、防災業務に従事する。

3 航空隊に、隊長、副隊長及び隊員を置く。

4 隊長及び副隊長は、隊員の中から消防安全課長が指名する。

(隊長の任務)

第5条 隊長は、運航指揮者として、副隊長及び隊員を指揮監督し、防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

(副隊長の任務)

第6条 副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督し、防災業務の万全を期さなければならない。

2 隊長に事故があるときは、消防安全課長があらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。

(隊員の任務)

第7条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、航空機の性能と災害等の状況に即応した防災業務に努めなければならない。

2 隊員は、防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認するとともに、関係法令等を遵守し、所期の目的を達成するよう努めなければならない。

(航空機に搭乗する者の指定)

第8条 消防安全課長は、航空機を運航する場合には、搭乗する航空隊員を指定するとともに、運航目的、任務等を明示して該当運航の責任体制を明確にしなければならない。

第3章 運 航 管 理

(総括管理者)

第9条 航空機の運航管理の総括は、防災・危機管理部消防安全課長（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航管理責任者)

第10条 航空隊の指揮監督、航空機の運航、航空機等の維持管理など航空機の運航管理に関する事務は、消防安全課防災航空室長（以下「運航責任者」という。）が掌理する。

(運航計画)

第11条 防災業務、自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空機の運航計画を定めなければならない。

2 運航計画は、茨城県防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）及び茨城県防災ヘリコプター月

間運航計画（様式第2号）とし、それぞれ運航責任者が定めるものとする。

（航空機等の管理）

第12条 総括管理者は、法第23条及び第25条で定める技能証明書を有する委託会社の整備士による整備点検を受けなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

2 運航責任者は、備品を適正に管理し、航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかなければならない。

（航空機乗組員及び救助員等の管理）

第13条 総括管理者は、体内にアルコールを保有する状態の者を、航空業務及び航空消防活動に従事させてはならない。

2 運航責任者は、航空機乗組員及び救助員等の飲酒による運航の影響について、適正な管理及び教育をしなければならない。

（1） 航空機乗組員及び救助員等は勤務開始前にアルコール検査を行う。

（2） 次のいずれかに該当する場合は航空業務及び航空消防活動は行わないこととする。

イ 身体に血液1ℓにつき0.2g以上又は呼気1ℓにつき0.09mg以上のアルコール濃度を保有している場合。

ロ 前イの規定にかかわらず、酒精飲料の影響により、反応速度の遅延など航空機の正常な運航ができない恐れがある、地上への降下ホイス操作等における判断ミス等の恐れがあると認められる場合。

ハ 飲酒後8時間以内の場合。

（運航基準）

第14条 航空機は、次に掲げる活動で、航空機の特性を十分活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

（1） 救急活動

イ 山村等からの救急患者の搬送

ロ 傷病者発生地への医師搬送及び医療機材等の輸送

ハ 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送

ニ 高速道路等の大規模事故における傷病者の搬送

ホ ドクターヘリの重複要請時における補完的運航

（2） 救助活動

イ 河川、湖沼、海等での水難事故等における捜索・救助

ロ 山岳遭難事故等における捜索・救助

ハ 高層建築物火災による救助

ニ 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出

（3） 災害応急対策活動

- イ 地震、台風、豪雨等の災害の状況把握
- ロ 津波情報等の広報及び海面の監視
- ハ 被災地等の孤立場所等への緊急物資、医薬品等の輸送及び応援要員、医師等の搬送
- ニ ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故等の状況把握
- ホ 各種災害等における住民への避難誘導及び警報等の伝達

(4) 火災防御活動

- イ 林野火災等における空中からの消火活動
- ロ 火災における情報収集、伝達、住民等への避難誘導等の広報
- ハ 交通遠隔地への消火資機材、消火要員等の輸送

(5) 広域航空消防防災応援活動

- イ 緊急消防援助隊による消防の応援又は支援
- ロ 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づく消防の応援
- ハ 近都県等との協定に基づく相互応援

(6) 災害予防対策活動

- イ 災害危険箇所等の調査
- ロ 各種防災訓練等への参加（他の公共団体の長から要請を含む。）
- ハ 住民への災害予防の広報

(7) 自隊訓練

(8) 一般行政活動

茨城県防災ヘリコプターの一般行政利用に関する取扱要領に基づく一般行政利用活動

(9) その他総括管理者が必要と認める活動

- 2 航空機の運航は、午前8時30分から午後5時15分までとする。（この時間以外、待機はしていない。）
ただし、緊急運航時においては、この限りでない。

（緊急運航）

第15条 前条第1項第1号から第5号までに規定する運航（以下「緊急運航」という。）は、第11条第1項に規定する運航計画に基づく運航（以下「通常運航」という。）に優先する。

- 2 航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運航責任者は、直ちに緊急運航に移行する旨を運航指揮者に指示しなければならない。
- 3 緊急運航の要請があった場合、運航責任者は、直ちに、総括管理者に、その内容及び出動の有無を報告しなければならない。
- 4 緊急運航に関し、必要な事項は別に定める。

（緊急運航に伴う報告）

第16条 運航責任者は、緊急運航を行ったときは、緊急運航報告書（様式第3号）を、速やかに、総括管理者に報告しなければならない。

(情報連絡及び報告)

第17条 運航指揮者は、航空機の搭乗中に得た重要な情報等について、運航責任者に報告しなければならない。

2 運航指揮者は、航空機に搭乗し業務を終了したときは、運航状況等について飛行報告書（様式第4号）を作成し、運航責任者に報告しなければならない。

3 運航責任者は、前項及び前々項の報告内容を総括責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場)

第18条 運航責任者は、市町村と協議し、防災業務を円滑に遂行するため、法第79条ただし書の規定に基づく飛行場外離着陸場及び法第81条の2に基づく緊急離着陸場を確保しておかなければならない。

2 隊長は、前項の飛行場外離着陸場を調査し、常にその実態把握に努めるものとする。

第4章 使用手続

(使用予定表)

第19条 航空機の使用（緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下本章において同じ。）を予定する者は、毎年2月末日までに翌年度の使用予定について防災ヘリコプター使用年間予定表（様式第5号）を、使用月の前々月の末日までに防災ヘリコプター使用月間予定表（様式第6号）を総括管理者に提出しなければならない。

(使用申請)

第20条 前条の規定により使用予定表を提出した者であって、航空機を使用するものは、防災ヘリコプター使用申請書（様式第7号）により使用する日の15日前までに総括管理者に申請しなければならない。

(使用承認)

第21条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査のうえ、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 総括管理者は、前項により承認した場合は、防災ヘリコプター使用承認書（様式第8号）を交付するものとする。

第5章 安全管理等

(安全管理)

第22条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航管理責任者は、防災業務の遂行に当たり、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保し、

航空事故防止対策を講ずる等、安全管理に万全を期すとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行われなければならない。

- 3 運航指揮者は、防災業務の遂行に当たっては、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

第6章 教 育 訓 練

(隊員等の教育訓練)

第23条 総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制並びに施設、設備及び教材の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

- 2 運航責任者は、防災業務を効率的に行うため、市町村及びその他関係機関と連携のうえ、必要な訓練を実施しなければならない。

(自隊訓練)

第24条 運航責任者は、運航計画に基づき、自隊訓練を実施しなければならない。

第7章 事 故 防 止 対 策 等

(搜索及び救難体制の確立)

第25条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合又は航空事故が発生した場合の搜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しなければならない。

(航空事故発生時の措置)

第26条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合又は発生した場合は人命、財産に対する危機の防止に最善の手段を尽すなど、万全の措置を講じ、その状況を運航責任者及び最寄りの航空局空港事務所に、直ちに報告しなければならない。

- 2 運航責任者は、前項の報告を受け、又は前項に関する情報を入手した場合には、前条に規定するところにより、直ちに所要の搜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第27条 総括管理者は、法第76条第1項に規定する事故が発生した場合には、国土交通大臣に報告しなければならない。

- 2 総括管理者は、前項に規定する事故が発生した場合には、直ちに原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第8章 雑 則

(記録及び報告)

第28条 運航管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、必要な記録簿を備え、防災業務に関する記録を整理しておかなければならない。

(その他)

第29条 この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

様式第 1 号 (第 11 条)

茨城県防災ヘリコプター年間運航計画（ 年度）

[illegible]

茨城県防災ヘリコプター月間運航計画（ 年 月）

日	曜	内 容	飛行区分	飛行場所（市町村）	使用離着陸場	申請手続の有無	飛行時間／累計	機体等整備計画	備考
			1・2・3						
			1・2・3						
			1・2・3						
			1・2・3						
			1・2・3						
			1・2・3						
			1・2・3						
			1・2・3						
			1・2・3						
			1・2・3						
			1・2・3						
			1・2・3						
			1・2・3						
			1・2・3						
			1・2・3						
			1・2・3						
			1・2・3						
			1・2・3						
			1・2・3						
			1・2・3						
			1・2・3						

（注）飛行区分は 1：防災業務、2：自隊訓練、3、その他（一般行政活動等）であり、該当のものに○印をすること

総括管理者茨城県防災・危機管理部長殿

運航管理責任者 消防安全課長

緊急運航報告書（第 号）

災害種別		要請機関名及び 連絡先職氏名	
発生日時	令和 年 月 日（ ） 時 分頃		
発生場 所及目 標	東経 北緯		
要請方法 及要請日 時	一般加入電話 （覚知）平成 年 月 日（ ） 時 分		
要請者		受信者	
現地の気象	天候 風向 風速 m／s 気温 ℃ 視程 k m 雲高 f t		
着陸場所			
着陸現場へ到着時間	時 分	燃料補給量	リットル
運航指揮者・隊員	運航指揮者 隊 員	操縦士 及び整備士	操縦士 整備士
活動時間			
出動時間	時 分	出動～現地到着	分
現地到着時間	時 分	現地到着～業務開始	分
業務開始時間	時 分	業務開始～業務終了	分
業務終了時間	時 分	業務終了～現地出発	分
現地出発時間	時 分	現地出発～収容先着	分
収容先到着時間	時 分	収容先着～収容先発	分
収容先出発時間	時 分	収容先発～帰 隊	分
帰 隊 時 間	時 分	出 動 ～ 帰 隊	時間 分

消 火	回 0	資 機 材 輸 送	回 kg
救 助	回 人	情 報 収 集	回
救 急	回 人	調 査	回
人 員 輸 送	回 人	そ の 他	回

災害の概況（傷病者の状況）	
活動内容	※到着時の状況、状況判断、活動方針、活用内容等を記述
特記事項	※問題点、反省点等を記述

飛 行 報 告 書

運航管理責任者 消防安全課長 殿

報告者 印

年 月 日	令和 年 月 日 ()			天候 ()	
任 務					
飛 行 経 路					
機 長 名			整備士名		
運 航 指 揮 者					
出 動 隊 員					
飛 行 時 間	出 発 時 間	時 分	実飛行時間	時間 分	
	到 着 時 間	時 分	燃料使用量	ℓ	
搭 乗 者 及 び 搭 載 物 資	搭 乗 者		搭 載 物 資		
	氏 名	飛 行 時 間	品 名	個 数	重 量
参 考 事 項					
	現地での燃料補給			ℓ	

防災ヘリコプター使用年間予定表

総括管理者 茨城県防災・危機管理部長 殿

部課名

1 使用年月日及び使用時間

2 使用目的

3 飛行経路

4 離着陸場所

5 飛行時間

6 搭乗者（職名及び氏名）

7 その他参考となる事項

防災ヘリコプター使用月間予定表

総括管理者 茨城県防災・危機管理部長 殿

部課名

1 使用年月日及び使用時間

2 使用目的

3 飛行経路

4 離着陸場所

5 飛行時間

6 搭乗者（職名及び氏名）

7 その他参考となる事項

防災ヘリコプター使用申請書

第 号
令和 年 月 日

総括管理者 茨城県防災・危機管理部長 殿

申請者 印

茨城県防災ヘリコプター運航管理要綱第 20 条の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1 使用日時	令和 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分				
2 使用目的					
3 使用内容					
4 飛行経路					
5 離着陸場所					
6 搭乗者所属	職 名	氏 名	男・女	年 齢	備 考

(注) 使用に係る事業計画を添付すること。

※連絡先（職・氏名・電話番号）

防災ヘリコプター使用承認書

消安第 号
令和 年 月 日

（申請者）

殿

総 括 管 理 者
茨城県防災・危機管理部長印

令和 年 月 日付け第 号で申請のあった防災ヘリコプターの使用については、下記により承認する。

記

1 使用日時 令和 年 月 日 時 分 ～ 時 分

2 使用目的

23-4 茨城県防災ヘリコプター緊急運航要領

茨城県防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1 この要領は、茨城県防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第15条第4項の規定に基づき、防災ヘリコプターの緊急運航（以下「緊急運航」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(他の規程との関係)

第2 緊急運航については、要綱及び茨城県防災ヘリコプター応援要綱（以下「応援要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるものとする。

(緊急運航の要件)

第3 緊急運航は、原則として、要綱第13条第1項第1号から5号までに掲げる活動で次の要件を満たす場合に運航することができるものとする。

(1) 公共性 地域並びに地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的とすること。

(2) 緊急性 差し迫った必要性があること。

(緊急に活動を行わなければ、県民の生命、財産に重大な支障が生ずる恐れがある場合)

(3) 非代替性 防災ヘリ以外に適切な手段がないこと。

(既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合)

(緊急運航の要請基準)

第4 緊急運航は、前条の要件を満たし、かつ、別紙に掲げる基準に該当する場合に要請できるものとする。

(緊急運航の要請)

第5 緊急運航の要請は、応援要綱に基づき、災害等が発生した市町村及び消防の一部事務組合の機関の長（以下「機関の長」という。）が運航管理責任者に行う。

2 前項の要請は、防災ヘリコプター緊急運航要請書（様式第1号）により行うものとする。

(緊急運航の決定)

第6 運航管理責任者は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、災害の状況及び現場の気象状況等を確認の上、出動の可否を決定し、隊長に必要な指示をするとともに、要請者にその旨、回答しなければならない。

2 隊長は、第5に規定する緊急運航の要請を受けた場合には、直ちに要請内容に対応する出動体制を整えなければならない。

(受入体制)

第7 緊急運航を要請した機関の長は、防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ、次の受

入体制を整えるものとする。

- (1) 離着陸場所の確保及び安全対策
- (2) 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- (3) 空中消火用資機材、給水場所の確保
- (4) その他必要な事項

(報告)

第8 隊長は、緊急運航を終了した場合には、災害等速報（様式第2号）により、速やかに、活動の内容を運航管理責任者に報告するものとする。

2 緊急運航を要請した機関の長は、災害等が収束した場合、災害状況報告書（様式任意）により、その旨報告するものとする。

(付則)

この要領は、平成7年4月1日から施行する。

(付則)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(付則)

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

(付則)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(付則)

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

(付則)

この要領は、令和元年7月1日から施行する。

防災ヘリコプター緊急運航要請書

消 防 覚 知	年 月 日 () 時 分
要 請 機 関 名	TEL 発信者
災 害 内 容	(1) 救急 (2) 救助 (3) 火災防御 (4) 災害応急 (調査・広報) (5) その他
通 報 内 容	
航空隊に要請する 活 動 内 容	
発 生 時 間	年 月 日 () 時 分
発 生 場 所	市町村 地内 (目 標) (座 標) ※世界測地系 北緯 度 分 秒 東経 度 分 秒
緊 急 離 着 陸 場	
現場との連絡手段	消防無線 (主運用波 5、統制波 1、統制波 2、統制波 3) 現場指揮呼出 () 緊急離着陸場呼出 () 携帯電話
現 場 指 揮 者	所属・職氏名
現 地 の 気 象 状 況	天候 風向 風速 気温 視程 m 警報・注意報
その他必要事項	※災害概要、活動状況、活動方針、水利、受入体制、要救助者人数、状態等を記載 ※現場詳細図等、必要に応じ図面を添付すること
茨城県防災航空隊 緊急要請専用 029-863-0117 F A X 029-857-8501 防災 F A X 8-620-300	
受信者	

(午後 5 時 1 5 分～翌朝 8 時 30 分迄の要請)
防災・危機管理部 防災・危機管理課 029-301-2879
F A X 029-301-2898
防災 F A X 8-600-8300

傷病者搬送	傷病者	氏名		年齢	歳	性別		体重	
		氏名		年齢	歳	性別		体重	
	症状 ・ 状態								
	離着陸場	搬送元			搬送先				
	同乗者	医師	氏名				体重		
			氏名				体重		
			氏名				体重		
	搬送先医療機関		所在地 名称 連絡先	TEL 担当者					
	搬送先医療機関 管轄消防本部					無線呼出			
	搬送先緊急離着陸場					支援隊無線呼出			
搬送先医療機関 管轄消防本部 連絡先		TEL 担当者							

必要資器材	※積載する機材の数量・大きさ・重量・電源（口数・消費電力・バッテリー駆動の有無）等を記載 仕様が分かる図面があれば添付
その他必要事項	

災 害 等 速 報

1 要請活動種別	(1)救急 (2)救助 (3)災害応急(調査・広報) (4)火災防御 (5)その他		
2 要 請 者			
3 発 生 場 所			
4 発 生 日 時 (要請日時)	年 月 日 () 天候 ()	要 請 方 法	電話・FAX その他 ()
5 事 故 概 要			
6 死 傷 者 等	死者(性別・年齢)	負傷者等 名	
	計 名	うち重症 名 中等症 名 軽症 名	
	行方不明 名		
7 要 救 護 者 数 (見込み)		救助人員 名	
8 活 動 状 況			
9 そ の 他 参 考 事 項			
報 告 者 氏 名		活動従事者	

23-5 茨城県防災ヘリコプター緊急運航要請基準

茨城県防災ヘリコプター緊急運航要請基準

1 救急活動

(1) 山村等からの救急患者の搬送

山村等の交通遠隔地から緊急に傷病者の搬送を行う必要がある場合で、救急車で搬送するよりも、著しく有効であると認められ、かつ、原則として、医師が搭乗できる場合（交通遠隔地からの傷病者搬送）

(2) 傷病者発生地への医師搬送及び医療器材等の輸送

山村等の交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、器材等を搬送する必要があると認められる場合

(3) 高度医療機関のない地域からの傷病者の転院搬送

遠隔地へ、緊急に転院搬送を行う場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

(4) 高速道路及び自動車専用道路上からの傷病者の搬送

高速道路及び自動車専用道路上での事故で、救急車ででの収容、搬送が不可能と認められる場合

(5) その他の救急活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

2 救助活動

(1) 河川、湖沼、海等での水難事故、山岳遭難事故等における捜索又は救助

水難事故及び山岳遭難等において、現地の消防力だけでは対応できないと認められる場合

(2) 高層建築物火災による救助

中高層建築物火災において、地上からの救出が困難で、屋上からの救出が必要と認められる場合

(3) 山崩れ等の災害により、陸上から接近できない被災者等の救出

大雨、山崩れ等により、陸上からの救出が不可能で、救出が緊急に必要と認められる場合

(4) その他救急救助活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

3 災害応急対策活動

(1) 被災状況等の調査及び情報収集活動

地震、台風、豪雨、津波等の自然災害又は、ガス爆発事故、高速道路等での大規模事故が発生若しくは発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる状況把握調査、情報収集活動を行うとともにその状況を監視する必要があると認められる場合

(2) 食糧、衣料その他の生活必需品及び復旧資材等の救護物資、人員等の搬送

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、食糧、衣料その他の生活必需品・復旧資材等

の救援物資、医薬品、人員等を緊急に輸送又は搬送する必要が認められる場合

(3) 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合

(4) その他、災害応急対策上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

4 火災防御活動

(1) 林野火災等における空中からの消火活動

地上における消火活動では、消火が困難であり、防災ヘリコプターによる消火の必要があると認められる場合

(2) 被害状況調査及び情報収集活動

大規模火災又は爆発事故等が発生し、延焼拡大の恐れがあると認められ、広範囲にわたる被害状況把握調査若しくは情報収集活動を行う必要があると認められる場合

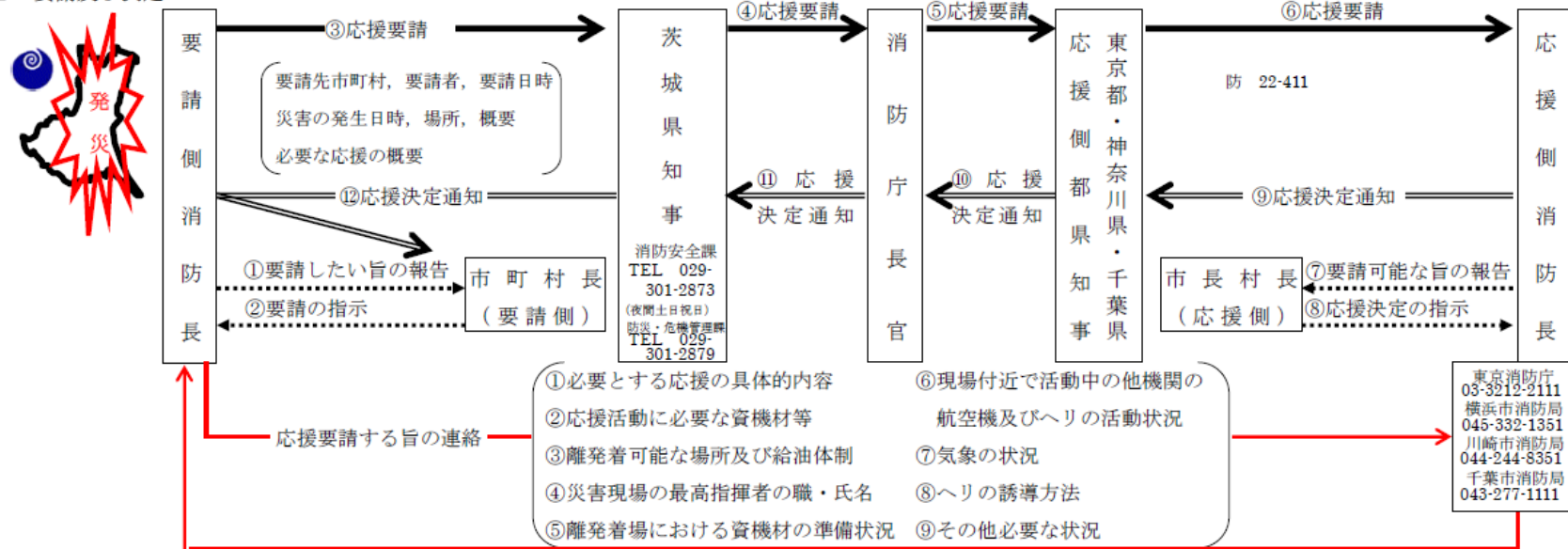
(3) 消防隊員、消防資機材等の搬送

大規模林野火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合又は防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合

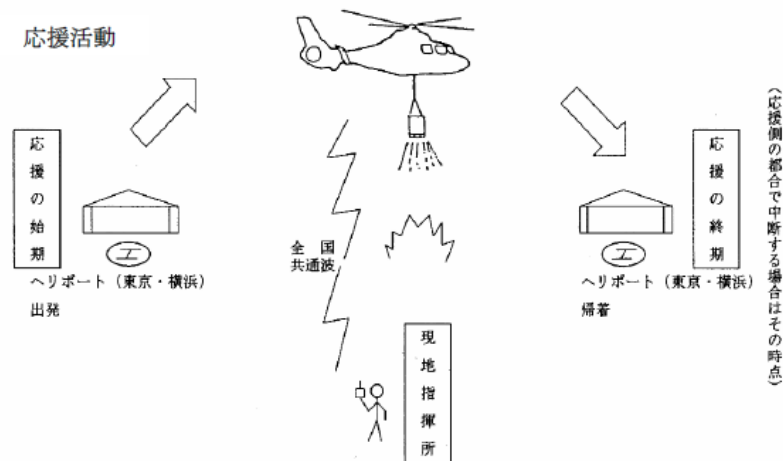
(4) その他、火災防御活動上、特に、防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる場合

23-6 大規模特殊災害時における広域航空消防応援フロー

1 要請及び決定フロー



2 応援活動



要請側の受入態勢等

ヘリポートの状況の伝達	周囲の障害物、河川、樹木、地面の状況、標高を正確に伝える。
ヘリポートの散水	砂塵防止のため、散水を十分行う。
ヘリポートの障害排除	人、車両等の着陸障害を排除する。
ヘリポートの標示	着陸地点を標示する。石灰等により直径10m以上の円で標示(Ⓔ)が望ましい。緊急の場合は1辺2m以上の十字で標示。
風向表示	発煙筒または吹流しで風向を表示する
ヘリコプターとの交信	応援側地上連絡員が携帯無線機で上空ヘリと交信する。
水利の確保	周囲に障害物のない水深1.5m以上の水利(河川、湖沼等)を確保する。 (全くない場合はポンプ車、水槽等を準備する。)
指揮系統	現地指揮本部と市町村災害対策本部の連絡を密にする。
活動時の留意点	1 応援ヘリに対し①活動方針の指示②任務分担の明確化③他応援ヘリ(自衛隊、県警等)との調整を行う。 2 離着陸場に責任者を配置し、必要に応じヘリに同乗する。

24 海上・流出油等災害

24 海上・流出油等災害

24-1 海上災害対策関係機関連絡先

海上災害関係機関	電話番号・昼間（内線）	電話番号（夜間）
茨城海上保安部※	029-262-4304	同 左
銚子海上保安部※	0479-22-1359	〃
鹿島海上保安署※	0299-92-2601	〃
関東地方整備局鹿島港湾・空港整備事務所※	0299-84-5441	〃
防災・危機管理部防災・危機管理課※	029-301-2885	〃
県民生活環境部環境対策課※	029-301-2966	〃
同廃棄物対策課	029-301-3027	〃
土木部港湾課※	029-301-4521	〃
同河川課※	029-301-4477	〃
農林水産部漁政課※	029-301-4070	〃
同水産振興課※	029-301-4125	〃
県警察本部地域課※	029-301-0110	〃
同警察備課※	029-301-0110	〃
日立市生活安全課※	0294-22-3287	090-4662-0385
高萩市市民生活部危機対策課※	0293-23-2215(362)	0293-23-1111
北茨城市総務課※	0293-43-1111(338)	0293-43-3033
ひたちなか市防災交通課※	029-273-0111	029-273-0111
鹿嶋市環境経済部公害防災課※	0299-82-2911	0299-82-2368
大洗町生活環境課※	029-267-5111	029-267-4540
東梅村防災原子力安全課※	029-282-1711(1522)	同 左
鉾田市総務課※	0291-33-2111	0291-33-3436
神栖市生活環境部防災安全課※	0299-90-1149	0299-90-1111
日立市消防本部※	0294-24-0119	同 左
北茨城市消防本部※	0293-42-0119(221)	0293-42-0119
高萩市消防本部	0293-22-2293(230)	同 左
大洗町消防本部※	029-266-1119	029-266-1119
ひたちなか・東海広域事務組合※	029-273-2038	
鹿嶋地方事務組合消防本部※	0299-96-0119	同 左
鹿行広域事務組合消防本部※	0291-34-9119	0291-33-2248
茨城沿海地区漁業協同組合連合会※	029-224-5151	029-263-3682
茨城県水難救済会※	029-224-5151	029-231-1816
鹿島港災害対策協議会※	0299-92-2601	同 左
日立港安全対策協議会※	0294-52-4479	〃
大洗港入出港安全対策協議会※	029-267-2501	〃
常陸那珂港船舶安全対策協議会※	029-264-2500	029-272-1462
日本原子力発電(株)東海発電所※	029-282-1211 (音声ファクス後110)	029-282-1211 (音声ファクス後120)
石油連盟海水油濁処理機構茨城支部※	0299-97-3104	0299-97-3163
鹿島埠頭株式会社※	0299-92-5551	同 左
日立埠頭株式会社	0294-53-4111	〃
(株)茨城ポートオーソリティー大洗支社	029-267-4188	〃
(株)茨城ポートオーソリティー	029-264-2500	〃
三国屋建設株式会社※	0299-96-5068	029-287-3373
水戸地方気象台	029-224-1106	関係機関に別途 お知らせしている番号
陸上自衛隊施設学校警備課	029-274-3211	同 左
航空自衛隊第7航空団(百里)	0299-52-1331	〃
海上災害防止センター	03-3204-6531	〃
第三管区海上保安本部	045-211-0771	〃

※は、茨城県沿岸排出油等防除協議会(事務局は茨城海上保安部)会員を示す。

24-2 各機関が講ずる海上災害対策一覧

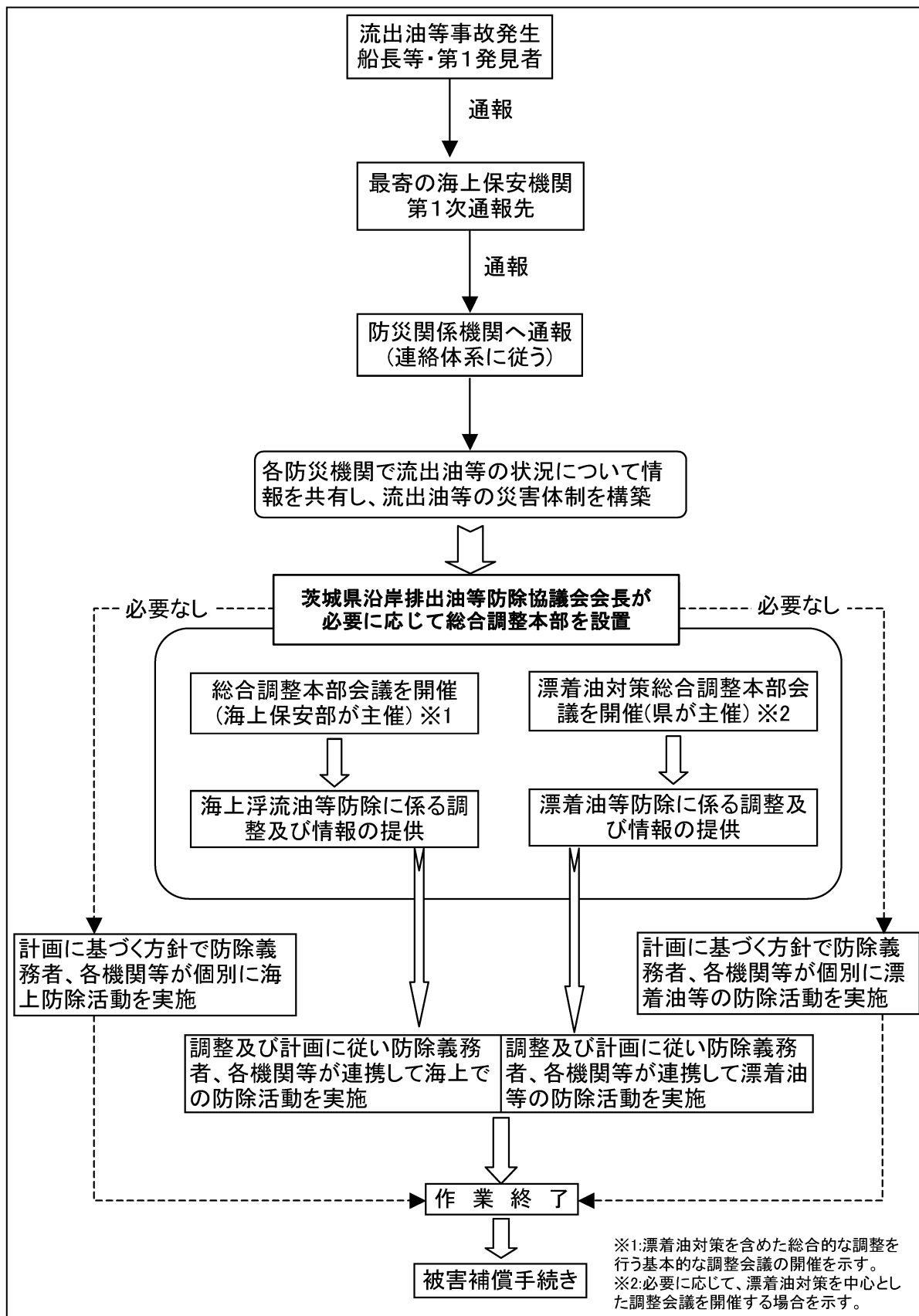
災害発生時における関係各機関のとるべき措置は、次表のとおりとする。

区分	海上保安機関	市町村（消防機関）	県警察本部	県
災害発生時の作業体制	1 通報連絡体制の確立 災害の発生した場合は直ちに関係機関との通報連絡体制を確立し、応急措置実施の推進を図る。			
	2 人命救助 関係機関と協力し、負傷者、被災者等の避難誘導、救出、救護にあたる。			
	3 遭難船に対する災害軽減措置の指導 (1) 自船装備の消火設備の活用 (2) 積荷油の空タンクへの移動			
	4 初期消火及び延焼防止 火災が発生した場合の初期消火及び延焼防止措置			
	5 警戒並びに立入制限等 (1) 海面流出油の警戒及び拡散状況の調査並びに事故再発防止にあたる。 (2) 現場への立入禁止、制限及び付近の警戒にあたる。			
	6 応急資機材の調達輸送 油処理剤、消火剤、オイルフェンス、その他の応急資材の調達輸送	関係機関と協力して消火に必要な資機材の緊急輸送に協力する。		
	7 オイルフェンスの展張 流出油の拡散を防止するため、遭難船等の付近へ展張する。			

区分	海上保安機関	市町村（消防機関）	県警察本部	県
災害発生時の作業体制	8 流出油処理剤の散布 流出油の処理、火災発生防止等のため、油処理剤等を散布する。			
	9 遭難船の移動手配、指導、遭難船を安全海域へ移動するため曳船の手配及び曳航の指導	状況により遭難船の移動について関係機関へ要請する		
	10 タンカーバージによる残油抜取りの指導	タンカーバージによる残油抜取りを関係機関へ要請する。		
	11 吸引船による油抜き取り指導、流出油回収作業の指導 吸引能力のある船舶の出動要請及び流出油回収作業の指導			
	12 被害の拡大防止のため船艇、航空機の動員及び関係機関に対する出動要請			人命救助、被害の拡大防止等応急措置のための自衛隊の出動要請
	13 消火資材の確保 流出油の処理、火災発生防止、油火災消火等消火資材の確保			
	14 その他の応急処理			関係機関に対する協力要請

区分	海上保安機関	市町村（消防機関）	県警察本部	県
船舶の交通規制	1 出入港の禁止及び航行制限並びに禁止 2 港内在泊船舶に対する移動命令及び誘導	関係機関と協力して危険水域付近に警備艇及び消防艇を配置して、海上における船舶、船艇等の通行禁止、制限及び避難等の処置をとる。		
その他の	1 港内及び付近海域における火気の禁止又は制限	海上における火気使用禁止、その他必要な広報を行うとともに、関係機関に協力を要請する。		
		2 関係機関と協力し、沿岸住民及び危険物貯蔵所等に対し、火気管理の指導、その他必要な広報を行う。		
		3 沿岸住民への被害拡大防止措置の指導		
		4 関係機関と協力し、沿岸住民に対する避難勧告、退去命令の伝達及び避難誘導にあたる。		
		5 危険物貯蔵所の自衛措置の強化指導		
	6 船体並びに流出引油の非常処分	7 沿岸漂流油の引火防止		
		8 沿岸危険区域における交通の禁止及び制限を行う。		
		9 その他必要な措置を行う。		その他必要な措置を行う。

24-3 流出油等災害対策基本対応手順



24-4 茨城県沿岸排出油等防除協議会

① 会 則

(目的)

第1条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第43条の6第1項の協議会として、茨城県沿岸海域において排出された大量の油又は有害液体物質（以下「排出油等」という）が、沿岸に漂着又はそのおそれがある場合の防除活動について必要な事項を協議し、会員それぞれの立場で実施する防除活動の総合調整を行うことを目的とする。

(会の名称)

第2条 この協議会の名称を「茨城県沿岸排出油等防除協議会」（以下「協議会」という）という。

(協議会の業務)

第3条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等防除計画の策定
- (2) 排出油等防除能力の把握
- (3) 排出油等防除に必要な施設、資機材の整備の推進
- (4) 排出油等防除に関する研修及び訓練
- (5) 会員が行う防除活動の連携についての総合調整
- (6) その他排出油等防除に必要な事項

(組織)

第4条 協議会は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

2 会長は、茨城海上保安部長をもってあてる。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は3名とし、会員の中から会長が指名する。

5 会員は、茨城県沿岸海域等において排出油等防除に関係ある別表に掲げる行政機関、団体及び企業とする。

6 協議会に、排出油等防除に関する技術的事項の調査、研究及び事故発生時における技術的事項に関する助言を行うため、技術専門委員会をおくことができる。

7 技術専門委員会の委員は、会員の推進する者のうちから第5条の会議の同意を得て会長が指名する。

(会議)

第5条 会議は、定例会議及び臨時会議とし、会長が招集する。

2 定例会議は、年1回開催する。

3 臨時会議は、必要に応じ開催する。

4 会議の議長は、会長が務めるものとする。

(資料の交換)

第6条 会員は、排出油等防除の際に必要な次の資料を年1回（3月31日現在）、会長に提出するもの

とする。

なお、変更が生じた場合は、随時報告するものとする。

- (1) 施設、資機材の整備、保有状況
- (2) 情報連絡体制（連絡担当者、昼夜間の電話番号等）
- (3) その他必要事項
（訓練等）

第7条 排出油等事故発生時における会員の防除活動の技術、知識向上のため、随時訓練等を実施するものとする。

（速報）

第8条 会長は、第1条の目的に定める排出油等の情報を入手した場合は、会員に速報するものとする。

（総合調整本部の設置及び活動の調整）

第9条 会長は、第1条の目的に定める排出油等の情報を入手し、必要と認める場合は、直ちに総合調整本部を設置し、会長が調整本部長を兼務して防除活動の調整及び情報の提供を行うものとする。

2 前項の総合調整本部を設置した場合は、会員の全部又は一部の会員の所属する職員を総合調整本部に派遣するものとする。

3 会長は、必要に応じて、原因者、P I等の保険機関担当者（保険査定人を含む）、一般財団法人海上災害防止センターの職員その他の防除を的確に実施するために必要となる知識を有する者及びその防除措置を講ずるために有効であると認められる者等会員以外の関係者も総合調整本部に参加させるものとする。

（排出油等防除計画に係る意見の提出）

第10条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第43条の6第2項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、茨城県沿岸海域に係る同法第43条の5第1項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し意見を述べるものとする。

（協議）

第11条 この会則に疑義が生じた場合及びこの会則に定められていない事項について協議の必要がある場合には、その都度協議し決定するものとする。

（庶務）

第12条 協議会の庶務は、茨城海上保安部が行い、茨城県生活環境部防災・危機管理局防災・危機管理課は、これに協力するものとする。

付則

この会則は、平成9年6月26日から施行する。

平成16年10月5日 一部改正

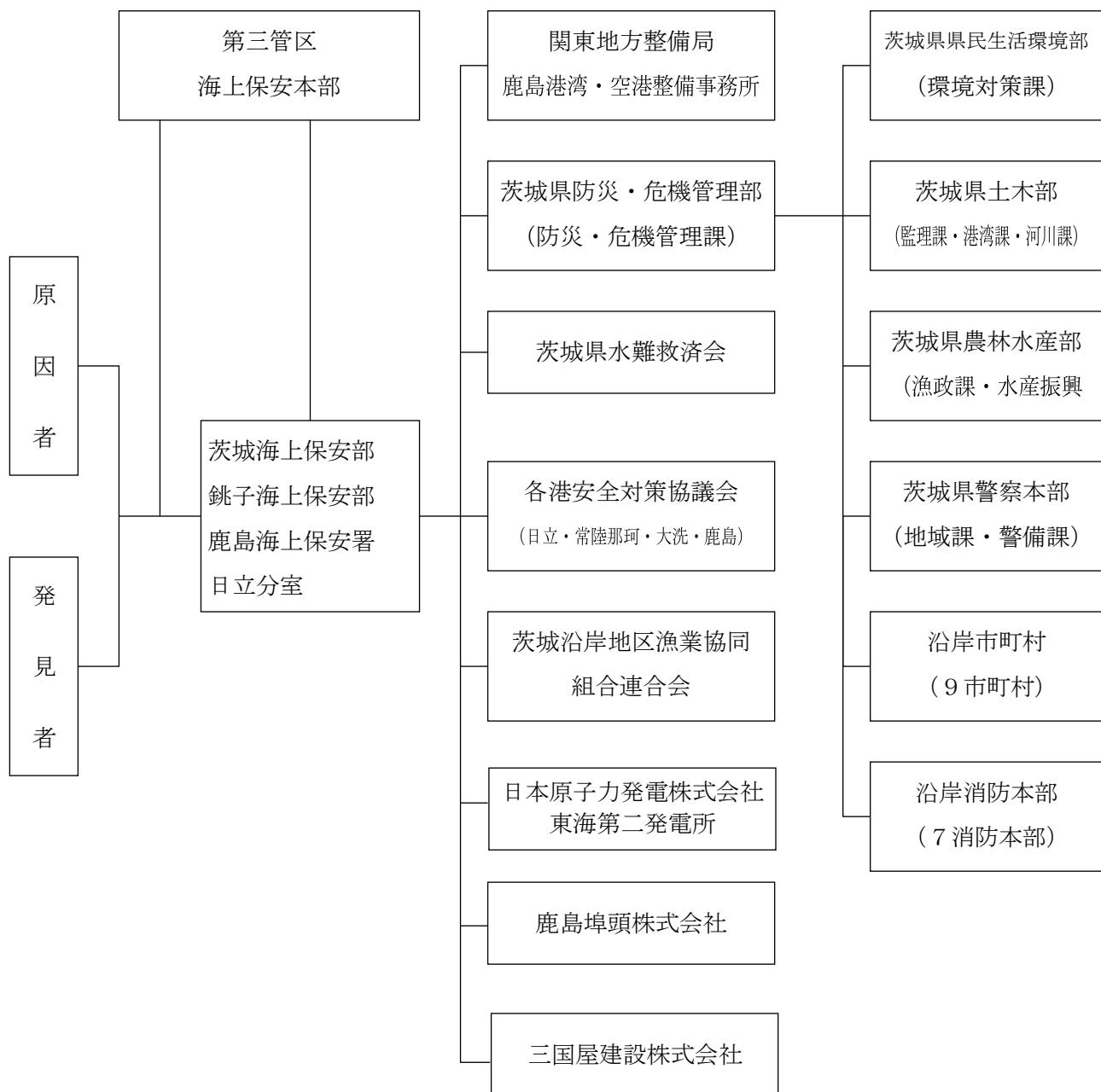
平成17年11月17日 一部改正

平成19年11月14日 一部改正

平成25年2月25日 一部改正

平成27年 2 月 9 日 一部改正

② 茨城県沿岸排出油等防除協議会連絡系統



※基本的連絡系統を示す。

24－5 茨城県沿岸排出油等防除協議会資機材保有量

(令和6年3月末現在)

		オイルフェンス(A)	同左(B)	油吸着材	油処理剤	油処理剤	ゲル化剤	ゲル化粉末	油回収装置	高粘度油回収ネット	ドラム缶等回収容器	杓	たも網	ブルーシート	作業船等	車両等	搬出人員	備考			
		m	m	枚	kg	L	kg	L	kg	箱	基	式	本	本	本	m×m 枚	(用途) 隻	(用途) 台	人		
国の機関	茨城海上保安部				119	1296										巡視船艇	2	2	船名:あかぎ・なかかぜ		
	銚子海上保安部				318	1332					1	フレコンバック	10袋	3		〃	3		〃 :かとり・つくば・とねかぜ		
	鹿島海上保安署		300		119	1800				1						〃	3	2	〃 :ひたち・よど・うめかぜ		
	関東地方整備局			228																	
	鹿島港湾空港整備事務所														監督船	2	ライトバン	2	11		
小 計					300	228	556	4428			1	1		3		10	6	11			
県の機関	茨城県県民生活環境部																				
	環境対策課																				
	茨城県防災・危機管理部																普通車	3	2 防災ヘリ1機		
	防災・危機管理課																				
	茨城県土木部																				
	港湾課																				
	茨城港湾事務所	300			510	540							15	5			1t	1	その他 カギ棒23本保有		
	同 日立港区事業所	380	380		430	792															
	同 大洗港区事業所	800			1496	670		700													
	鹿島港湾事務所	2780			1275	4842						10	10								
	河川課																				
	水戸土木事務所	50		460											3.8×5.4 611		ライトバン1		6		
	常陸大宮土木事務所	60		700											3.8×5.4 60		SUV1		6		
	高萩工事事務所	400		250											3.8×5.4 100				10		
	鉾田工事事務所	60		140											4.5×5.4 10				5		
	潮来土木事務所	40		350											3.8×5.4 200				4		
	茨城県農林水産部																				
	漁政課																				
	水産振興課																				
	平潟漁協	100			68																
大津漁協	120																				
久慈町漁協会瀬支所	60																				
久慈町漁協	80																				
磯崎漁協	100			81																	
那珂湊漁協	180																				
はさき漁協	180			286	108																
茨城県警察本部																					
小 計				5470	380	1900	4146	6952		700	68			10	25	5	1150		4	33	
市	北 茨 城 市				230											3.6×5.4 240		2t	1	50	
	北茨城市消防本部				45											5.4×7.2 60		2tダンプ	1	50	
	高 萩 市																				
	高萩市消防本部				35	324									3.5×3.5 5		普通車	2	48		
村	日 立 市																	資機材運搬2t	1		
	日立市消防本部			1000												3.5×3.5 5	救助艇	1	1.5t	2	
																		軽トラック	2		
																		ポンプ	10		
	東 海 村	20		650	45													2.9tクレーン	1		
	ひたちなか市	152	10	440									1		3.6×5.4 6						

	オイルフェンス(A) m	オイルフェンス(B) m	油吸着材 枚 kg	油処理剤 kg	油処理剤 kg	ゲル力剤 kg	ゲル化粉末 箱	油回収装置 基	高粘度油回収ネット 式	ドラム缶等回収容器 本	杓 本	たも網 本	ブルーシート m×m 枚	作 業 船 等 (用途) 隻	車 両 等 (用途) 台	拠出人員 人	備 考
市													3.6×3.6 3 3.6×5.4 35 5.4×5.4 17 5.4×7.2 12	和船 4 ゴムボート 5	搬送車(2.2t) 1 搬送車(2.9t) 3		
町													5.4×7.2 4 3.6×5.4 5 5.4×7.2 4 3.6×5.4 5		クレーン車 1 2.9tクレーン付搬送車 1	3 3	
村																	
大洗町	120		673	593	6	250											
大洗町消防本部			270		36												
銚田市																	
鹿嶋市			200														
鹿嶋市			200														
鹿島地方事務組合消防本部	360		41.15	1,000				1					3.6×3.6 27 6.6×5.4 78 3.6×5.4 475	消防艇 1	トラック 2 緊車 3 軽トラ 2 ダンプ 2 7		船名:かみす
小 計	632		2,110	1059.65	1,923	286		1					876	11	29	154	
民間団体等																	
茨城沿海地区漁業協同組合連合会																	
大津油槽所	100		226	324									3.6×5.4 2		2t貨物	1	
久慈油槽所	80		147	108						5			" 2		軽貨物	2	
那珂湊油槽所	220		198	252						2	2		" 2				
鹿島灘油槽所	40		45										" 2				
波崎油槽所	260	20	113	396						5			" 2				
茨城県水難救済会														救助艇 1			
日立港安全対策協議会													10×10 6 3.6×3.6 1 3×3 2	監督巡視船 1 作業船 8 作業船 1	2t車 2 ユニック 2 ライトバン 5		
常陸那珂港船舶安全対策協議会	340		165	180						9	80	13		作業船 1	軽トラック 1	20	
大洗港入出港安全対策協議会			79							5	4			作業船 1	軽トラック 1	20	
鹿島港災害対策協議会	1,600	11,640	17,152	23,705		150	68%	2		160	168	57	36	警戒船2 作業船3 5			
石油連盟海水油汚濁処理機構茨城支部														(補助船) 1			油回収装置
日本原子力発電(株)東海発電所	400		3,200	396	240							3	10×10 2	通船2隻船9 11			
鹿島埠頭(株)														作業船 5	随時	※2	※1 ファスタタンク(10t×3基)※2 拠出人員随時
三国屋建設(株)		1,140	1,887	2,886				1	26	※1	3	11					
小 計	4,505	12,825	3,240	20,802	29,993	240	150	68%	4	26	179	275	75	56	34	18	86
合 計	10,847	13,505	8,128	26,599	43,296	526	700	218	68%	7	27	189	303	80	55	57	284

25 災 害 報 告

25 災 害 報 告

25－ 1 消防庁火災・災害即報要領

火災・災害等即報要領

第 1 総 則

1 趣 旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合をいう。(1)及び(5)において同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚地後30分以内）、分かる範囲で、その第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告するものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものにつ

いては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をできない場合は、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告する

ものとする。

- (5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

- (1) 一般基準 火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災

c トンネル内車両火災

d 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア) 以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故 可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響

度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

- (1) 死者 5 人以上の救急事故
- (2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故
- (3) 救救助者が 5 人以上の救助事故
- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第 2 条第 4 項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第 1 7 2 条第 1 項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃の

手段に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものであっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの

イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ 火山災害

- (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1 火災等即報

(1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
(2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

＜火災等即報＞

1 第1号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のe、f又はgのいずれかに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情 イ 都市構成 ウ 気象条件 エ その他

b 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

c り災者の避難保護の状況

d 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※ 必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

(イ) 焼損状況、焼損程度

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50 年法律第84 号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

(例)

- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

3 第3号様式（救急・救助事故等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要 「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要員（人為的なもの）
 - 不審物（爆発物）の有無
 - 立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

＜災害即報＞

4 第4号様式

(1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合、災害の当初の段階で被害状況

が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

（ア）発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

（イ）災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初期段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

（ア）当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下、「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すると。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告すること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

（イ）消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲内で記入すること。

（ウ）自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

（エ）その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝

達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

(2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の状況

災害の状況欄には次の事項を記入すること。

（ア）災害の発生場所 被害を生じた市町村名又は地域名

（イ）災害の発生日時 被害を生じた日時又は期間

（ウ）災害の種類、概況 台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消 防 本 部 名)	
報 告 者 名	

※ 特定の事故を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他									
出 火 場 所										
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	<table border="1"> <tr> <td>月 日 時 分</td> <td>(鎮 圧 日 時)</td> <td>月 日 時 分</td> </tr> <tr> <td>(月 日 時 分)</td> <td>鎮 火 日 時</td> <td>月 日 時 分</td> </tr> </table>	月 日 時 分	(鎮 圧 日 時)	月 日 時 分	(月 日 時 分)	鎮 火 日 時	月 日 時 分			
月 日 時 分	(鎮 圧 日 時)	月 日 時 分								
(月 日 時 分)	鎮 火 日 時	月 日 時 分								
火元の事態・用途	事業所名 (代表者氏名)									
出 火 箇 所	出 火 原 因									
死 傷 者	<table border="1"> <tr> <td>死者 (性別・年齢)</td> <td>人</td> <td rowspan="4">死者の生じた理由</td> </tr> <tr> <td>負傷者 重症</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>中等症</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>軽 症</td> <td>人</td> </tr> </table>	死者 (性別・年齢)	人	死者の生じた理由	負傷者 重症	人	中等症	人	軽 症	人
死者 (性別・年齢)	人	死者の生じた理由								
負傷者 重症	人									
中等症	人									
軽 症	人									
建 物 の 概 要	<table border="1"> <tr> <td>構造</td> <td>建築面積</td> </tr> <tr> <td>階層</td> <td>延べ面積</td> </tr> </table>	構造	建築面積	階層	延べ面積					
構造	建築面積									
階層	延べ面積									
焼 損 程 度	<table border="1"> <tr> <td>焼損棟数</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>全 焼 棟</td> <td rowspan="4">} 計 棟</td> </tr> <tr> <td>半 焼 棟</td> </tr> <tr> <td>部分焼 棟</td> </tr> <tr> <td>ぼ や 棟</td> </tr> </table> </td> <td>焼 損 面 積</td> <td> 建物焼損床面積 m² 建物焼損表面積 m² 林野焼損面積 a </td> </tr> </table>	焼損棟数	<table border="1"> <tr> <td>全 焼 棟</td> <td rowspan="4">} 計 棟</td> </tr> <tr> <td>半 焼 棟</td> </tr> <tr> <td>部分焼 棟</td> </tr> <tr> <td>ぼ や 棟</td> </tr> </table>	全 焼 棟	} 計 棟	半 焼 棟	部分焼 棟	ぼ や 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a
焼損棟数	<table border="1"> <tr> <td>全 焼 棟</td> <td rowspan="4">} 計 棟</td> </tr> <tr> <td>半 焼 棟</td> </tr> <tr> <td>部分焼 棟</td> </tr> <tr> <td>ぼ や 棟</td> </tr> </table>	全 焼 棟	} 計 棟	半 焼 棟		部分焼 棟	ぼ や 棟	焼 損 面 積	建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 a	
全 焼 棟	} 計 棟									
半 焼 棟										
部分焼 棟										
ぼ や 棟										
り 災 世 帯 数	<table border="1"> <tr> <td>世帯</td> <td>気 象 状 況</td> </tr> </table>	世帯	気 象 状 況							
世帯	気 象 状 況									
消防活動状況	<table border="1"> <tr> <td>消防本部 (署)</td> <td>台</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>消 防 団</td> <td>台</td> <td>人</td> </tr> <tr> <td>その他 (消防防災ヘリコプター等)</td> <td>台・機</td> <td>人</td> </tr> </table>	消防本部 (署)	台	人	消 防 団	台	人	その他 (消防防災ヘリコプター等)	台・機	人
消防本部 (署)	台	人								
消 防 団	台	人								
その他 (消防防災ヘリコプター等)	台・機	人								
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況										
災害対策本部 等の設置状況										
その他参考事項										

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第2号様式（特定の事故）

第 報

事故名	1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故 2 危険物等に係る事故 3 原子力災害 4 その他特定の事故	報 告 日 時	年 月 日 時 分
		都 道 府 県	
		市 町 村 (消防本部名)	
		報 告 者 名	

消防庁受信者氏名 _____

事 故 種 別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他 ()				
発 生 場 所					
事 業 所 名		特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕		
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	発 見 日 時	月 日 時 分		
		鎮 火 日 時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
消防覚知方法		気 象 状 況			
物 質 の 区 分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4. 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他 ()		物 質 名		
施 設 の 区 分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他 ()				
施 設 の 概 要		危険物施設の 区 分			
事 故 の 概 要					
死 傷 者	死者（性別・年齢） 人		負傷者等 人 (人)		
			重 症 人 (人)		
			中等症 人 (人)		
			軽 症 人 (人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出 場 機 関	出 場 人 員	出 場 資 機 材	
		事 業 所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)		台 人	
		消 防 団		台 人	
		消防防災ヘリコプター		機 人	
		海 上 保 安 庁		人	
		自 衛 隊		人	
		そ の 他		人	
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

消防庁受信者氏名

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態			
発 生 場 所				
発 生 日 時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚 知 方 法		
事 故 の 概 要				
死 傷 者 等	死者（性別・年齢） 計 人 不明 人	負傷者等 重 症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
救 助 活 動 の 要 否				
要救護者数(見込)		救 助 人 員		
救 急 ・ 救 助 活 動 の 状 況				
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者等欄（ ）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

第4号様式（その1）
（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報 告 日 時	年 月 日 時 分
都 道 府 県	
市 町 村 (消防本部名)	
報 告 者 名	

災 害 の 概 況	発 生 場 所							発 生 日 時	月 日 時 分					
被 害 の 状 況	人 的 被 害	死 者		人	重 傷		人	住 家 被 害	全 壊		棟	床上浸水		棟
		不 明		人	軽 傷		人		半 壊		棟	床下浸水		棟
									一部損壊		棟	未 分 類		棟
	1 1 9 番通報の件数													
応 急 対 策 の 状 況	災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況		(都道府県)						(市町村)					
	消 防 機 関 等 の 活 動 状 況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自 衛 隊 派 遣 の 要 請 の 状 況													
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策														

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その1）別紙

都道府県名 ()

(避難指示等の発令状況)

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都 道 府 県						区 分			被 害		
災 害 名 報 告 番 号			災害名 第 報 (月 日 時現在)			そ の 他	田	流失・埋没	ha		
								冠 水	ha		
報 告 者 名							畑	流失・埋没	ha		
								冠 水	ha		
区 分			被 害				学 校	箇所			
区 分			被 害				病 院	箇所			
人 的 被 害	死 者	人			道 路		箇所				
		うち災害関連死者	人				橋 り よ う	箇所			
	行 方 不 明 者		人				河 川	箇所			
	負 傷 者	重 傷	人				港 湾	箇所			
		軽 傷	人			砂 防	箇所				
	住 家 被 害	全 壊	棟			清 掃 施 設	箇所				
世帯					崖 く ず れ	箇所					
人					鉄 道 不 通	箇所					
半 壊		棟			被 害 船 舶	隻					
		世帯			水 道	戸					
		人			電 話	回線					
一 部 破 損		棟			電 気	戸					
		世帯			ガ ス	戸					
		人			ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所					
床 上 浸 水		棟									
		世帯									
		人									
床 下 浸 水	棟			り 災 世 帯 数	世帯						
	世帯			り 災 者 数	人						
	人			火 災 発 生							
非 住 家	公 共 建 物	棟			建 物	件					
	そ の 他	棟			危 険 物	件					
					そ の 他	件					

区 分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県 市 町 村	
公 立 文 教 施 設		千円				
農 林 水 産 業 施 設		千円				
公 共 土 木 施 設		千円				
そ の 他 の 公 共 施 設		千円				
小 計		千円				
公共施設被害市町村教		団体				
そ の 他	農 産 被 害	千円		災 適 害 用 救 市 助 町 法 村 名	計	団体
	林 産 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
	そ の 他	千円				
被 害 総 額		千円		1 1 9 番通報件数 件		
災害の概況						
応急対策の状況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)				
	自衛隊の災害派遣			その他		

※ 1 被害額は省略することができるものとする。

※ 2 1 1 9 番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

第2 報告要領

1 報告の方法

- (1) 被害状況等の報告は、無線又は有線による電話若しくはファクシミリ等のうち、最も迅速確実な手段を使うものとする。
- (2) 有線がと絶した場合は、茨城県防災行政無線電話、茨城県非常無線通信協議会構成員所属無線局又はその他の無線局を利用し県に対し報告又は連絡するものとする。
- (3) 通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで伝令を派遣し、報告する等、あらゆる手段をつくして報告するようつとめるものとする。

2 報告の種類

法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

3 被害の分類認定基準

人及び住家その他被害程度の認定は次の基準によるものとする。

- (1) 人的被害については、次により区分して掲げるが、重軽傷者の別がは握できない場合はとりあえず負傷者として報告すること。
 - ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したものまたは死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。
 - イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑のある者とする。
 - ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヵ月以上の治療を要する見込みのものとする。
 - エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、または受ける必要のある者のうち1ヵ月未満で治療できる見込みのものとする。
- (2) 住家被害
 - ア 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
 - イ 「全壊」とは、住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、もしくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ面積の70%以上に達したものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
 - ウ 「半壊」とは、住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに使用できるもので、具体的には損壊部分が、その住家の延べ面積の20%以上70%未満のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
 - エ 「一部破損」とは、全壊および半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。

オ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したものおよび全壊・半壊には該当しないが、土砂竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。

カ 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

(3) 非住家被害

ア 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。

イ 「公共建物」とは、例えば役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用または公共の用に供する建物とする。

ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

エ 非住家被害は、全壊または半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

(4) その他

ア 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、また砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。

イ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。

ウ 「畑の流失、埋没」および「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。

エ 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校、および幼稚園における教育の用に供する施設とする。

オ 「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。

カ 「橋りょう」とは、道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。

キ 「河川」とは、河川法が適用（昭和39年法律第167号）され、もしくは準用される河川もしくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設もしくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。

ク 「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用および管理上重要な臨港交通施設とする。

ケ 「砂防」とは、砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸となる。

コ 「がけくずれ」とは、自然がけ及び宅地造成に伴う人造がけの崩落、崩壊等により人及び建物に被害を及ぼし、又は道路、交通等に支障を及ぼしたものをいう。

ただし、被害を与えなくても、その崩落、崩壊が50立方mを超えられるものは報告するものとする。

サ 「清掃施設」とは、ごみ処理およびし尿処理施設とする。

シ 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。

ス 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったものおよび流失し、所在が不明になったもの、ならびに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。

セ 「電話」とは、災害により通話不能となった電信電話の回線数とする。

ソ 「電気」とは、災害により停電した戸数のうち最も多く停電した時点における戸数とする。

タ 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。

チ 「ガス」とは、ガス小売事業で供給停止となっている戸数のうち最も多く供給停止となった時点における戸数とする。

ツ 「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。

テ 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。

例えば寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家族の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。

ト 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。

ナ 「火災発生」については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。

(5) 被害金額

ア 「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。

イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）により補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設および共同利用施設とする。

ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾および漁港とする。

エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設および公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。

オ 「公共施設被害市町村」とは、公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設およびその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。

カ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。

キ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。

ク 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。

ケ 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、魚貝、漁船等の被害とする。

コ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、たとえば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

(6) その他

参考になる事項

25－2 被害状況等報告要領（茨城県）

第1 報告様式

県出先機関は別表1～別表22のうち該当する様式により、被害状況等を報告するものとする。

別表 1

災害による県有財産被害状況報告書

年 月 日 時現在

(棟) (㎡) (万円)

主管課名	出先機関の名称	土 地				建 物					その他	被害状況	復旧費
		流出・埋没	冠水	崩壊	その他	流出	全壊	半壊	床上浸水	床下浸水			

1 報告系統 出先機関 総務部管財班→本部

別表2

社会福祉施設の被害状況報告書

社会福祉施設被害総括表（1）

年 月 日 時現在

福祉部（福祉政策課）

施設区分	公 立		私 立		計		備 考
	箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額	
保 護 施 設							
児 童 福 祉 施 設 （児童遊園を除く）							
老 人 福 祉 施 設							
障 害 者 設 福 祉 施 設							
そ の 他							
合 計							

（金額 単位：千円）

（報告系統）

福祉政策課
長寿福祉課
障害福祉課
少子化対策課
子ども未来課
青少年家庭課

福祉部福祉政策班→本部

社会福祉施設被害内訳表(2)

年 月 日 時現在

福祉部（福祉政策課）

施設 区分 市 町 村	公 立												私 立											
	保護施設		児童福祉施設		老人福祉施設		障 害 者 福祉施設		その他		合 計		保護施設		児童福祉施設		老人福祉施設		障 害 者 福祉施設		その他		合 計	
	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額	箇所	金額
合 計																								

（金額 単位：千円）

社会復帰施設の被害状況報告書

社会復帰施設被害総括表(1)

年 月 日 時現在

福祉部（障害福祉課）

施設区分	公立		私立		計		備 考
	箇 所	金 額	箇 所	金 額	箇 所	金 額	
生 活 訓 練 施 設 （ 援 護 寮 ）							
福 祉 ホ ー ム							
グ ル ー プ ホ ー ム （地域生活援助事業）							
授 産 施 設							
共 同 作 業 所							
精 神 科 デ イ ケ ア 施 設							
そ の 他							
合 計							

（金額 単位：千円）

（報告系統） 市町村→福祉部避難行動要支援者班→本部

年 月 日 時現在

(金額 単位：千円)

合計

別表 3

環境・衛生関係施設等の被害状況報告書

1 一般廃棄物処理施設の被害状況報告書

年 月 日 時現在

市町村等	施設名	被害内容	被害金額	備考

報告系統 市町村→資源循環推進課→本部

2 医療救護活動状況

年 月 日 時現在

市町村	設置状況	現在までの傷病者受入数	医療救護チームの活動状況	不足する医薬品等	後方医療施設への搬送状況	必要な支援
	ヶ所	人				

報告系統 保健所→保健医療部保健政策班→本部

3 衛生関係施設等の被害状況報告書

(1) 医療施設（病院、一般診療所、歯科診療所）

年 月 日 時現在

名 称	住 所	被害状況	備 考

(2) 水道施設の被害状況

年 月 日 時現在

市町村名	水道名	現 在 給水人口	影響世帯数	影響人口	断減水状況	原因	応急対策	備考

報告系統 保健所→保健医療部医療対策班→本部

別表 4（様式第 1 号）

様式第 1 号 災害発生通知

災害発生通知

月 日 時

報告機関名：（担当：）

災害発生状況				被害状況					備考 (災害への措置・ 対応状況等)
災害の原因	発生日時	場所又は地域	発生状況	被害作物	現在の生育過程	被害状態	被害程度	被害面積	

記載事項

- 1 場所又は地域は、大字名まで記入する。
2 被害状況欄の各項目は、被害の種類に応じて適宜変更する。

別表 5（様式第 2 号第 1 表）

様式第 2 号 農業関係被害総括表（第○報）

第 1 表 農業関係施設等被害（第○報）

災害発生日： 年 月 日

調査時点： 年 月 日 時 現在

災害名：

報告機関名：

		件数	被害額（千円）	備考
営農施設等	共同利用施設			
	農業用ハウス			
	農業用倉庫・処理加工施設等			
	畜産用施設			
	農業・畜産用機械			
	その他			
	計			

記載事項

- 1 「共同利用施設」には、暫定法第 2 条第 4 項に規定する共同利用施設を記入する。
2 「農業用ハウス」、「農業用倉庫・処理加工施設等」、「畜産用施設」及び「農業・畜産用機械」には、「共同利用施設」を除き、地方公共団体が所有しない又は管理しないもののうち該当するものを記入する。
3 「農業用ハウス」には、農業用のパイプハウス、耐候性ハウス、ガラス温室等の施設を記入する。
4 「農業用倉庫・処理加工施設等」には、農作物倉庫、生産資材倉庫、農機具格納庫、処理加工施設、生産資材製造施設等の農業用の施設（「農業用ハウス」を除く）を記入する。
5 「畜産用施設」には、牛舎、豚舎、鶏舎、堆肥舎等の畜産用の施設を記入する。
6 「農業・畜産用機械」には、トラクター、耕耘機、田植機、噴霧器、刈払機、コンバイン、運搬機、搾乳機等の農業・畜産用の機械を記入する。
7 「その他」には、他の分類に属さないものを記入する。地方公共団体が所有し、又は管理する試験場等の施設等（「共同利用施設」を除く）はこちらに記入する。
8 用途が複数の施設については、その主たる用途の欄に記入する。

別表 6 (様式第 2 号第 2 表)

第 2 表 農作物、樹体及び家畜等被害 (第○報)

災害発生日: 年 月 日

災 害 名:

調査時点: 年 月 日 時 現在

報告機関名:

		面積等	被害額 (千円)	備考
農作物	水陸稲	ha		
	麦類			
	雑穀, いも, 豆類			
	野菜			
	果樹			
	工芸作物			
	飼料用作物			
	花き			
	桑			
	茶			
	その他			
計				
樹体	果樹	ha		
	桑樹			
	茶樹			
	計			
家畜等	家畜 (家きんを含む)	被害数量		
	畜産物			
	蚕繭			
	計			
在庫品		t		
合計				

記載事項

1 在庫品とは、農業協同組合及び農業協同組合連合会の所有又は管理する物をいう。

別表 7 (様式第 2 号第 3 表 (その 1))

農業関係被害内訳表 (第○報)

第 3 表 農作物被害 (その 1) (第○報)

災害発生日: 年 月 日

災 害 名:

調査時点: 年 月 日 時 現在

報告機関名:

農作物等名		被害面積		被害減収量	単価	被害額	備考
		計	うち 30%以上				
水陸稲	水稲	ha	ha	t	円	千円	
	陸稲						
	計						
麦類	小麦						
	大麦						
	裸麦						
	計						
雑穀・いも・豆類	かんしょ						
	ばれいしょ						
	だいず						
	えんどう						
	いんげん豆						
	あずき						
	ささげ						
	らっかせい						
	計						
野菜	きゅうり						
	なす						
	トマト						
	キャベツ						
	ほうれんそう						
	ねぎ						
	計						

記載事項

1 「農作物等名」欄は、被害の態様に応じて作物の種類を追加して記入する。

2 「備考」欄には、主な被害地域名 (または市町村名) 及び被害の態様等を記入する。

別表 8 (様式第 2 号第 3 表 (その 2))

第 3 表 農作物被害 (その 2) (第○報)

災害発生日: 年 月 日

調査時点: 年 月 日 時 現在

災 害 名:

報告機関名:

農作物等名		被害面積		被害減収量	単価	被害額	備考
		計	うち 30%以上				
果樹	みかん	ha	ha	t	円	千円	
	りんご						
	なし						
	もも						
	計						
工芸作物	たばこ						
	てんさい						
	さとうきび						
	なたね						
	こんにゃく						
	計						
飼料用作物	牧草						
	とうもろこし						
	えん麦						
	計						
花き	切花類						
	鉢物類						
	花木類						
	球根類						
	芝						
	計						
桑							
茶							
合計							

記載事項

- 「農作物等名」欄は、被害の態様に応じて作物の種類を追加して記入する。
- 「備考」欄には、主な被害地域名（または市町村名）及び被害の態様等を記入する。

別表 9 (様式第 2 号第 4 表)

第 4 表 樹体被害 (第○報)

災害発生日: 年 月 日

調査時点: 年 月 日 時 現在

災 害 名:

報告機関名:

樹種名			被害程度別面積				単価	被害額	備考
			甚	中	軽	計			
果樹	みかん	成園	ha	ha	ha	ha	円	千円	
		未成園							
		計							
	りんご	成園							
		未成園							
		計							
	計								
桑樹	成園								
	未成園								
	計								
茶樹	成園								
	未成園								
	計								
合計									

記載事項

- 「樹種名」欄の果樹については、被害の態様に応じて樹種名を追加して記入する。
- 「備考」欄には、主な被害地域名（または市町村名）及び被害の態様等を記入する。
- 「被害程度別面積」の「甚」「中」「軽」欄には、次の樹体損傷の程度及び落葉の程度を基準として記入する。
 - 樹体損傷の程度
 - 「甚」とは、樹体が流失、埋没若しくは枯死したもの、幹が折損若しくははなはだしく裂けたもの、70%以上の主枝が裂け、若しくは折れる等の損傷を受けたもの又はこれ以外の損傷を受け更新若しくは改植を要すると認められるもの
 - 「中」とは、30%以上70%未満の主枝が裂け、又は折れ、結果枝等の損傷が大きい、これに準ずるもの
 - 「軽」とは、30%未満の主枝が裂け、又は折れ、結果枝等が若干折損している、これに準ずるもの
 - 落葉の程度
 - 「甚」とは、落葉、葉の萎ちょう、葉の枯死等の被害が70%以上と認められるもの
 - 「中」とは、落葉、葉の萎ちょう、葉の枯死等の被害が30%以上70%未満と認められるもの
 - 「軽」とは、落葉、葉の萎ちょう、葉の枯死等の被害が30%未満と認められるもの

別表10（様式第2号第5表）

第5表 家畜等及び蚕繭被害（第○報）

災害発生日： 年 月 日

災 害 名：

調査時点： 年 月 日 時 現在

報告機関名：

家畜等及び蚕繭等			被害数量	単価	被害額	備考
家畜等	乳用牛	成牛（生後１年以上）		円	千円	
		子牛（生後１年未満）				
		計				
	肉用牛	成牛（生後１年以上）				
		子牛（生後１年未満）				
		計				
	豚	成豚（生後１００日以上）				
		子豚（生後１００日未満）				
		計				
	採卵鶏	成鶏（ふ化後５ヶ月以上）				
		雛（ふ化後５ヶ月未満）				
		計				
	肉用鶏					
	馬					
	めん羊・山羊					
その他						
畜産物						
計						
蚕繭	かいこ					
	まゆ					
	計					
合計						

記載事項

「備考」欄には、主な被害地域名（または市町村名）及び被害の態様等を記入する。

別表11（様式第2号の（A））

様式第2号の(A)

農業共同利用施設被害報告書(第○報)

(地方公共団体以外の者が所有する共同利用施設)

災害発生日： 年 月 日

災 害 名：

調査時点： 年 月 日 時 現在

報告機関名：

区分	施設名	全 壊			大 破 (損害割合70%以上100%未満)			中 破 (損害割合30%以上70%未満)			小 破 (損害割合30%未満)			計			備 考 (作物名・被害内容 被害地域、被害 団体名等を記入)
		件数	面積 m2	被害額 千円	件数	面積 m2	被害額 千円	件数	面積 m2	被害額 千円	件数	面積 m2	被害額 千円	件数	面積 m2	被害額 千円	
農業協同組合所有のもの																	
	小 計																
	小 計																
その他所有のもの																	
	小 計																
	小 計																
合 計																	
	小 計																
	計																

記載事項

- 1 区分欄は、園芸関係、畜産関係、畜舎関係、入植関係等と記入する。
- 2 件数欄は、ハウス又は倉庫等の場合は棟数を、機械設備の場合は台数を記入する。
- 3 面積欄は、ハウス又は倉庫等の場合は施設の設置面積を記入し、それ以外は空欄とする。
- 4 被害額は、再取得価額又は復旧額とする。

別表12（様式第2号の（B））

様式第2号の(B)

(農業)地方公共団体施設等被害報告書(第○報)

(地方公共団体が所有する施設及び農業・畜産用機械)

災害発生日: 年 月 日

調査時点: 年 月 日 時 現在

災害名:

報告機関名:

区分・施設名		共同・非共同の別	全 壊		大 破 (被害程度70%以上100%未満)		中 破 (被害程度30%以上70%未満)		小 破 (被害程度30%未満)		計		備考
			件数	被害額 千円	件数	被害額 千円	件数	被害額 千円	件数	被害額 千円	件数	被害額 千円	
園芸		共同・非共同											
畜産		共同・非共同											
養蚕		共同・非共同											
		共同・非共同											
共同利用施設 計													
非共同利用施設 計													
施設 計													

記載事項
1 記入上の注意事項は、農業共同利用施設被害(第○報)報告書に準ずる。
2 区分・施設名の欄には、各区分及び施設の固有の名称を記入する。

区 分	種 別	全 壊		大 破 (被害程度70%以上100%未満)		中 破 (被害程度30%以上70%未満)		小 破 (被害程度30%未満)		計		備考
		台数	被害額 千円	台数	被害額 千円	台数	被害額 千円	台数	被害額 千円	台数	被害額 千円	
農業・畜産用機械 計												

記載事項
1 記入上の注意事項は、農業・畜産用機械被害(第○報)報告書に準ずる。
2 区分・種別名の欄には、各区分及び機械種別名を記入する。

別表13（様式第2号の（C））

様式第2号の(C)

農業非共同利用施設被害報告書(第○報)

(共同利用施設以外の施設)

災害発生日: 年 月 日

調査時点: 年 月 日 時 現在

災害名:

報告機関名:

区 分	施設名	全 壊			大 破 (損害割合70%以上100%未満)			中 破 (損害割合30%以上70%未満)			小 破 (損害割合30%未満)			計			備 考 (作物名・被害内容 被害地域、被害農家 数等を記入)
		件数	面積 ㎡	被害額 千円	件数	面積 ㎡	被害額 千円	件数	面積 ㎡	被害額 千円	件数	面積 ㎡	被害額 千円	件数	面積 ㎡	被害額 千円	
	小 計																
	小 計																
	小 計																
合計																	
	計																

記載事項
1 区分欄は、園芸関係、畜産関係、養蚕関係、入植関係等と記入する。
2 地方公共団体が所有又は管理するものは除く(これらについては(農業)地方公共団体施設等被害(第○報)報告書により報告する)。
3 件数欄は、ハウス又は倉庫等の場合は棟数を、機械設備の場合は台数を記入する。
4 面積欄は、ハウス又は倉庫等の場合は施設の設置面積を記入し、それ以外は空欄とする。
5 被害額は、再取得価額又は復旧額とする。

別表14（様式第2号の（D））

様式第2号の(D)

農業・畜産用機械被害報告書(第○報)

災害発生日： 年 月 日 調査時点： 年 月 日 時 現在

災害名： 報告機関名：

区分	種別	全壊		大破 (損害割合70%以上100%未満)		中破 (損害割合30%以上70%未満)		小破 (損害割合30%未満)		計		備考 (作物名・被害内容 被害地域、被害農家 数等を記入)
		台数	被害額 千円	台数	被害額 千円	台数	被害額 千円	台数	被害額 千円	台数	被害額 千円	
	小計											
	小計											
	小計											
合計												
	計											

記載事項
1 区分欄は、園芸関係、畜産関係、蚕糸関係、入植関係等と記入する。
2 地方公共団体が所有又は管理するものは除く(これらについては(農業)地方公共団体施設等被害(第○報)報告書により報告する)。
3 施設に付帯する機械設備は除く(これらについては農業非共同・共同利用施設被害(第○報)報告書により報告する)。
4 調査対象は、トラクター、耕耘機、田植機、噴霧器、刈払機、コンバイン、運搬機、搾乳機等の農業・畜産用機械とする。
5 被害額は、再取得価額又は復旧額とする。

別表15（様式第2号の（E）市町村用）

様式第2号の(E)

農作物被害報告書(第○報)

市町村用

災害発生日： 年 月 日 調査時点： 年 月 日 時 現在

災害名： 市町村名：

作物名	被害程度別面積 (収穫皆無換算面積) ・小数点第2位を四捨五入して小数点第1位まで記入						収穫皆無 換算面積 計 A	平均 単収 B kg/10a	被害 減収量 C= A×B×10 (1kg未満切捨)	単価 D 円/kg	被害金額 E=C×D/1,000 (千円未満切捨)	被害内容	被害地域	被害状況			救済対策 の方向
	被害程度 30%未満	被害程度 30%以上 50%未満	被害程度 50%以上 70%未満	被害程度 70%以上 90%未満	被害程度 90%以上 100%以下	計								農業 者数	被害農 業者数	率	
	ha ()	ha ()	ha ()	ha ()	ha ()	ha ()								戸 J ¹	戸 J ²	%	
						0.0 (0.0)	0.0		0		0						
						0.0 (0.0)	0.0		0		0						
						0.0 (0.0)	0.0		0		0						
						0.0 (0.0)	0.0		0		0						
						0.0 (0.0)	0.0		0		0						
						0.0 (0.0)	0.0		0		0						
						0.0 (0.0)	0.0		0		0						
						0.0 (0.0)	0.0		0		0						
						0.0 (0.0)	0.0		0		0						
						0.0 (0.0)	0.0		0		0						
合計	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0				0						

記載事項
1 収穫皆無換算面積とは、次の式で算出される面積とする。
収穫皆無換算面積＝被害程度別面積×被害率
上記の式における被害率は、被害程度30%以上50%未満の場合40%を、50%以上70%未満の場合60%を、70%以上90%未満の場合80%を、90%以上100%以下の場合95%を用い、30%未満の場合は、判定の困難性を考慮し一般算定から除いて災害の都度別途算定する。
2 平均単収及び単価は、毎年度当初に定めたいものを使用する。(米麦等農業共済の対象作物については、その定める基準収穫によるところが望ましい。)
単位が、Kg/10a、円/Kg以外の作物は、適宜単位を修正する。
3 被害内容は、症状、倒伏、害量、葉の損傷等の被害内容を記入する。
4 被害地域は、旧市町村名又は大字名で記入する。

※農業者数等の合計は
延べ数でなく実数

別表16（様式第2号の（E）農林事務所用）

様式第2号の(E)

農作物被害報告書(第○報)

農林事務所用

災害発生日： 年 月 日

調査時点： 年 月 日 時 現在

災害名：

農林事務所：

作物名	被害程度別面積 (収穫皆無換算面積) *小拠点第2位を四捨五入して小拠点第1位まで記入					計	収穫皆無 換算面積 計 A	平均 単収 B	被害 減収量 C= A×B×10 (1ha未満切捨)	単価 D	被害金額 E= C×D/1,000 (千円未満切捨)	被害内容	被害市町村	被害状況			救済対策 の方向
	被害程度 30%未満	被害程度 30%以上 50%未満	被害程度 50%以上 70%未満	被害程度 70%以上 90%未満	被害程度 90%以上 100%以下												
	(40%)	(60%)	(80%)	(95%)													
	ha	ha	ha	ha	ha	ha	ha	kg/10a	kg	円/kg	千円			戸	戸	%	
()	()	()	()	()	()	(0.0)	0.0		0		0						
()	()	()	()	()	()	(0.0)	0.0		0		0						
()	()	()	()	()	()	(0.0)	0.0		0		0						
()	()	()	()	()	()	(0.0)	0.0		0		0						
()	()	()	()	()	()	(0.0)	0.0		0		0						
()	()	()	()	()	()	(0.0)	0.0		0		0						
()	()	()	()	()	()	(0.0)	0.0		0		0						
()	()	()	()	()	()	(0.0)	0.0		0		0						
()	()	()	()	()	()	(0.0)	0.0		0		0						
合 計	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0 (0.0)	0.0				0						

記載事項

1 収穫皆無換算面積とは、次の式で算出される面積とする。
収穫皆無換算面積＝被害程度別面積×被害率
上記の式における被害率は、被害程度30%以上50%未満の場合40%を、50%以上70%未満の場合60%を、70%以上90%未満の場合80%を、90%以上100%以下の場合95%を用い、30%未満の場合は、判定の困難性を考慮し一般算定から除いて災害の都度別途算定する。
2 平均単収及び単価は、毎年度当初に定めたものを使用する。(米麦等農業共済の対象作物については、その定める基準収穫によるものが望ましい。)
単位が、Kg/10a、円/Kg以外の作物は、適宜単位を修正する。
3 被害内容は、冠水、倒伏、落葉、葉の損傷等の被害内容を記入する。
4 市町村の報告書の写しを付すこと。

※農業者数等の合計は延べ数でなく実数

別表17（様式第2号の（F））

様式第2号の(F)

樹体被害報告書(第○報)

災害発生日： 年 月 日

調査時点： 年 月 日 時 現在

災害名：

報告機関名：

樹種名	区分名	甚 (損害割合70%以上)			中 (損害割合30%以上70%未満)			軽 (損害割合30%未満)			計			備 考 (被害内容、被害地域、被害農家数等を記入)
		本数	面積	被害額	本数	面積	被害額	本数	面積	被害額	本数	面積	被害額	
成園	成園		m ²	千円		m ²	千円		m ²	千円		m ²	千円	
	未成園													
	小 計													
成園	成園													
	未成園													
	小 計													
成園	成園													
	未成園													
	小 計													
成園	成園													
	未成園													
	小 計													
合計	成園													
	未成園													
	計													

記載事項

1 「樹種名」欄については、被害が発生した樹種名を記入する。
2 「被害程度別面積」の「甚」「中」「軽」欄には、次の樹体損傷の程度及び落葉の程度を基準として記入する。
(1) 樹体損傷の程度
ア 「甚」とは、樹体が流失、埋没若しくは枯死したもの、幹が折損若しくははなはだしく裂けたもの、70%以上の主枝が裂け、若しくは折れる等の損傷を受けたもの又はこれ以外の損傷を受け更新若しくは改植を要すると認められるもの
イ 「中」とは、30%以上70%未満の主枝が裂け、又は折れ、結果枝等の損傷が大きいもの、これに準ずるもの
ウ 「軽」とは、30%未満の主枝が裂け、又は折れ、結果枝等が若干折損しているもの、これに準ずるもの
(2) 落葉の程度
ア 「甚」とは、落葉、葉の萎ちょう、葉の枯死等の被害が70%以上と認められるもの
イ 「中」とは、落葉、葉の萎ちょう、葉の枯死等の被害が30%以上70%未満と認められるもの
ウ 「軽」とは、落葉、葉の萎ちょう、葉の枯死等の被害が30%未満と認められるもの

別表18 (様式第2号の(G))

様式第2号の(G)

家畜・畜産物被害報告書(第○報)

災害発生日: 年 月 日

調査時点: 年 月 日 時 現在

災害名:

報告機関名:

(1) 家畜の被害

家畜名		被害数量	単価	被害額	被害内容	被害地域	被害 農業者数	備考 (農家別内訳)
乳用牛	成牛(生後1年以上)			千円				
	子牛(生後1年未満)							
	計							
肉用牛	成牛(生後1年以上)							
	子牛(生後1年未満)							
	計							
豚	成豚(生後100日以上)							
	子豚(生後100日未満)							
	計							
採卵鶏	成鶏(ふ化後5ヶ月以上)							
	雛(ふ化後5ヶ月未満)							
	計							
肉用鶏								
馬								
めん羊・山羊								
その他 ()								
計								

記載事項

※被害内容欄には、死亡、廃用、疾病障害等ごとに主な原因を具体的に記載する。

例: 浸水・流失による死亡, 降雪による畜舎倒壊に伴う瀕死(骨折)による廃用等

(2) 畜産物の被害

畜産物名		被害数量	単価	被害額	被害内容	被害地域	被害 農業者数	備考 (農家別内訳)
				千円				
計								

様式第2号の(H)

災害発生日： 年 月 日

災 害 名：

調 査 時 点： 年 月 日 時 現在

報告機関名：

様式第2号の(1)[illegible]

記載事項

- 1 被害数量は原則として単位とするが、単位の変更を要する場合は適宜修正し、変更した単位を数量の末尾に追記する。
2 被害内容欄には、主な被害状況を記載する（流出・冠水など）。
3 記載に当たっては、家畜・畜産物被害（第〇報）報告書等の他報告書と二重計上にならないよう注意する。

別表21（様式第2号の（J））

様式第2号の(J)

林業施設等被害報告書(第○報)

災害発生日： 年 月 日

調査時点： 年 月 日 時現在

災 害 名：

報告機関名：

(1) 治山関係

被害状況 種別		数量	被害額	備考
林地 荒廃	山地崩壊	ヶ所	千円	
	海岸防災林	ヶ所		
治山 施設	山地治山施設	ヶ所		
	海岸治山施設	ヶ所		
計				

(2) 林道関係

被害状況 種別	路線数	箇所数	延長	被害額	備考
林道施設			m	千円	
(橋梁・トンネル)			m		

1 橋梁・トンネル欄には、林道施設の内数として橋梁・トンネル被害を記入すること。

(3) 林産関係

被害状況 種別		数量	被害額	備考
林産 施設	木材加工流通施設	ヶ所	千円	
	特用林産施設	ヶ所		
苗畑施設		ヶ所		
計				

別表22（様式第2号の（K））

様式第2号の（K）

林産物等被害報告書（第○報）

災害発生日： 年 月 日

災 害 名： _____

調査時点： 年 月 日 時 現在

報告機関名： _____

種別			事業主体名	件数	単位	被害状況				被害額 (千円)	備考
						浸水	流失 埋没	折損 枯損	計		
林 産 物	木 材	立木			m ³						
		素材			m ³						
		製材			m ³						
	薪 炭	薪炭原木			m ³						
		黒炭			m ³						
		木炭			俵						
		薪			m ³						
	特 用 林 産 物	しいたけ			kg						
		わさび			kg						
		しいたけ ほだ木			本						
		竹(材)			束						
	種苗				本						
ha											
森林組合及び森林組合連 合会の在庫品 ()					()						
その他											
計											

記載事項

- 1 事業主体名欄には森組、農協及びこれらの連合会又は中小企業等協同組合、会社、個人別にそれぞれの被害件数、被害状況、被害額を記入すること。
- 2 森林組合及び森林組合連合会の在庫品については、具体的な林産物名とその単位を()内に記入すること。

別表23（様式第2号の（L））

様式第2号の(L)

水産関係被害報告書(第○報)

災害発生日:

調査時点:年月日時 現在

災害名:

報告機関名:

1.施設等被害

(A) 漁船

金額単位:千円

区分	滅失			大破			中破			小破			計			備考
	経営 体数	隻数	被害額	経営 体数	隻数	被害額	経営 体数	隻数	被害額	経営 体数	隻数	被害額	経営 体数	隻数	被害額	
無動力船																
動力船	5t未満															
	5t以上															
計																

(B) 漁具

種類	滅失		大破		中破		小破		計				備考
	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	経営 体数	数量	単位	被害額	
計													

(C) 養殖施設

養殖物の種類	養殖方法	滅失		大破		中破		小破		計				備考
		数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	数量	被害額	経営 体数	数量	単位	被害額	
計														

(D) 漁場

市町村名	漁業権の 免許番号	事業主体名	堆積土砂・ 漂流物の種類	被害の規模			被害額	備考	
				面積 (m ²)	数量	単位		平均堆積高等	被害額の 算出基礎
計									

(E) その他

①非共同利用施設

施設名	経営体数	数量	単位	被害額	備考
計					

②地方公共団体施設

施設名	事業主体数	数量	単位	被害額	備考
計					

別表23（様式第2号の（L）） 続き

2.水産物等被害

(A) 水産物

①養殖物

金額単位:千円

養殖物の種類	養殖方法	経営 体数	数量	単位	単価	被害額	備考
計							

②その他の水産物

種類	経営 体数	数量	単位	被害額	備考
計					

(B) 水産業協同組合在庫品

種類	数量	単位	被害額	備考
計				

3.漁港施設等被害

(A) 漁港・海岸

漁港名 又は地区名	事業主体	施設名	被災数量	復旧見込工事費	備考 (築造事業名年度)
計					

(B) 共同利用施設

被災施設名 及び所在地	所有主体名 及び所在地	被災概況 (被災箇所及び被災程度等)	被害額
計			

別表24 (様式第2号の(M))

農地・土地改良施設等被害報告書(第○報)

災害発生日:

調査時点:

災害名:

報告機関名:

工 種		事務所	市町村	関係改良区等	箇所数	発生場所	被害内容	被害額(千円)
農地	田							
	畑							
小計								
土地改良施設	ため池							
	頭首工							
	水路							
	排水機場							
	用水機場							
	用排水機場							
	堤防							
	農道							
	橋梁							
	農用地保全施設							
小計								
集排	農業集落排水							
	小計							
計								0

茨城県地域防災計画

編集発行 茨城県防災会議

事務局 茨城県防災・危機管理部防災・危機管理課

TEL 029(301)2885

作成 昭和38年10月

修正 令和7年3月発行
